

富士川水運資料①

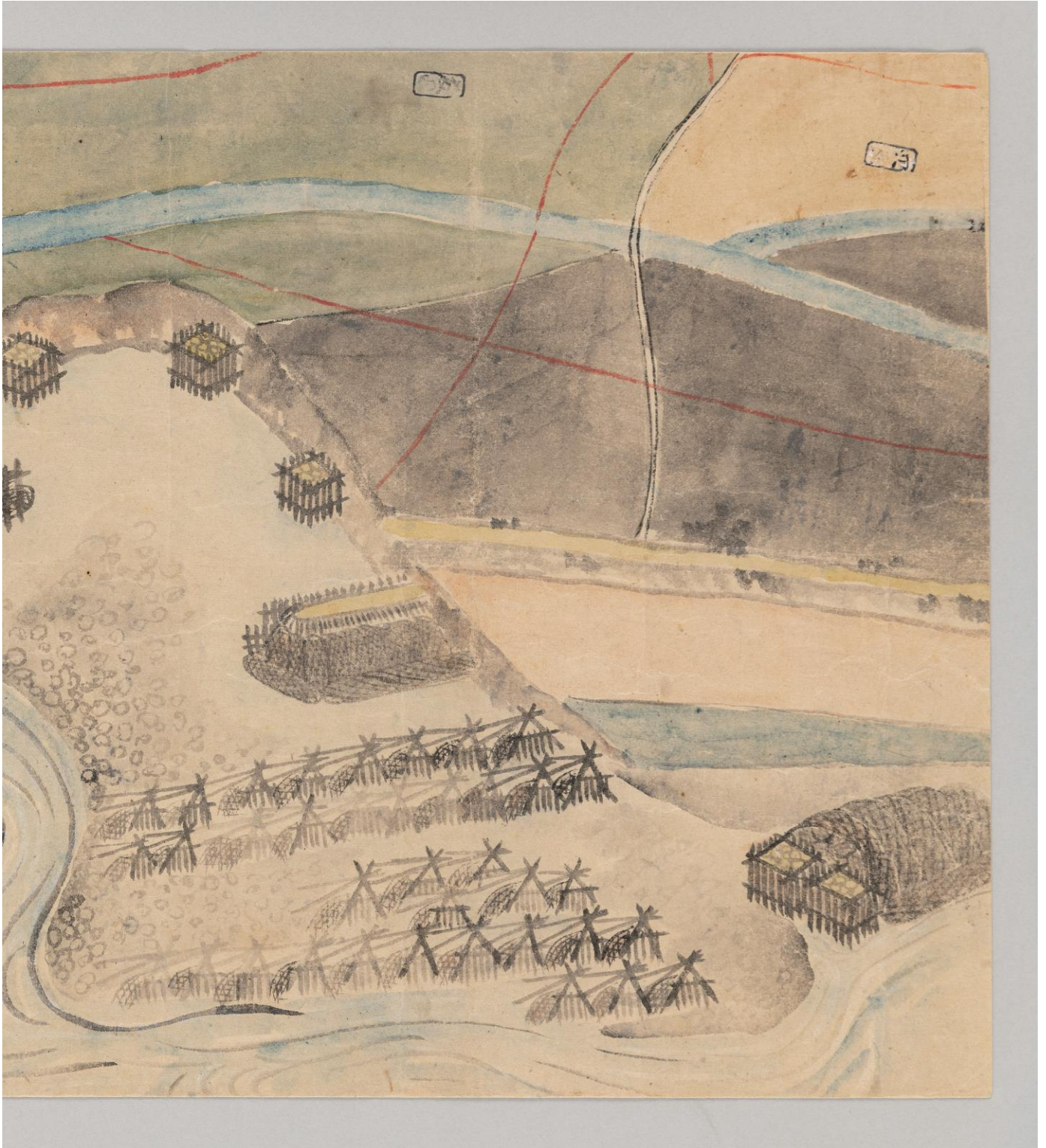
お問屋 小河内照一郎家所蔵

# 富士川絵図

富士川町教育委員会

富士川町郷土資料叢書





B

B青柳村富士川堤決壊絵図（仮題）



未申  
御普請

### 富士川絵図について

慶長十二年徳川家康の命を受け南倉了以が  
富士川開鑿のときに作った図面であると聞き伝えて  
おります。昔、私の屋敷内に幕府の役人が泊つたと  
いうはなれ座敷があつてその座敷には角倉了以が滞  
在していたこともあつたと代々の言い伝えになつてお  
ります。

### 富士川三大難所

富士川は川丈十八里(約七十キロ)天神ヶ嶽(図面の

箱原村

大柳川

C富士川絵図（仮題）



天神森（屏風岩）早川の急流が合流したところ  
 釜の口（芝川と内房の間）大水の時などは難破する舟  
 が多いので嘉永年間に再釜を行い図面にある貼紙  
 はそのときのものであるとのことです

昭和六十一年七月

小河内太郎左エ門家  
 十四代当主小河内為信  
 複写

羽鹿嶋村

天神森

箱原村

大柳川



復写

〔廿七番〕

羽鹿嶋村

西嶋村



岩間村

小山

楠甫村

手打沢村

西嶋村



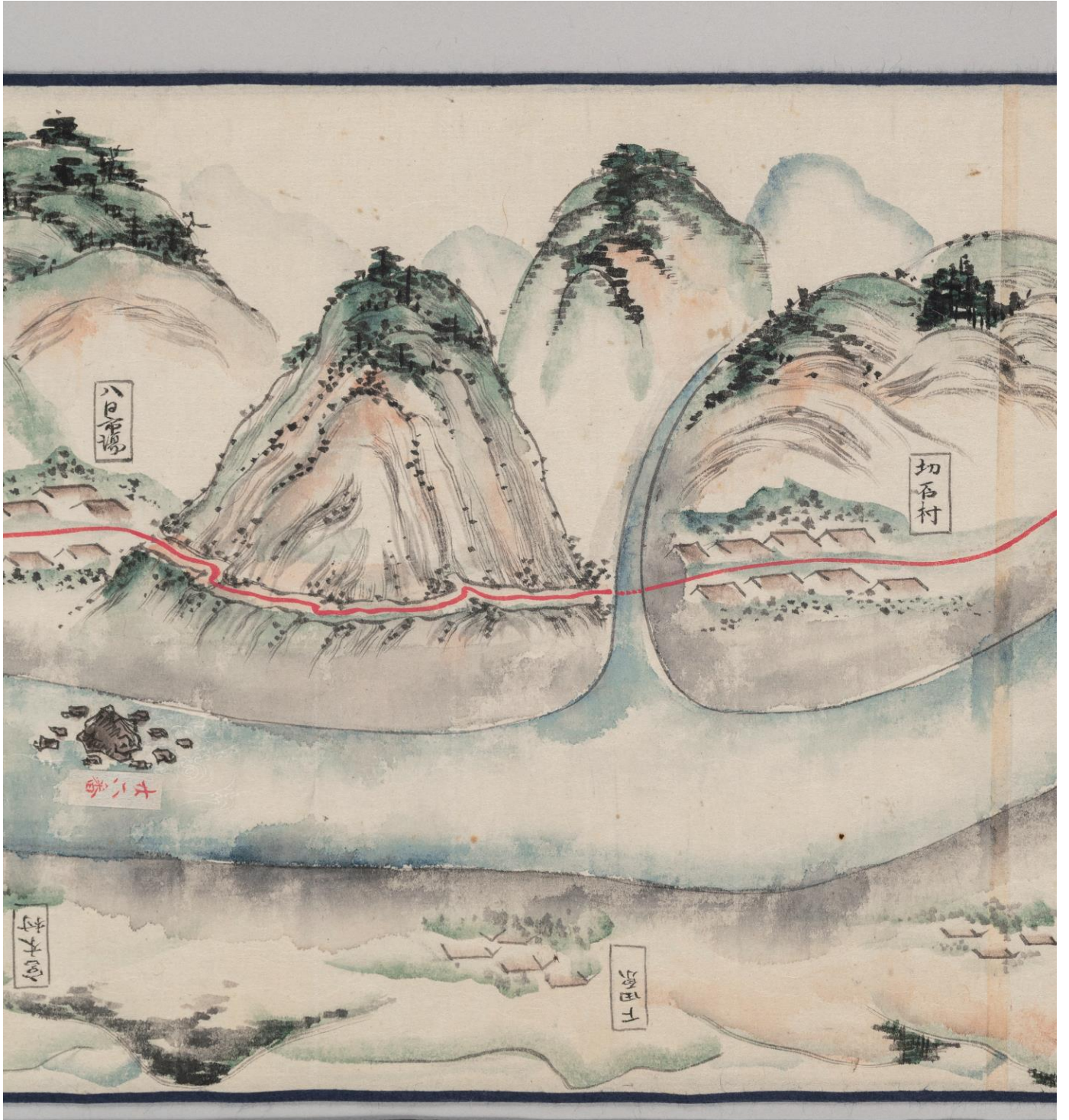
上田原

鴨狩津(向)村

岩間村

八日市場

切石村



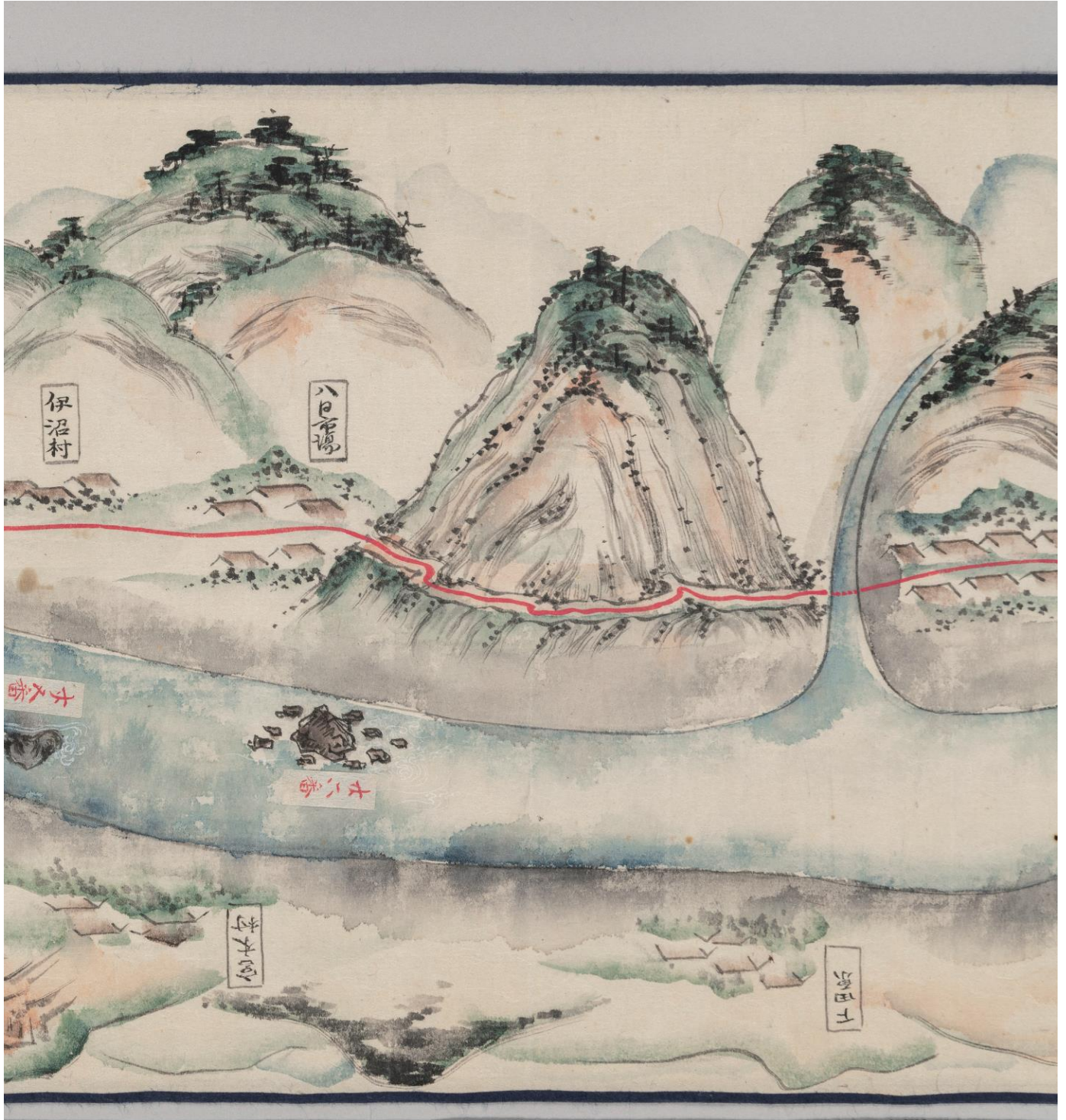
宮木村

〔廿六番〕

下田原

伊沼村

八日市場



〔廿五番〕

宮木村

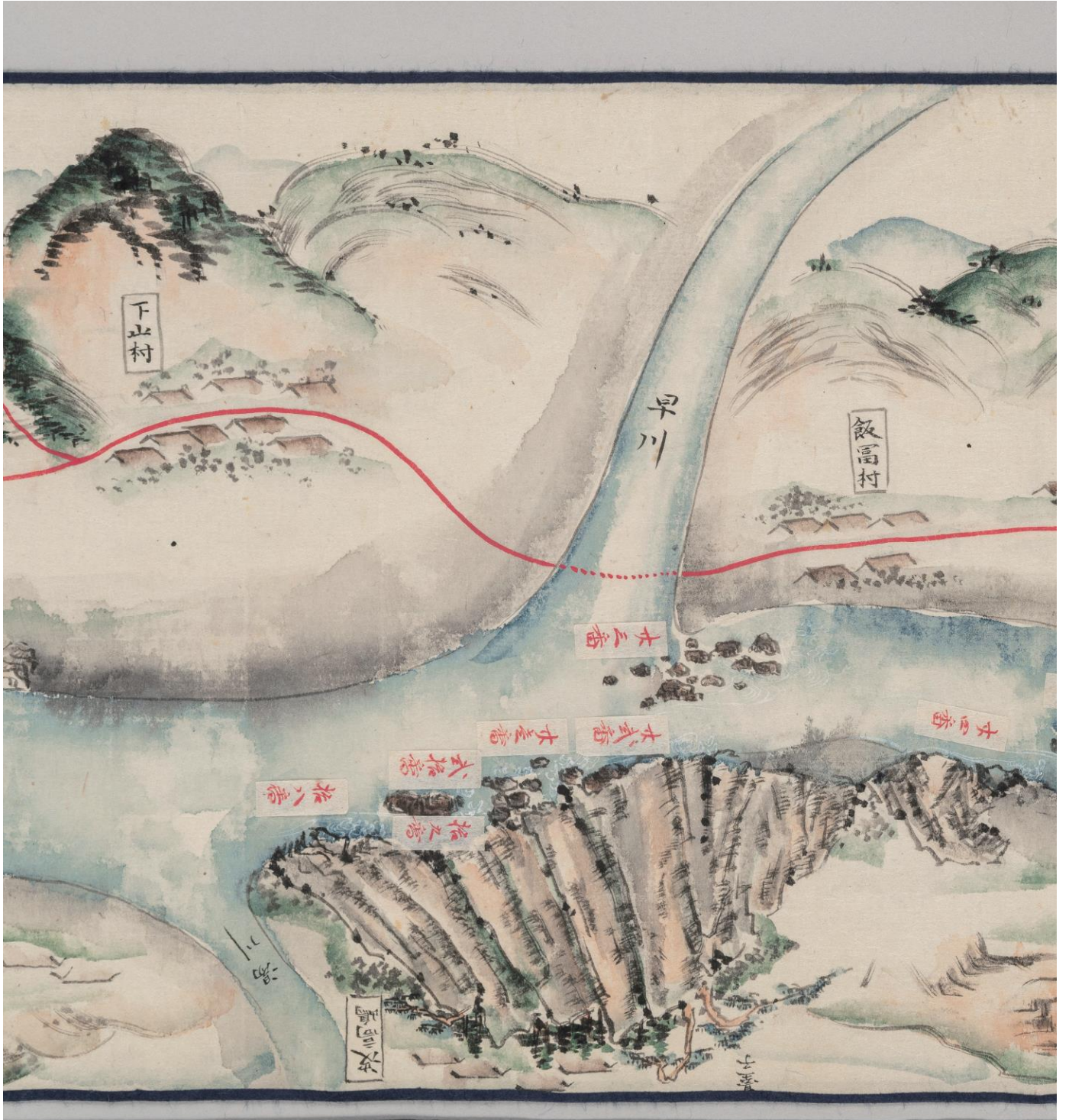
〔廿六番〕

下田原

下山村

早川

飯富村



湯川  
〔拾八番〕

波高嶋

〔拾九番〕  
〔貳拾番〕  
〔廿壹番〕  
〔廿貳番〕  
〔廿三番〕

臺子

〔廿四番〕

早川

下山村



〔廿三番〕

〔廿貳番〕

〔廿壹番〕

〔貳拾番〕

〔拾九番〕

〔拾八番〕

波高嶋

湯川

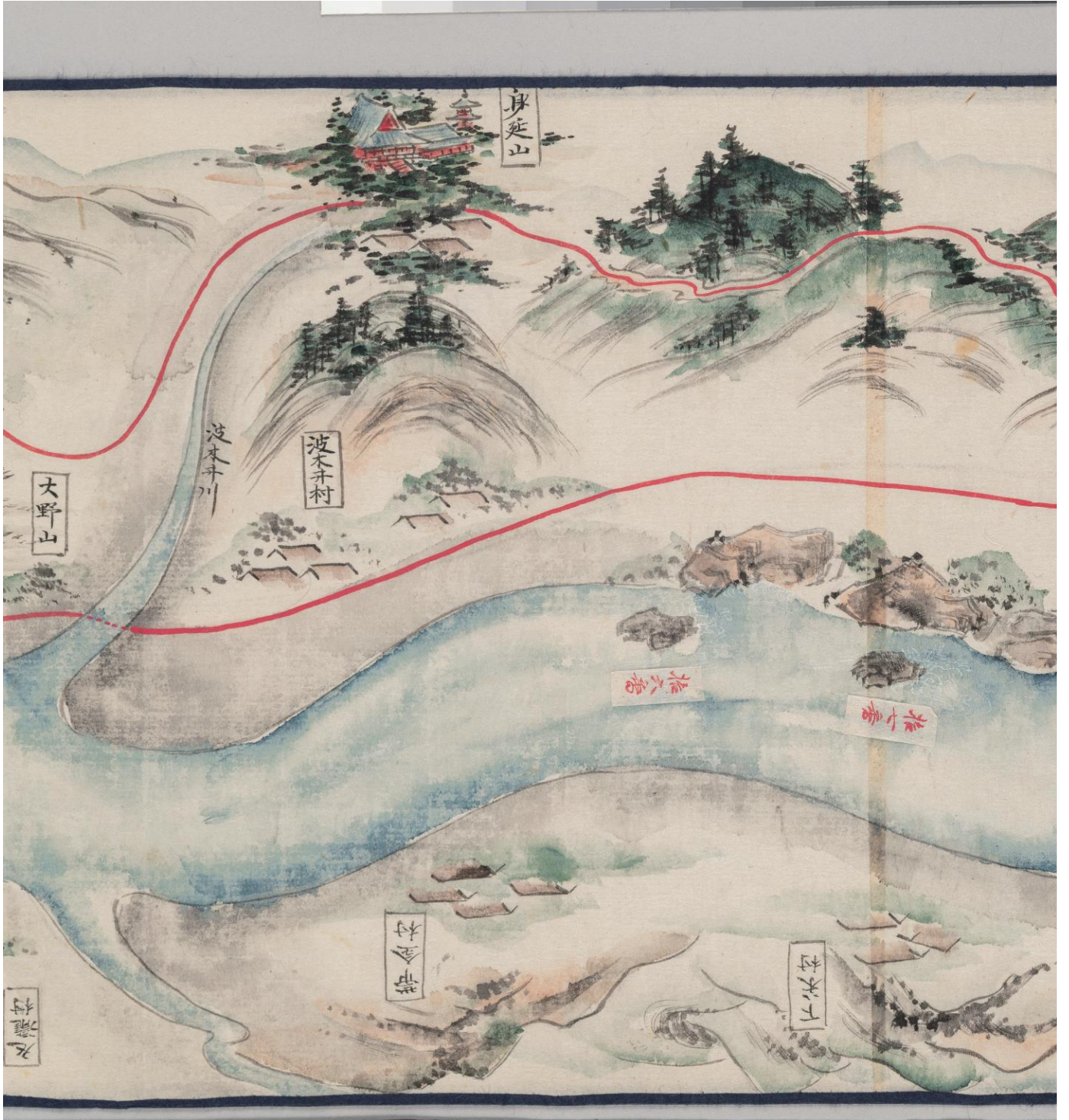
上八木(沢)村

大野山

波木井川

波木井村

身延山



丸瀧村

帯金村

〔拾六番〕

〔下八木(沢)村〕

〔拾七番〕

波木井村

波木井川

大野山



帯金村

丸瀧村

角打村

下清ヶ村  
子



和村

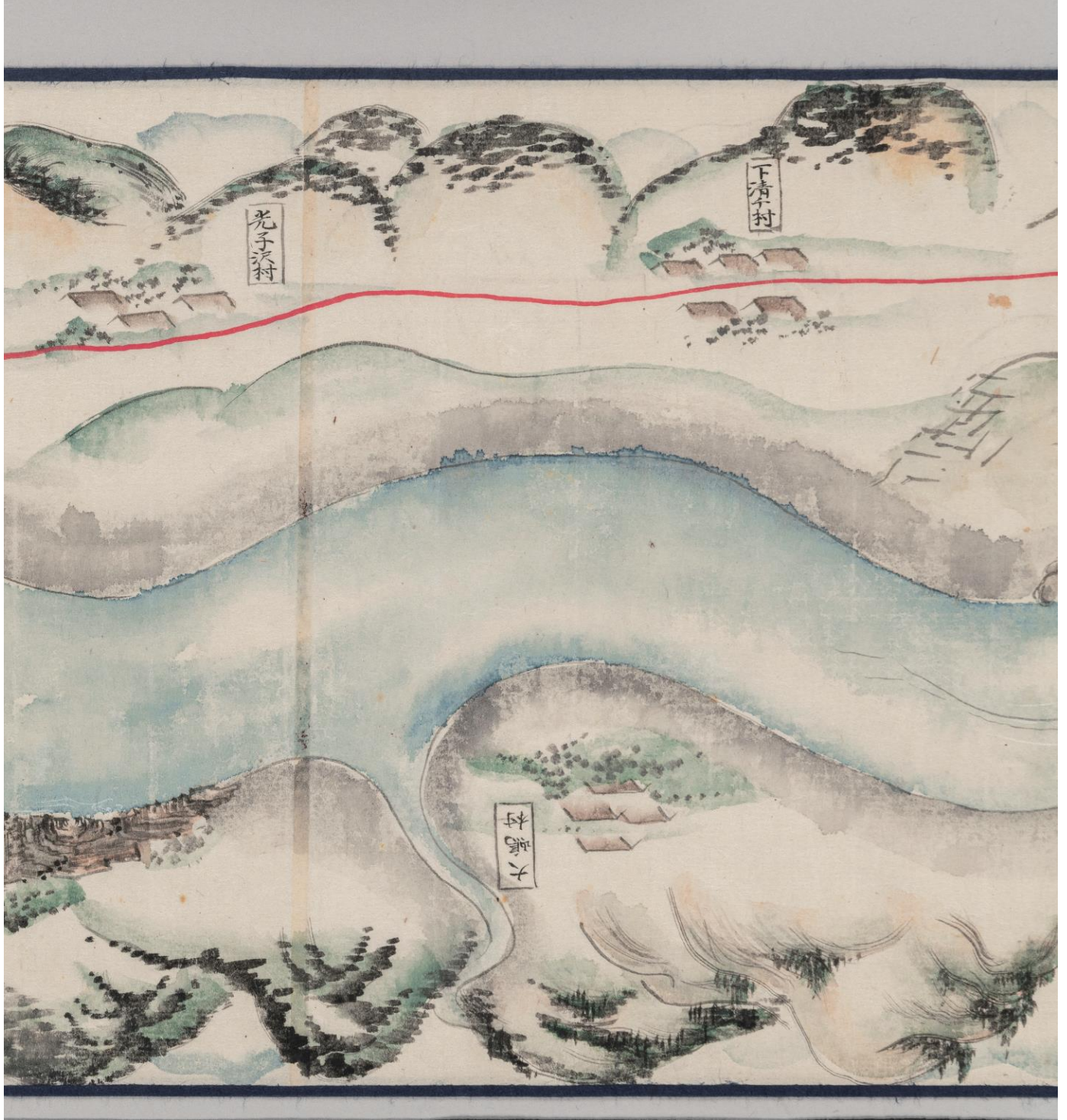
〔拾五番〕

平村

〔拾四番〕

光子沢村

下清ヶ村(子)



大嶋村

中野村



小内船

南部村

中野村



小内船

(下り舟の姿)

〔拾三番〕

〔拾貳番〕

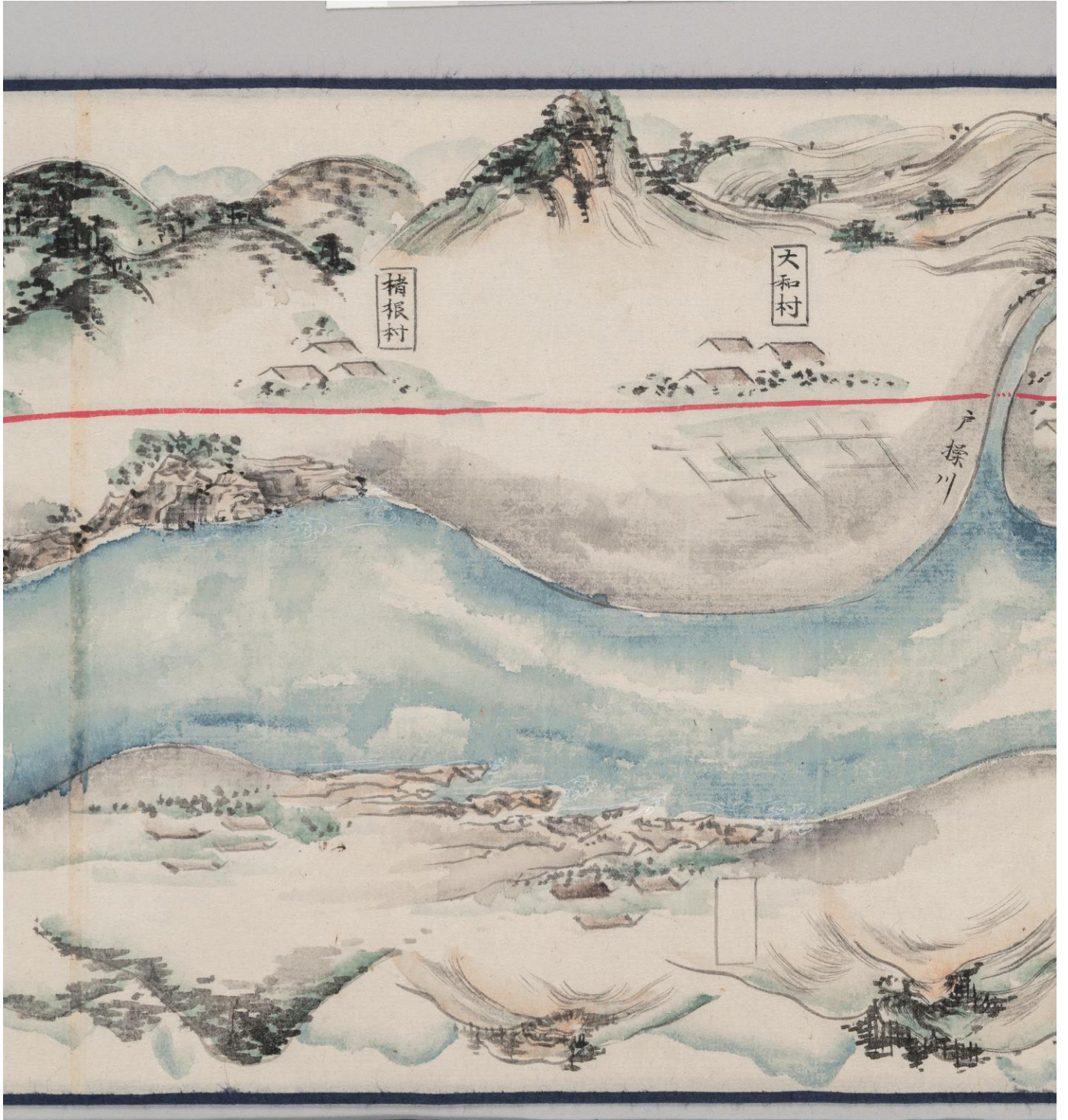
〔拾貳番〕

土瓶澤

楮根村

大和村

戸操川



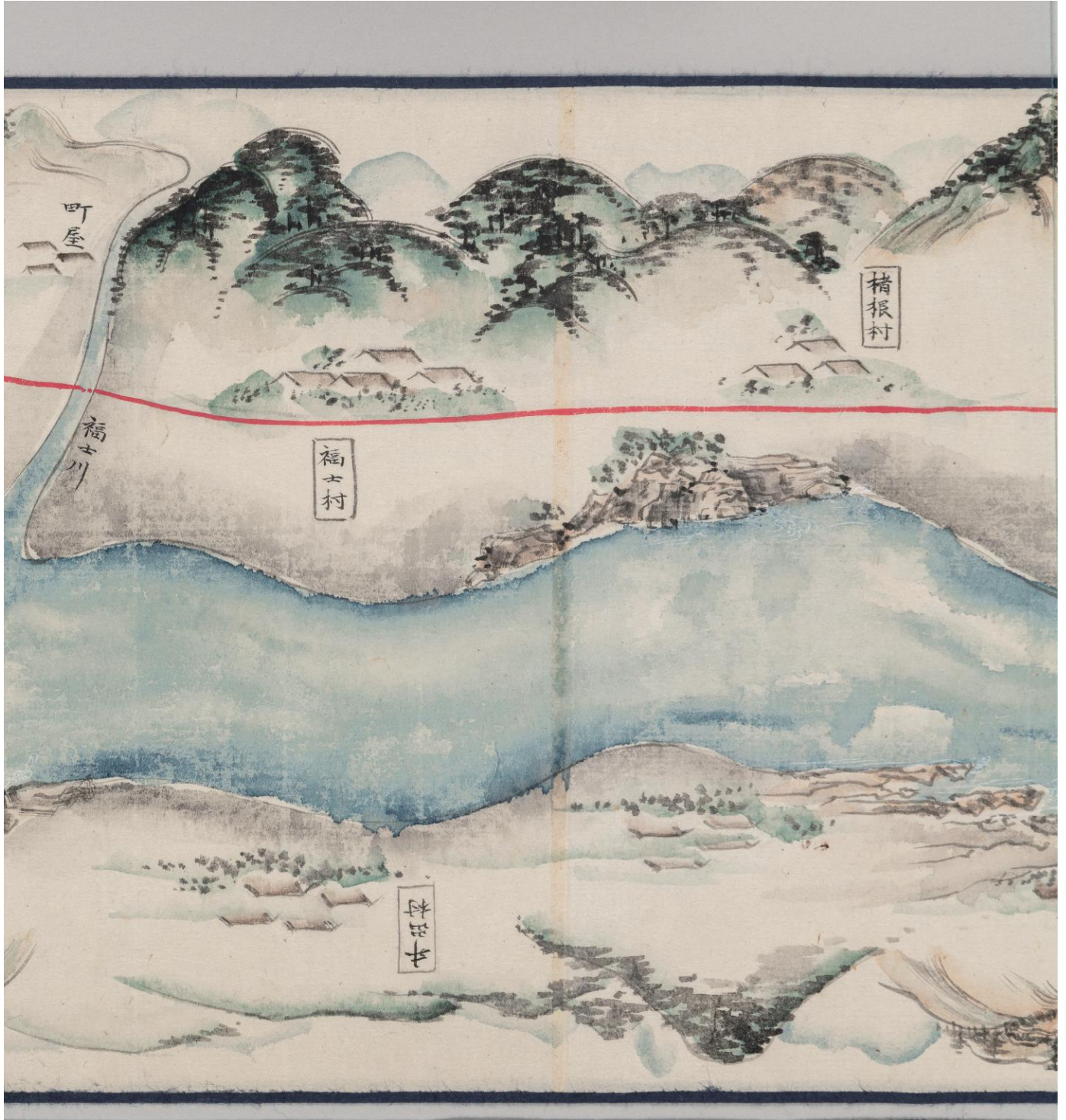
内船村

町屋

富士川

富士村

楮根村

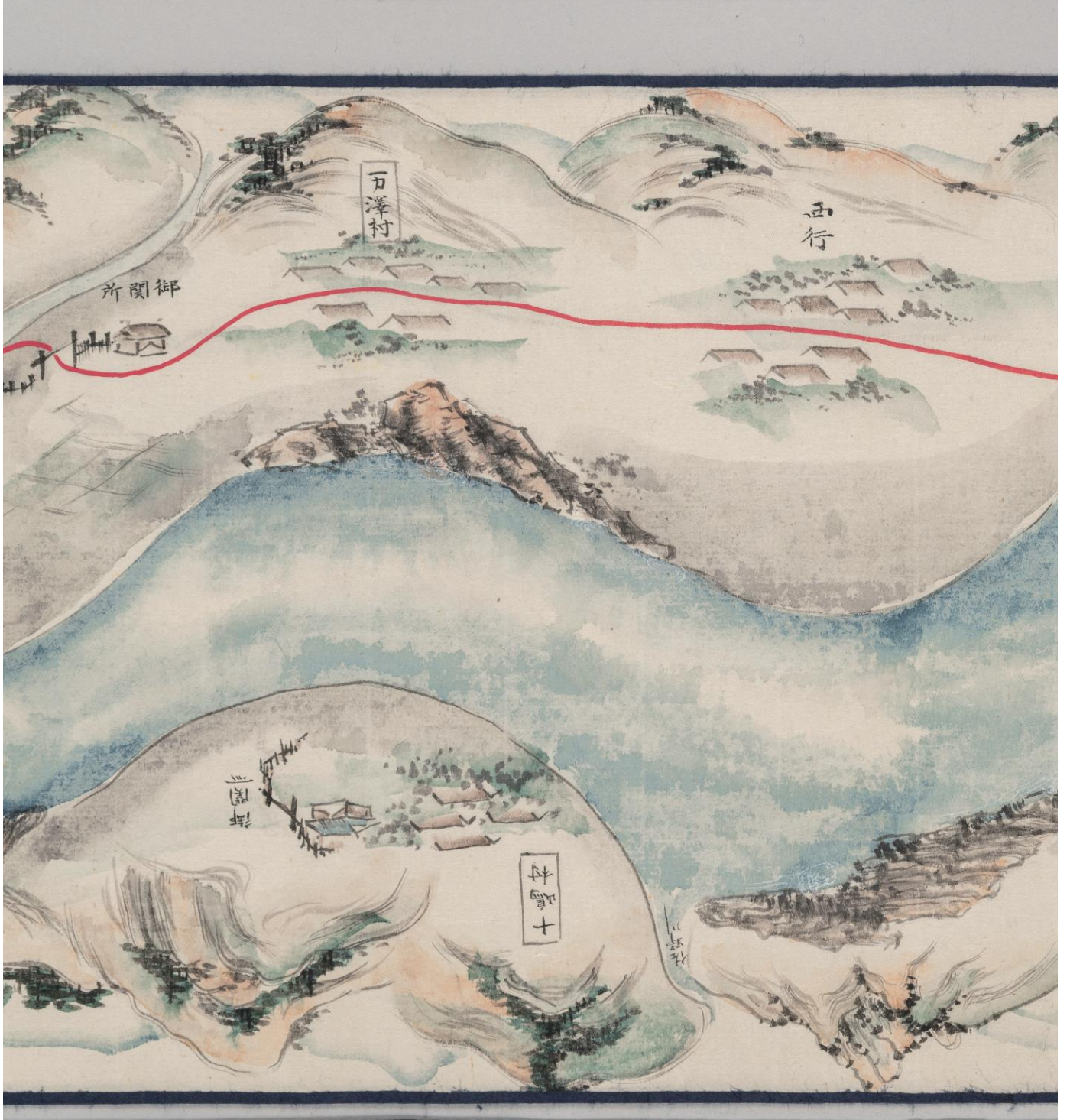


井出村

御関所

万澤村

西行



御関所

十嶋村

佐野川

万澤村

御関所

万沢川

甲駿塚



御関所

〔拾番〕

駿州

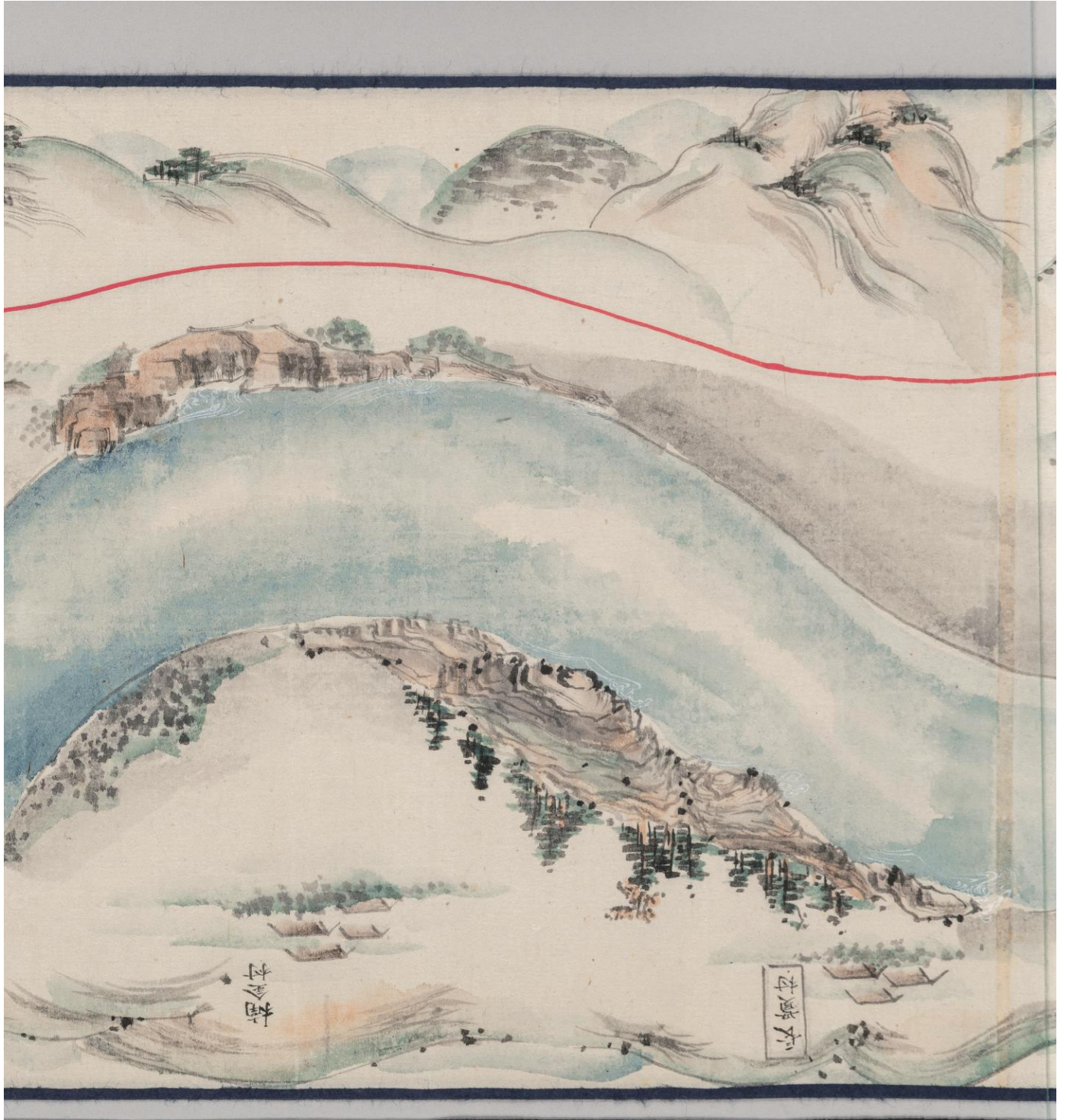
稲子村

駿州  
橋上



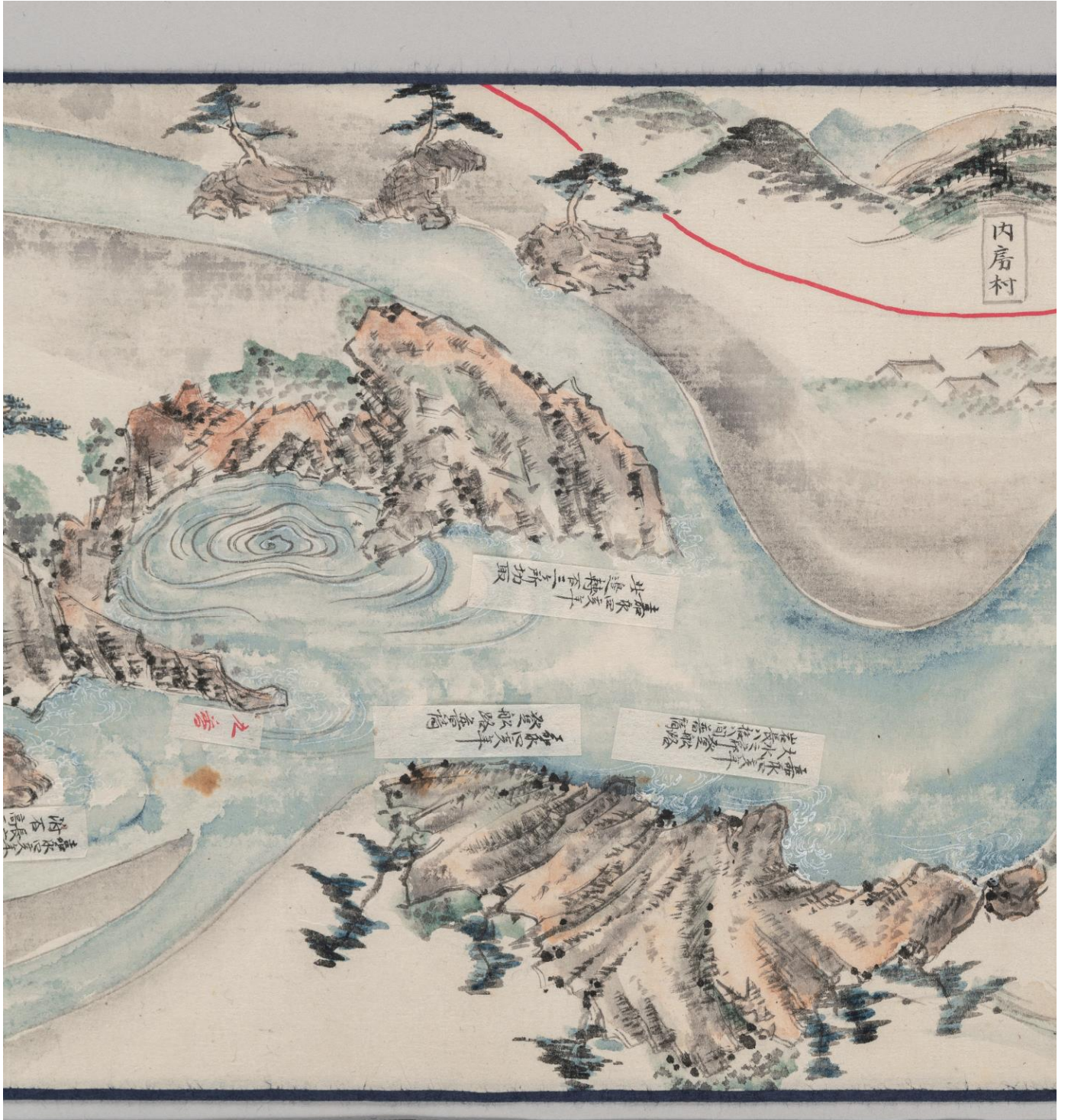
長貫村

稻子川



楠金村

長貫村



内房村

嘉永四年  
比邊轉石三ヶ所切取

嘉永三年  
登船路普請

嘉永三年  
大水之節登船路  
岩長八拾八間普請

之番

嘉永四年  
内房村

「嘉永四亥年

大水之節登船路

岩長八拾八間普請」

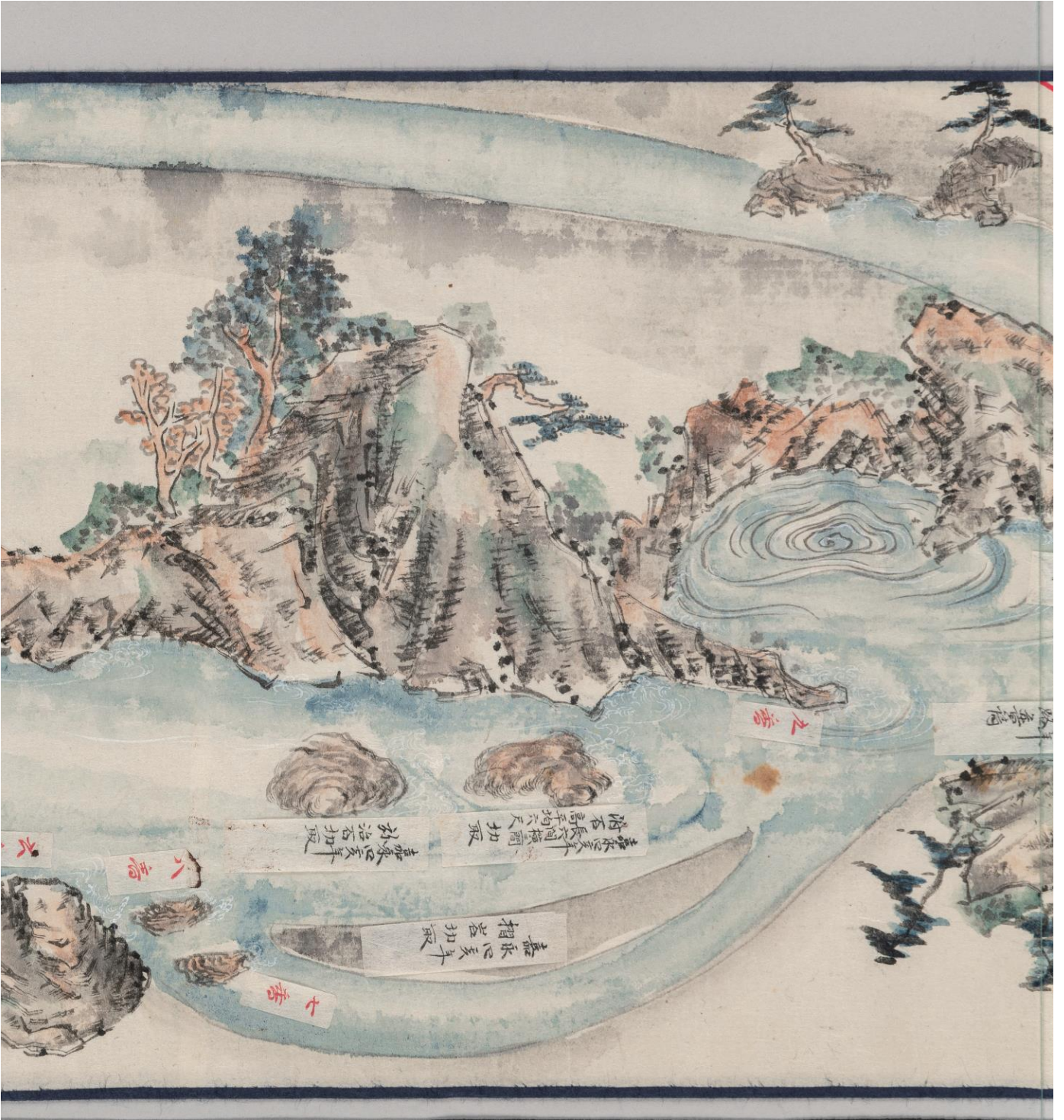
「嘉永四亥年

登船路普請」

「嘉永四亥年

比邊轉石三ヶ所切取」

〔九番〕



〔九番〕

〔嘉永四亥年

附石

長六間横二間

高平均六尺切取〕

〔嘉永四亥年

摺岩切取〕

〔嘉永四亥年

弥治石切取〕

〔七番〕

〔八番〕



〔六番〕

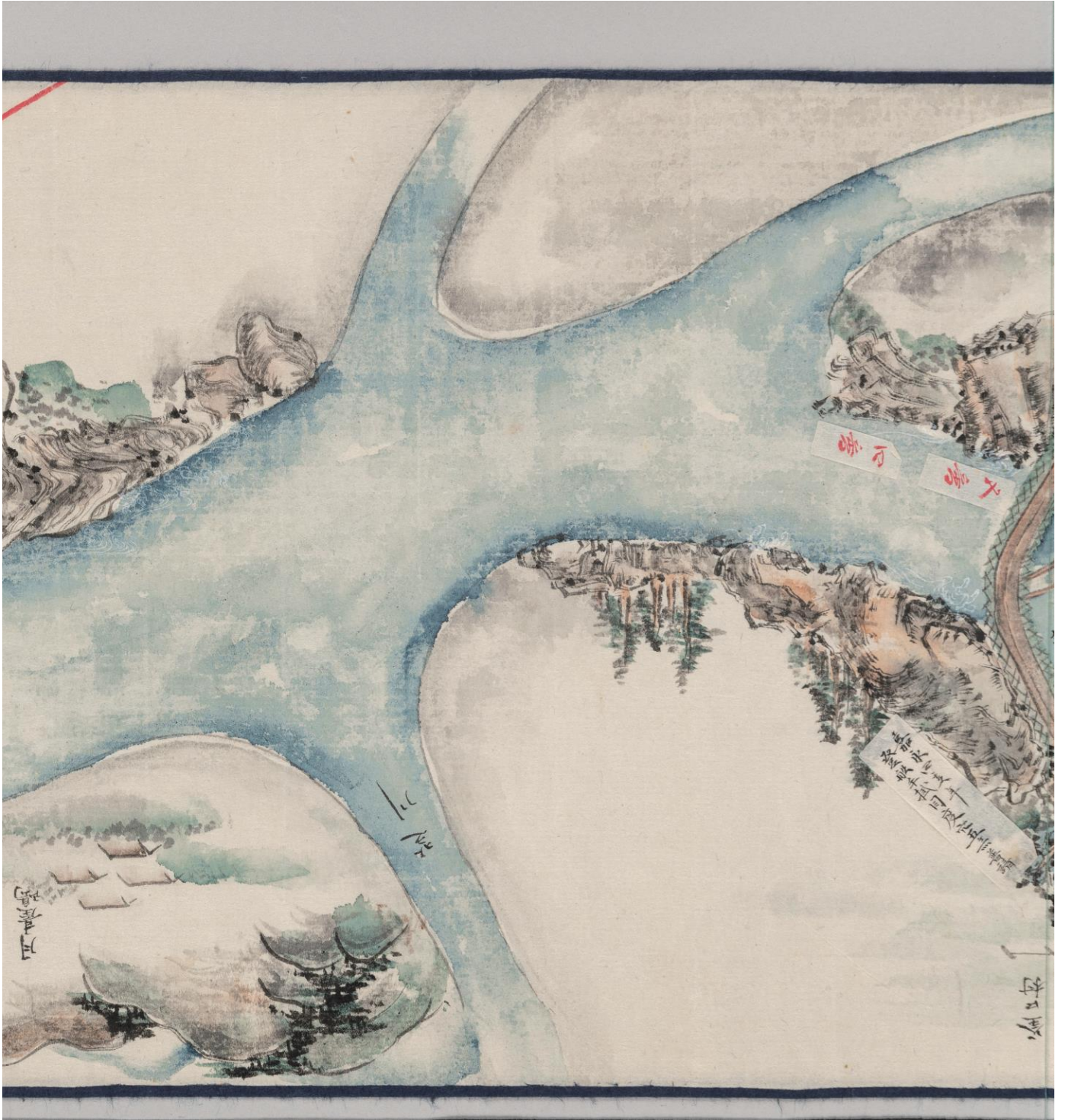
釣橋

釜口村

「嘉永四亥年  
 登船手掛目度穴  
 五ヶ所普請」

〔五番〕

〔四番〕



釜口村

〔嘉永四亥年

登船手掛目度穴

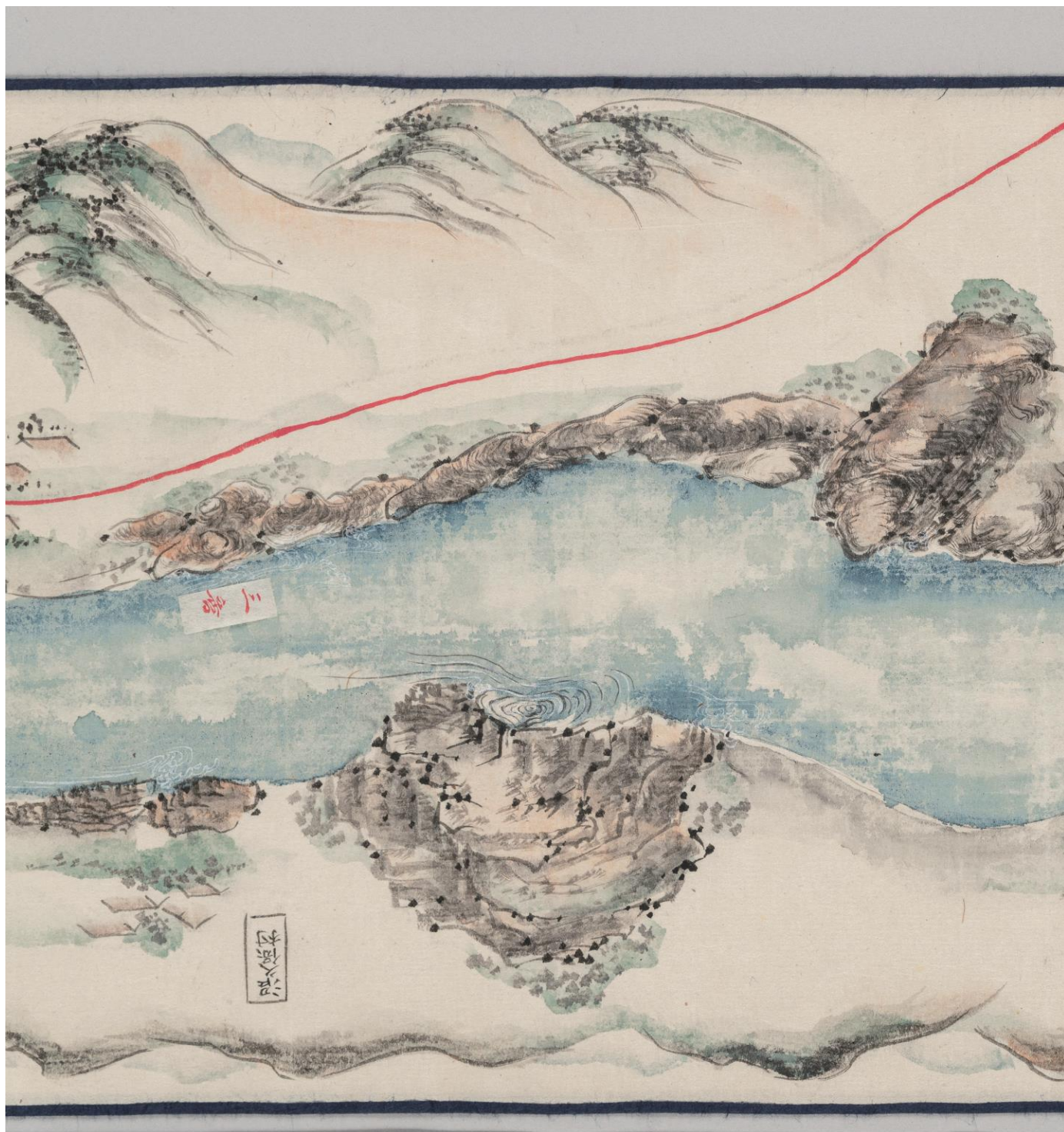
五ヶ所普請〕

〔五番〕

〔四番〕

芝川

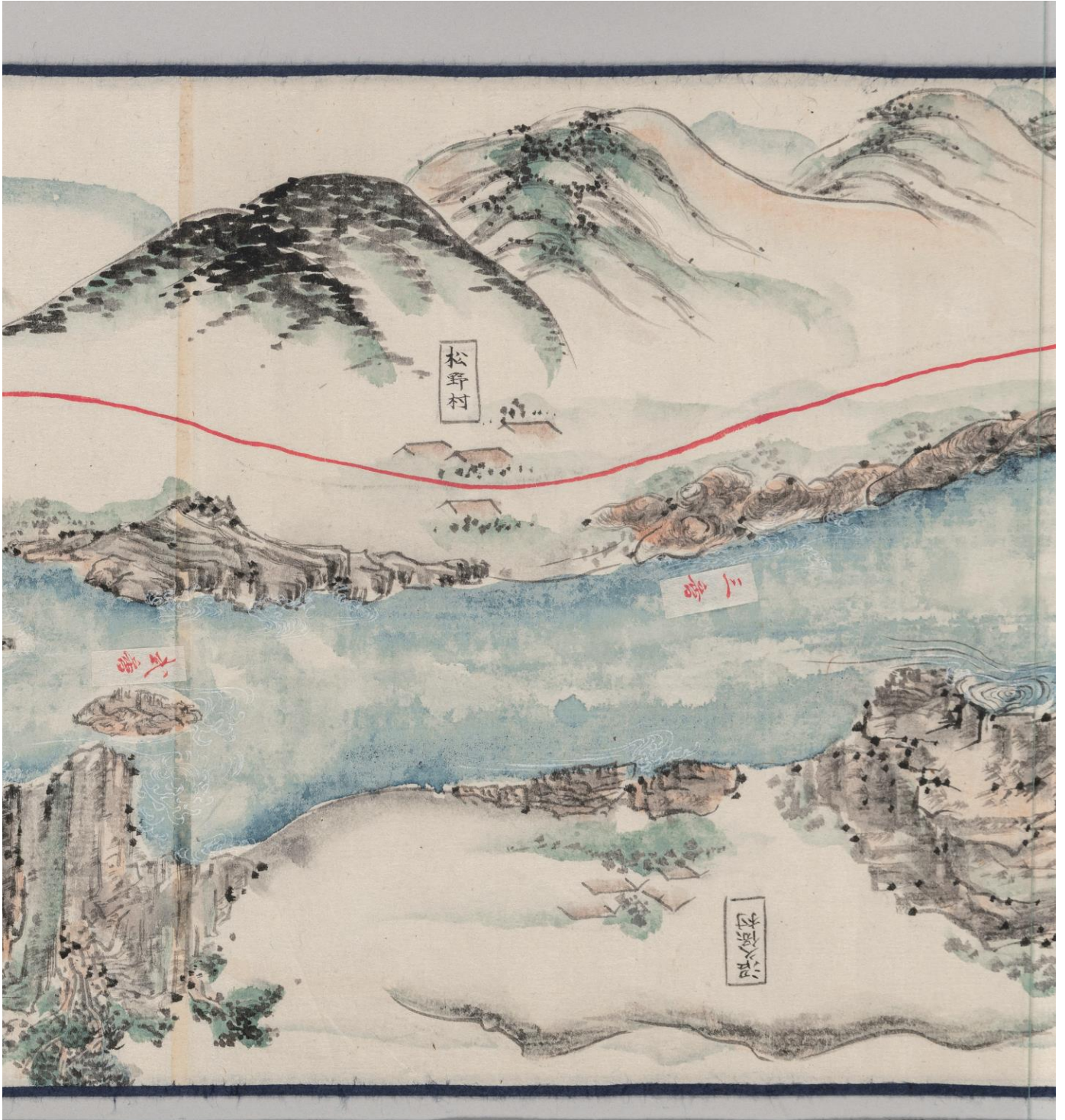
月臺嶋



〔三番〕

沼久保村

松野村

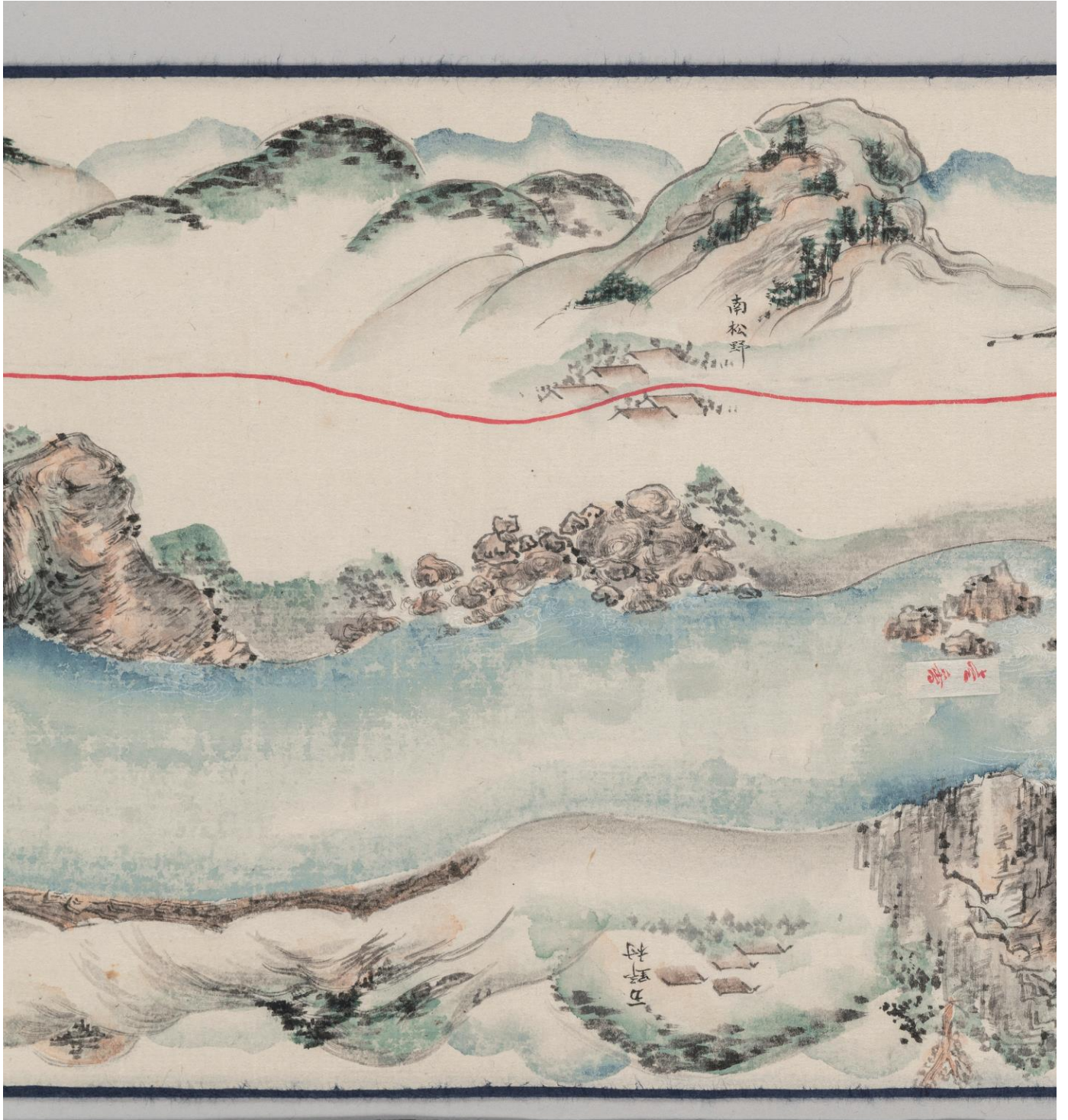


〔貳番〕

〔三番〕

沼久保村

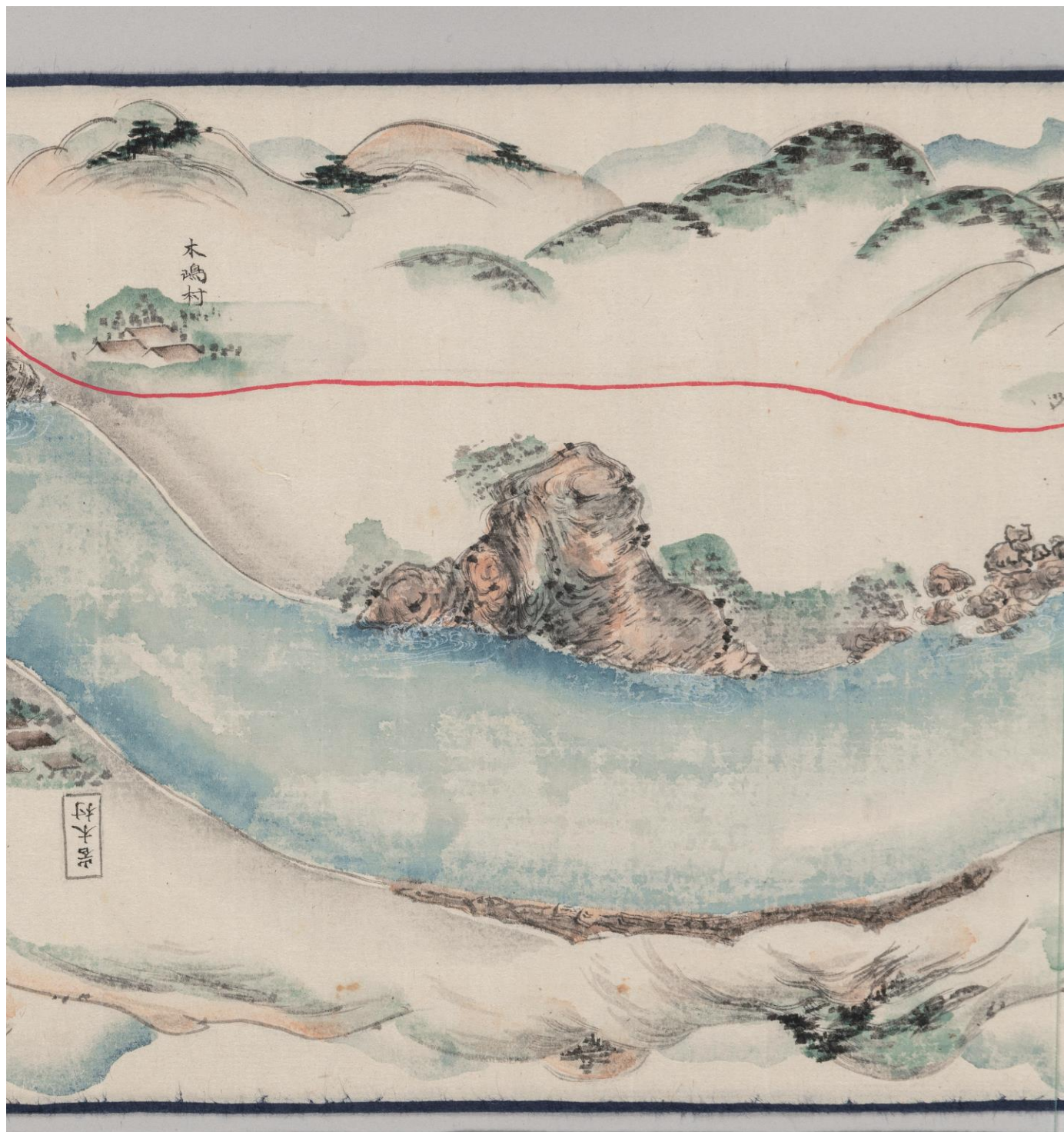
南松野



万野村

〔吉番〕

木嶋村



岩木村  
(岩本村)

御米蔵  
御米揚場

岩淵

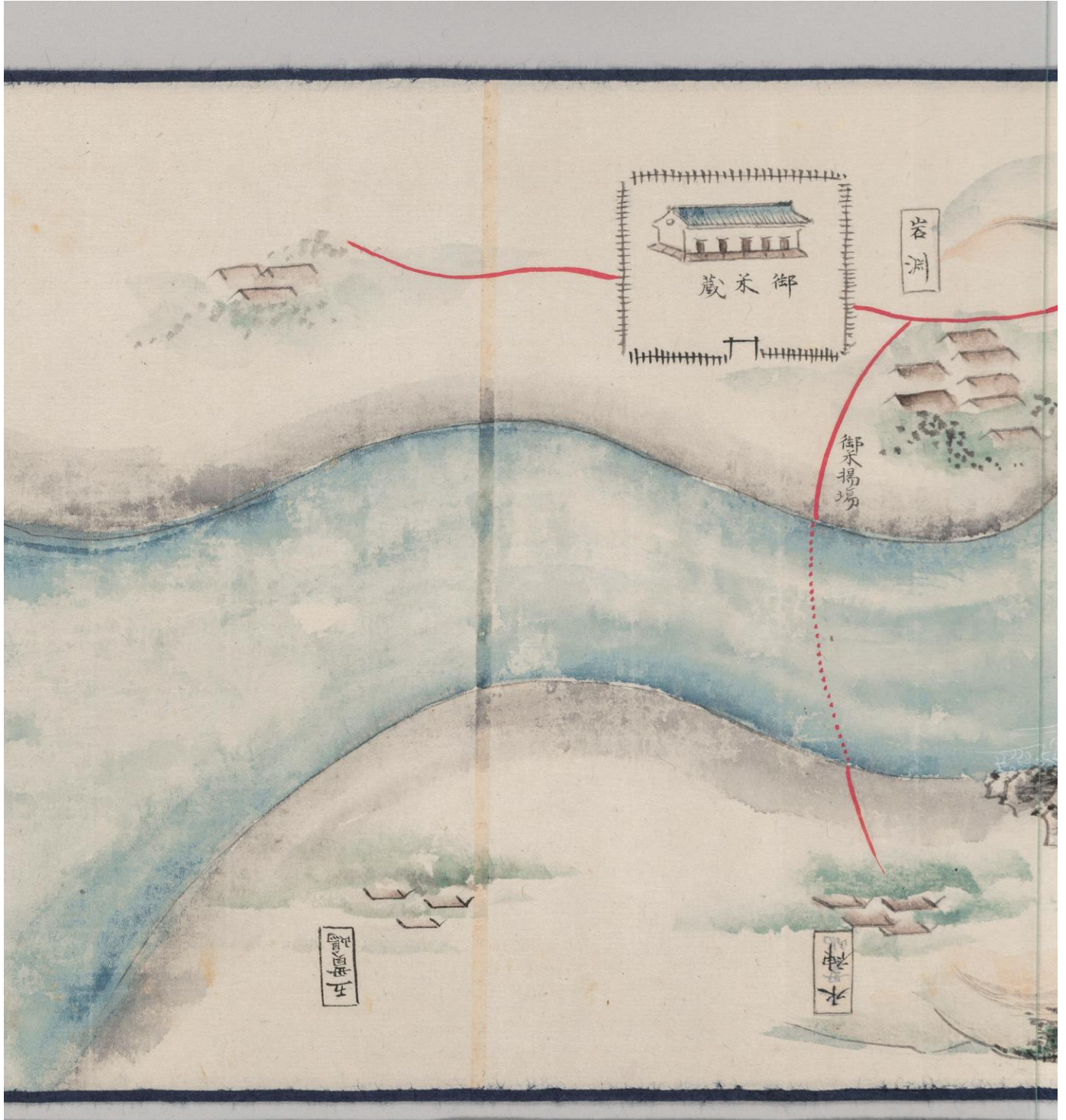


水神  
〔五貫嶋〕の上に貼紙

松岡村

岩淵

御米揚場  
御米蔵



五貫嶋

水神

C16



福士川

福士村



井出村

寄畑村

大アサセ  
大アサセ  
大アサセ

船路浅 □

御番所  
甲駿  
万沢川

万澤村

西行

D富士川絵図下書（仮題）〔破損あり〕



宮ヶ鼻

アサセ

御番所

十嶋村

佐野川

大アサセ

大アサセ

船路

万澤村

御番所

甲駿  
万沢川



十嶋村

御番所

アサセ

宮ヶ鼻

小豆石

お坊岩  
難場

本成寺

内房村

駿州橋上



長貫村

駿  
 稲子村  
 茶木畑大難場  
 (下り船の姿)

内房村

本成寺

立岩

三ツ岩



長貫村

糸尻岩  
楠金村  
銚子口

峯岩  
象ヶ岩  
弥二右子門岩  
立石  
金岩

内房川

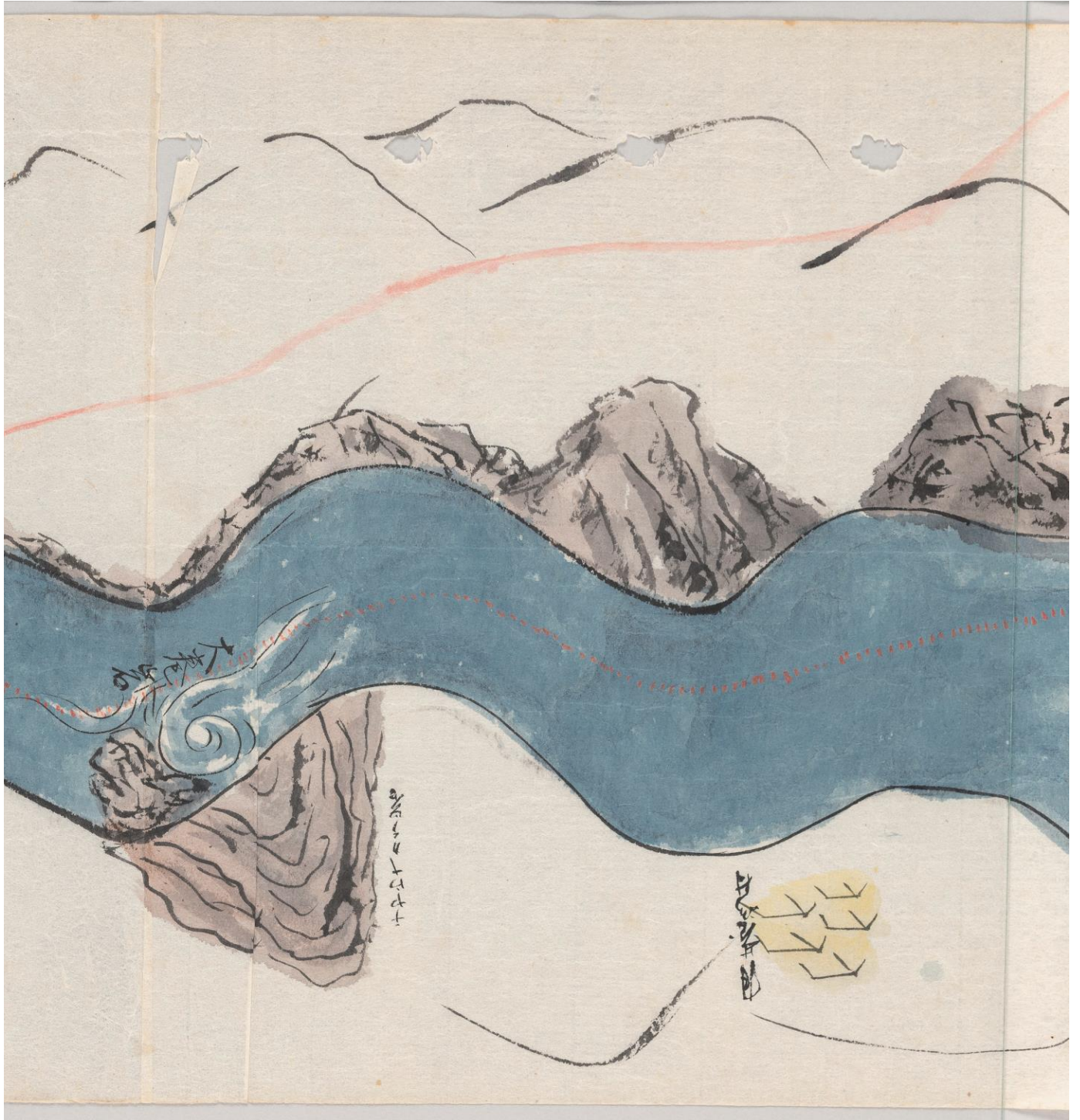
後川



月臺嶋村

柴川

釜口  
丸岩  
蔵岩  
釣橋  
二ノ岩  
瀬戸嶋



大巻岩

チヤウナカケ岩

月臺嶋村

南松野村

俵石

弓立石

松野村



万野村

七色岩

犬落

「星山村人家有」

夕口金岩

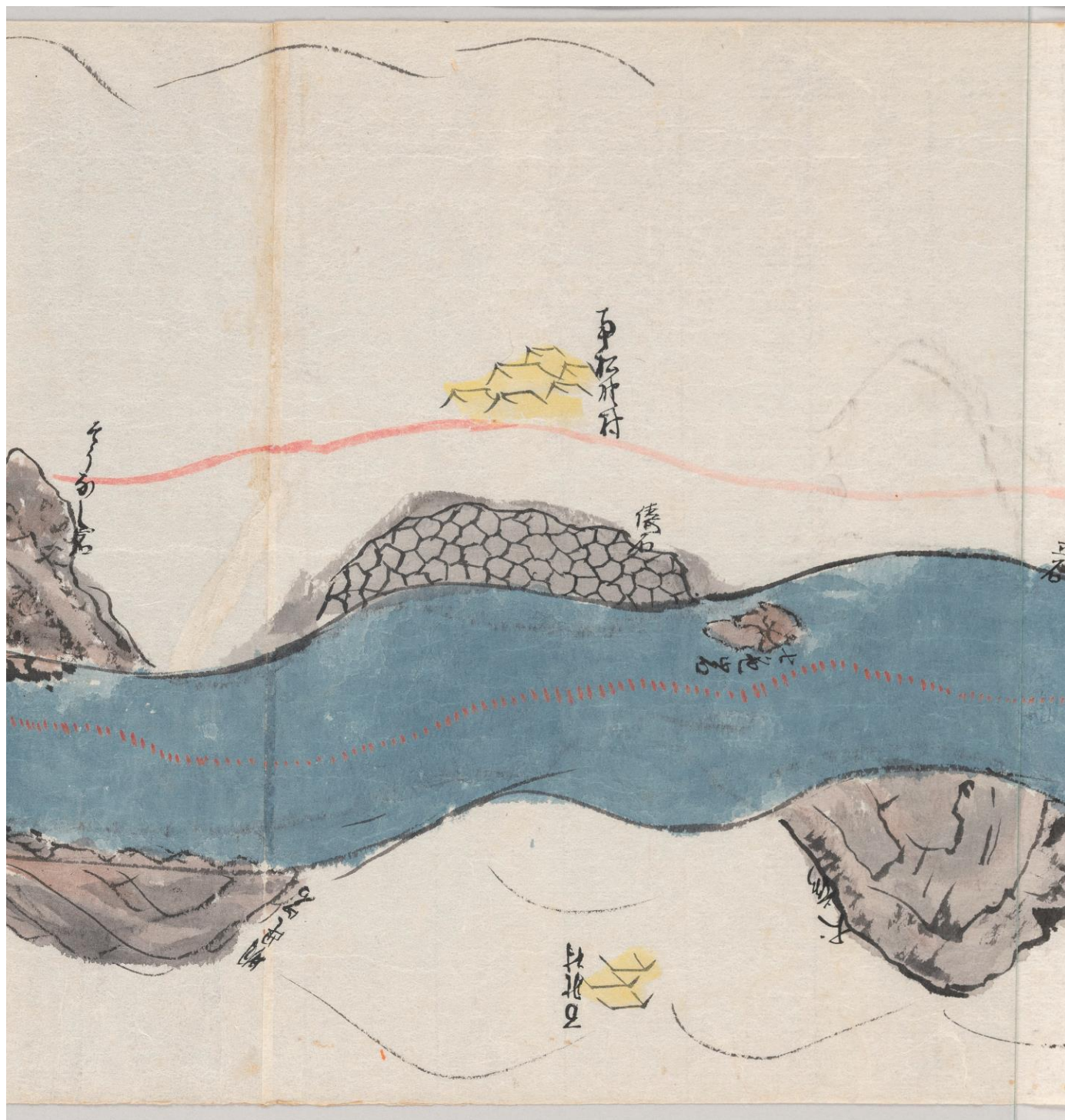
沼久保村

「流し綱」

そうなし岩

南松野村

俵石



明星岩

万野村

七色岩

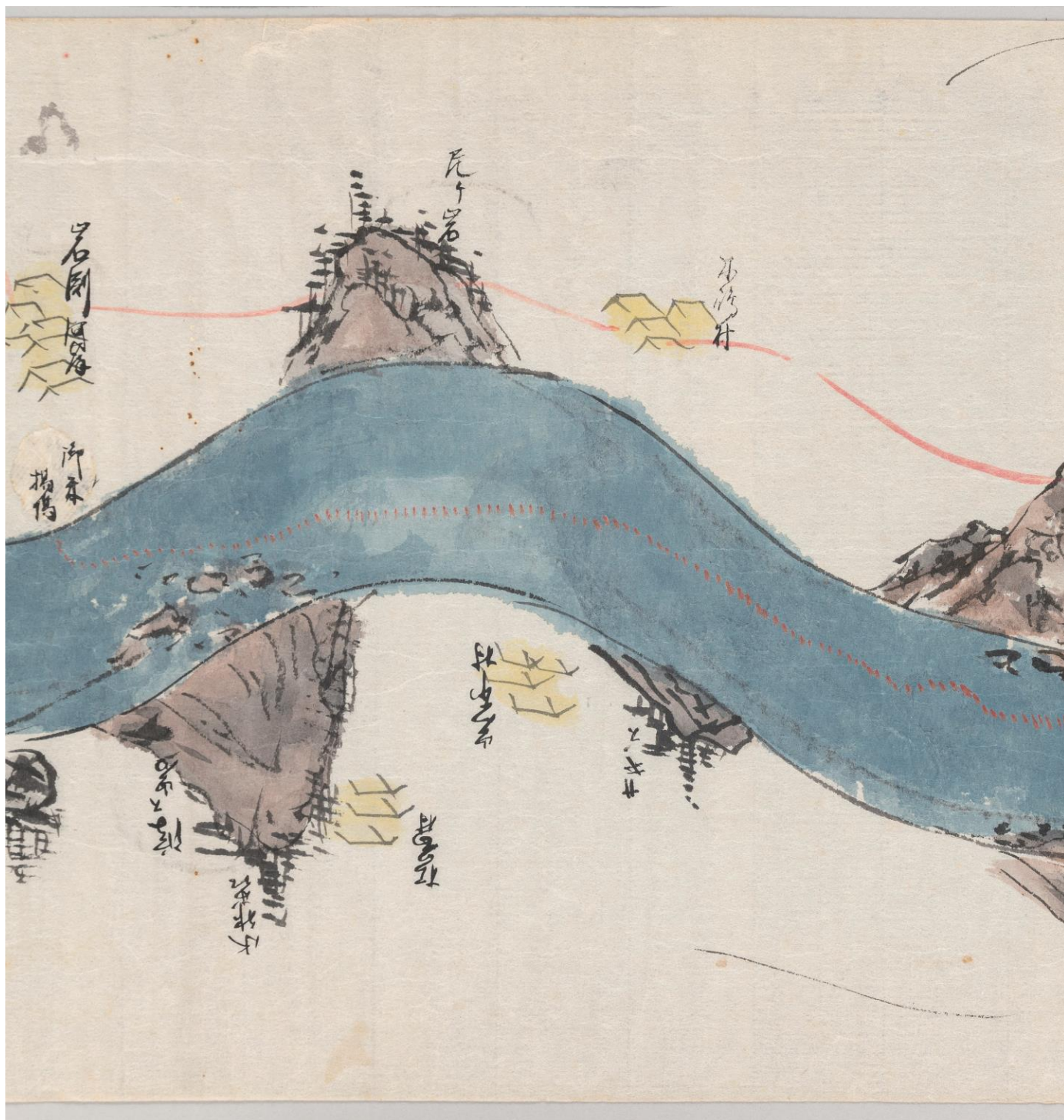
犬落

木嶋村

尼ヶ岩

御米揚場

岩測河岸



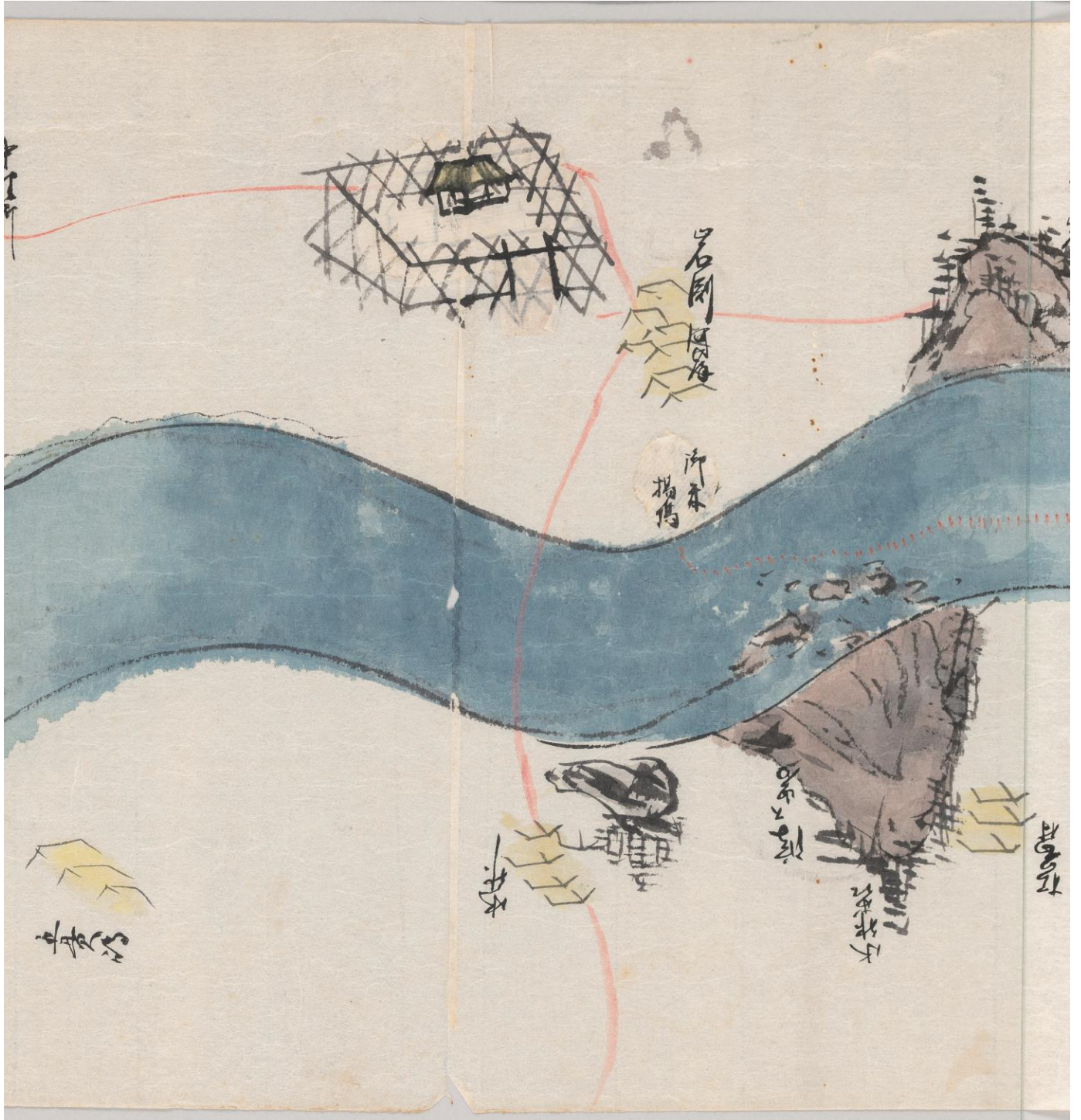
サキノス

岩本村  
松岡村

水神ノ森  
浮入岩

御米揚場

岩測河岸



松岡村

水神ノ森

浮入岩

水神

五貫嶋

D6

中野郷



E 船中安全祈願札



# 富士川町郷土資料叢書第五集の発刊によせて

富士川町教育長 野 中 正 人

山梨県南巨摩郡富士川町は甲府盆地の南部に位置しますが、この盆地を流れる笛吹川と釜無川という二つの河川は、町の北側で合流して日本三大急流の一つ富士川となつて静岡県駿河湾に注いでいます。

この二つの川が合流して富士川となる場所、また勢いよく甲府盆地を流れ下る場所にある本町は、町の東側が富士川に對面する地形で、まことに富士川町を名乗るにふさわしい位置にあるといえましょう。

先人が、この地に青柳河岸と鰍沢河岸、對岸に黒沢河岸という「甲州の三河岸」を選定したのは、江戸幕府が開かれて間もない慶長十二年（一六〇七）頃のことといえますから、今から約四百年以上前にあたります。

この時、富士川を開鑿かいさくしたのが京都の豪商角倉了以ですが、その川筋見立ての際、案内をし、問屋役を仰せつかったのが小河内太郎左衛門家の先祖であったといえます。小河内家の元の屋敷のはなれ座敷には、角倉了以が滞在したとの言い伝えもあつたそうです。

本書では、小河内家に伝わった四種類の富士川関係の絵図を中心に、青柳村や青柳河岸について考察しています。

この郷土資料叢書も第五集となり、いよいよ富士川舟運をメインテーマにとりあげます。町内には、長い年月にもかかわらず、多くの資料が残されています。それらに照明を当て、現在また未来の富士川町の姿を考える えにしとしていただければ幸いです。

今後とも、本叢書刊行に、変わらぬご支援をいただければ有難く存じます。

二〇二一年（令和三年）三月吉日

# お問屋 小河内照一郎家所蔵 富士川絵図

# 富士川水運資料①

富士川町郷土資料叢書第五集の発刊によせて

富士川町教育長 野中 正人

## 目次

A 青柳河岸及青柳村絵図 (仮題)	
B 青柳村富士川堤決壊絵図 (仮題)	
C 富士川絵図 (仮題)	C 1 ~ C 16
D 富士川絵図下書 (仮題) [破損あり]	D 1 ~ D 6
E 船中安全祈願札	
解説	
1 富士川絵図	
[A] 青柳河岸及青柳村絵図 (仮題)	51
【表1】 富士川絵図の寸法	52
【表2】 図A記載事項一覧	53
[B] 青柳村富士川堤決壊絵図 (仮題)	54
[C] 富士川絵図 (仮題)	55
[D] 富士川絵図 (下書) [前欠・破損部分有]	56
[E] 小河内家船中安全祈願札	56
2 青柳村と問屋小河内家	
【表3】 船中安全祈願札目録	56
【表4】 甲斐国近世支配変遷図	65
【表5】 青柳村田畑反別石高内訳表	67
【表6】 青柳村戸口	68
【表7】 青柳村 村役人一覧表	69
【表8】 寛文十二年(一六七二) 青柳村土地所有階層表 (部分)	71
	73

## 3 史料編

史料1 天保十一年(一八四〇)十一月 (青柳河岸問屋出入の際、青柳村小河内家由緒) 手続書写 (大久保勝徳家蔵)	74
史料2 天保十三年(一八四二)九月(青柳河岸問屋出入) 為取替申儀定之事(富士川町蔵)	76
史料3 天保十三年(一八四二)十月(青柳河岸問屋出入) 濟口(仙洞田貢家蔵)	77
史料4 天保十三年(一八四二)十月(青柳河岸問屋出入) 差上申濟口証文之事	77
史料5 天保十五年(一八四四)三月(青柳河岸問屋出入) 為取替議定書之事(富士川町蔵)	79
史料6 (延享三年・一七四六) 寅正月 (戸川通・富士川通川除け道具書上げ) 覚 (国立資料館青柳村文書)	79
史料7 明治十八年(一八八五) 七月 水害川限り取調上申(富士川町蔵)	80
史料8 図A安政七年(一八六〇)「甲州青柳河岸及青柳村絵図」 (仮題)	81

# 解説

## 1 富士川絵図

### 図A 青柳河岸及青柳村絵図(仮題)

本書は、町内青柳町の小河内照一郎家に伝えられた、富士川水運に関する四種類の絵図を図A、図Dとして収録した。それらの寸法や図Aと図Bの相互関係については、【表1】に示した。図Aは、昨年度(B1判サイズカラー)にて出版し、本書史料8の解説を加えたので、そちらを参照されたい。また、拡大した絵図でも必ずしも明確に読めない絵図の記載事項について、判明する限り絵図中に番号を付して一覧表に示した。次の【表2】図A記載事項一覧を参照願いたい。

ここでは、『山梨県史 資料編4 中世1 県内文書』(一九九九年)の青柳村部分の解説について、言及しておきたい。以下に、該当部分を引用する(一六〇ページ、白水智氏執筆)。

旧青柳村は現増穂町の東端に位置する。東は富士川に面し、南は鰍沢と接している。村内中央を戸川が東流し、富士川に合流する。富士川に沿って駿州往還が縦断、追分で駿信街道を分岐し、早くから宿場として開けた。江戸期には富士川に面して青柳河岸も開かれている。青柳宿の起源は不明であるが、天正八年(一五八〇)九月には、その地に新宿を取り立てることが武田勝頼より許され、三ヶ年の鍛下年期として諸役が免除されている(四号)。市川上野城(三珠町)に拠っていた信玄の弟一条信龍が当地の地頭であったと考えられるが、これを受けて同宿に六斎市を開いている(五号)。新宿には戸川の水が引かれたが、その用水を妨害する訴えが出されたため、翌九年十二月には長沢和泉守に充てて、武田家の奉行人連署状が与えられている(六号)。長沢氏は隣接する長沢郷(増穂町)の地侍と思われ、開発を主導した者の一人であろう。(以下略)

ここで問題なのは、以下の二つの点である。一つは、「戸川が青柳村の中央を流れている」という点である。図Aにみられるように、戸川は青柳村から更に南の鰍沢村新田分と鰍沢本町を分けるように流れているのである。旧鰍沢町が旧増穂町側に入り込んで「新田」という地域を形成しており、鰍沢村と同村新田の間を流れている。一方、旧増穂町分の最勝寺村も、戸川を越えて馬門

地区などが鰍沢側に入り込んでいたのである。地元の人なら、あるいは青柳の地に立った人なら、誰もがわかるように、戸川は決して青柳村の中央を流れてはいないのである。

もう一つは、「青柳村の用水を妨害した長沢和泉守が長沢郷の者である」という点。該当する古文書をこの中世資料編から引用する(同書八三七〜八三八ページ)。

### (四号)

定

於于青柳郷可被新宿之由候条、除棟別御普請役、自辛巳至于

来丁未之年三ヶ年之間、諸役有御免許之由、被仰出者也、仍如件、

天正八年辰

秋山摂津守

奉之

一条上野介殿

### (五号)

青柳新宿市中日限

二日 七日 拾二日 拾七日 廿二日 廿七日

右以日限每月可立市中者也、仍如件、

天正八年辰

十二月廿七日

(花押影)

### (六号)

従去年青柳新宿以 御下知被為立候之間、外川之水彼宿へ通候之処、被

相留之由言上候、以新儀如此之擬御法度<sup>三</sup>候之条、御陣御留守中先之通候

而、於有申所<sup>者</sup>、御帰陣之上、披露可被申候、已上、

巳 以清齋□

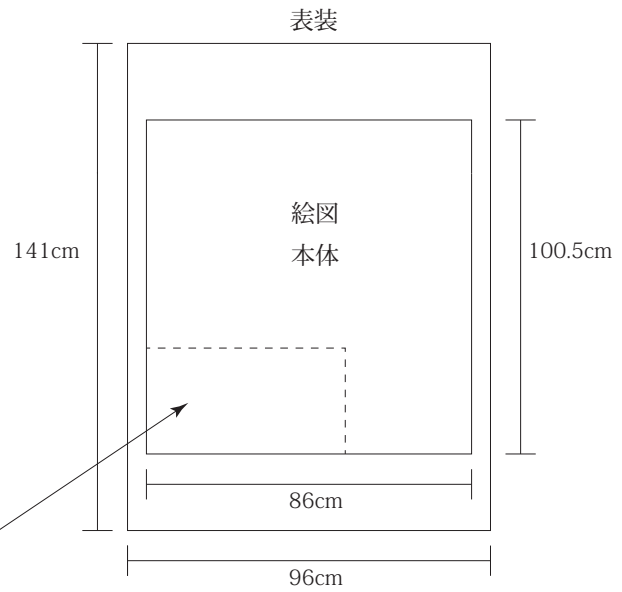
十二月十六日 安 加印

長沢和泉守殿

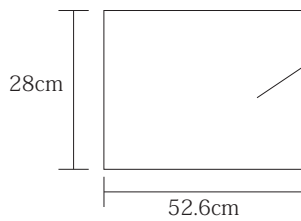
天正八年(一五八〇)九月、武田勝頼は、青柳郷の富士川の対岸市川に拠点をも有する一条上野介に対し、青柳新宿のとり立てに際し、棟別と普請役を辛巳(天正九年)から丁未(実際は癸未)(天正十一年)迄の三年間免除することを約した。これに応じて、一家は青柳新宿の市立てを、毎月二と七のつく日、すなわち六斎市とした。ところが翌天正九年、新宿のために外川(戸川)の水を新宿に通した(引いた)ところ、(長沢和泉守によって)通水を留められて

【表1】 富士川絵図の寸法

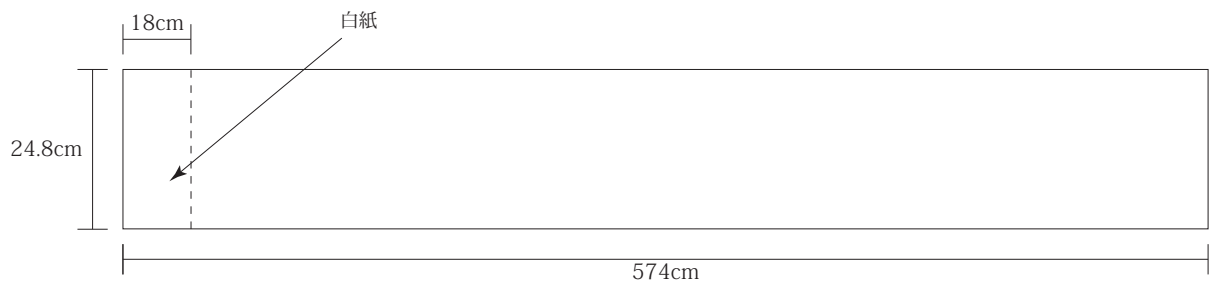
A 青柳村及青柳河岸絵図



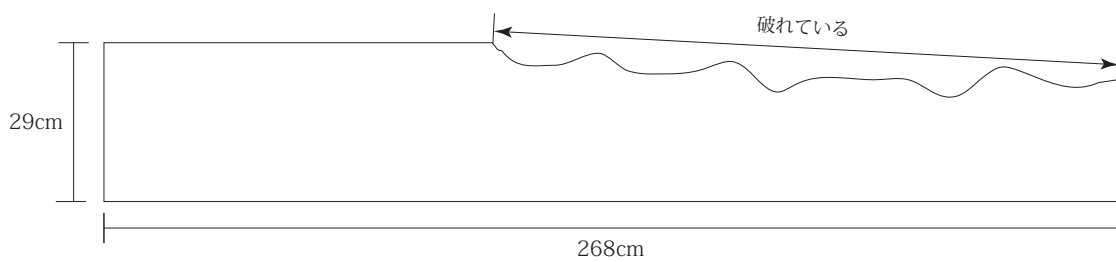
B 青柳村富士川堤決壊絵図



C 富士川絵図



D 富士川絵図（下書）



【表2】 図A「青柳河岸及青柳村絵図」(仮題) 記載事項一覧

1 青柳村八町小物成	34 産神	70 北□□ (北新居)
2 叡勝山	35 長澤村境	71 上沼
3 戸川	36 田嶋 (田嶋屋敷)	72 上原
4 堤	37 古堂	73 □□ (ほけ)
5 御高札	38 火番	74 (羅針盤)
6 御堤	39 御高札	75 大柵村境
7 午新田小物成 上三百四拾間	40 火番	76 卯堤馬踏
8 上同断 下式百六十間	41 白山	77 卯馬入本道
9 八丁道	42 火番	78 作場通ひ道
10 小室道	43 火番	79 要水小川
11 石腹附普請村力	44 鯉澤村境	80 損地
12 叡勝寺村境	45 安政七申年回陽	81 本免田方
13 平林道	46 小河内氏 輅 <sup>(カ)</sup> 後探起 (花押)	82 畑取下ヶ
14 大久保村	47 鶴齋貞俣印 印	83 新田
15 延長三十町	48 悪水	84 田畑成
16 天神中条村	49 藤田	85 田取下ヶ
17 根方道	50 田方取下	86 畑本免
18 青柳下村分水 延長五町	51 損地	87 大柵村堤境
19 是ヨリ青柳村境迄 百六十間	52 畑方取下	88 大柵村悪水
20 呑用水	53 □□	89 田畑成
21 天神中条村境	54 □□ (森)	90 □□
22 善應寺	55 □□	91 御堤
23 □□	56 畑方本免	92 三ヶ村悪水
24 昌福寺	57 □□	93 御高札
25 畑方取下	58 田方本免	94 長澤村大柵村悪水
26 御朱印	59 用水	95 式百式十八間
27 畑方本免	60 □□	96 (水神)
28 古宿	61 御墨印	97 御蔵臺
29 青柳寺	62 八畠	98 (青柳の渡し)
30 法長寺	63 用水	99 □□
31 甘騎	64 正一位	100 御堤三百七拾式間余
32 上分水	65 郷蔵	101 畑方取下
33 法久寺砂置	66 畑方取下	102 戊辰亥午新田
	67 町谷	103 見取
	68 窪田	104 (富士川下り舟)
	69 □□	105 (富士川上り舟)

しまったという申し立てが（青柳新宿から）あった。しかし、武田家当主は現在出陣の最中であるため、（通水を止める理由を）申すところがあれば、（今は用水を止めないで）、（武田家当主が）御帰陣の後に言上せよ、というのである。武田家の奉行衆、以清齋（市川元松）と安加（安倍宗貞）が「長沢和泉守殿」というからには、この地域で一定程度の地位を有する土豪であったと思われるが、通水を止めることができるのは、上流に位置する者だけであろう。それでは、長沢和泉守はどこにいたのであろうか。先の解説では、その住所を隣の長沢郷としている。たしかに、青柳の追分で道を左にとれば駿信往還に入り、最初の村が長沢である。しかし、長沢村は戸川の用水にとって青柳村の上流に位置するわけではない。単に地名と姓が同一であるにすぎない。

この図Aにみられるように、青柳村の用水は西の戸川上流から取水され、傾斜を利用して東の富士川に向かって流れ下っているのであるが、この取水口は大久保村から天神中條村を通じて青柳村に至っているのである。決して長沢村から用水を引いてはいないのである。せいぜい悪水（下水）が青柳村の北の境を通って富士川に流れ込んでいるだけである。ここにおいて、青柳村の分水を止めることができるのは、上流の天神中條村に所在した長沢和泉守だけである。天神中條地区では長沢姓が多く、近世の村役人はほとんど長沢姓であった。なお、周知のように武田家はこの翌年天正十年（一五八二）三月に滅んでいる。文書中にあるような武田家当主帰陣後の長沢和泉守からの言上の機会はなかった。それから約二十年後、青柳村の慶長六年（一六〇一）検地帳を見ると、三四軒の屋敷（御蔵屋敷一倉）のうち、四軒が「明屋敷」とされている。この明き屋敷の数は、周辺村々の中で最も多い。先的一条氏と駿河側から侵攻した徳川方の軍勢が衝突したのが、この青柳の地とも考えられる。

これらの二点は、『山梨県史』という百年、二百年に一度の刊行物の中で、このように記述されたことは、地元にとって大変影響力が強いものと考えられる。本書の批判が、県史を手にした人々にどのように届くかはわからないが、歴史は史料の分析と共に現地における実地調査の双方が重要であることを述べておきたい。また、このように述べることは、当然筆者自身にも跳ね返ってくるのであり自戒するところである。また、このような相互批判によって、歴史学は進歩するものと信じている。

## 図B 青柳村富士川堤決壊絵図（仮題）

本図は図Aの部分図（表一）参照）で、上に置くとびつたりと合わさるよう描かれている。今回新たに小河内家から提供された。全体図Aのイメージはいかにも平和な青柳村と青柳河岸が描かれているのに対し、この部分図Bが置かれると、そのイメージは激変する。いったん川が荒れるとその恐ろしい牙は、人々が汗を流して突き固めた堤をあっという間に抉り取ってしまうことを表わしている。図Aの印象は全く変わってしまうのである。図Bにはこれ以上の決壊を防ぐために大規模な菱牛や聖牛が主要な部分に設置されている。しかし、南側（向かって左手）に大規模な渦が描かれているように、水の勢いはまだまだ弱っていないのである。この絵図の年代は、左端に「未申 御普請」という文字が描かれているのがヒントになる。すなわち、図Aが「安政七申年」なので、この干支は安政六未年と安政七申年の二年にわたる普請によって図Aのように決壊した堤が修復されたことを示すものである。普請というのは、村方が行う自普請と支配領主から費用が出される御普請に分かれる。この場合、御普請と「御」がついているので官普請ということになるであろう。丸太を組んだ中に竹籠などに大石を入れて固定し、流水に流されないように工夫している。このような観点から、青柳村文書を分析してこの御普請の実態を今後探す必要がある。

いつもなら静かに穏やかに流れている富士川では、広い河川敷に畑が作られてのどかである。しかし、ひとたび豪雨が降れば、富士川は甲府盆地中の雨水を集めて一気に流れ下る。茶色い水は、すぐに堤防に迫って来るのである。

なお、図Bは文字の筆跡からも、また、図Aの左下部にびつたりと納まることから、絵図のタッチからも、図Aと同一人物の手になるものと考えられる。図Aの作者鶴齋という名前は、これまで一般の絵師の名前としては見つけることができなかった。唯一、昌福寺文書の寺宝一覽書上げ中に、「雀齋」による絵画が一点書き出されていた（実物の存否については不明）。このため、青柳村かその近くの地元で活躍した絵師ではないかと思われる。ここで再度、図Aの作者名のところを見ると、

小河内氏

安政七<sup>甲</sup>年回陽

略後<sup>カ</sup>探起（花押）

鶴齋貞俣<sup>印</sup>

となつている。筆者は当初、この両者は基本的に別人とし、この絵図は幕末

の小河内家の当主第九代太郎左衛門吉清が絵師鶴齋に依頼して作成したと考えた。しかし、まったく青柳村や青柳河岸のことを知らない者がこれだけ詳細に描けるであろうか、吉清に絵心があった可能性もあることを指摘しておきたい。今回、絵図Bの存在を重く考え、鶴齋とは小河内家の当主吉清の可能性がきわめて高いのではないかと考えるようになった。堤防決壊の様子をこのようにリアルに描けるのは、地元で暮らしている人物ではないかと思われるのである。

ちなみに鶴齋の下の二つの印のうち、上の印文は「貞俣」、下の印はまだ解読できていない。

こうした富士川や戸川の普請の規模や名称については、[史料6](#)と[史料7](#)を参照されたい。

### 図C 富士川絵図(仮題)

図A・図Bの絵図と並んで、小河内家所蔵絵図の白眉はこの富士川絵図である。ただし、三河岸の部分はなく、描かれているのは、鰍沢河岸の下流の大柳川河口(十谷村の入口で箱原村の北)から始まっている。なぜ甲州三河岸が描かれていないのか、その理由は不明であるが、陸上の道筋を示す赤い線がここにも描かれており、その始点を考えると、これだけの絵図で三河岸や卯の瀬が描かれていなかった、と考えるのは不自然であろう。残念ながら欠損したのであろう。以後、駿河国岩淵河岸までの富士川とその両岸の地形(特に岩の名)や村名・主要な寺社名などが描かれる。一方、富士川の中には、駿河国の松野村と南松野村の間の壺番から上流に向かい天神森前の廿七番まで朱書の貼紙がある。これは、大部分岩の脇に付されているので、難所を示すものである。

また、墨書で比較的長文の貼紙、たとえば「嘉永四亥年大水之節登船路岩長八拾八間普請」などというものがあるが、これは幕末の嘉永四年(一八五二)(ペリー来航の二年前)に大規模な富士川普請が行われた際のものであろう。富士川の難船場は浅瀬(図中にはアサセなどと表記)や水中の大岩であろうが、これらの障害物の除去(浅瀬については対策不明)が、「摺岩切取」・「弥治岩切取」などと記載されている。これはそれまで水中にあった岩も、大水の際の富士川の強力な水流によって転がされて形を変え、水上に岩の一部が出現させる例があり、こうした新たな難船場に対する大規模な改修工事が行われたものと推定される。また、それと同時に、これまで船を曳き上げる場合どのような経路をたどったのかほとんど不明であったが、先に引用した登船路の記述のように、

富士川の中だけでなく、その河岸の船を曳き上げる道も、長さ八十八間(一間≒約一・八一メートル)一六〇メートルほどにわたって通行しやすいように改修されたことがわかるのである。また、詳細は不明であるが「嘉永四亥年登船手掛目度穴五ヶ所普請」という記述もあり、引き綱を背に負って船を曳き上げる際に、水流の強さによっては引手が川に落ちることも考えられる。こうしたことを防ぐために、手を掛ける穴をもうけたようである。このような図中の記載事項も解読できるようになったことは、本書の成果であり、今後多くの方に議論していただきたい点である。また、富士川水運では、上流の三河岸と下流の岩淵河岸との間にも、岩間や南部・八日市場などの中間の河岸場の存在が知られている。しかし、この絵図には一切中間の河岸場の記載が見られない。

この点は、本図作成の目的が、あくまでも嘉永四年と安政六年(後述)の普請箇所の確認のために作成されたものと考えておきたい。

なお、本図と先の図A・図Bとの関連であるが、安政七年(一八六〇)と嘉永四年(一八五二)と年代は近い。筆者のような素人目には川の水の色が似ているようにも見られる。しかし、文字は全く別人であるといえる。さらに細かな点であるが、図Cでは下流の鰍沢の岩本村を「岩木村」と書いているように見える。いやしくも富士川水運に関わっている者が、果たして岩本村の名を間違えるだろうか。一方、水神森や屏風岩などの表現は、実際に現地に足を運んだうえで描いたという、絵師としての専門性を示しているようにも思われる。この点の判断は、読者の方に委ねたい。

図Cの年代については、すでに小野寺淳氏が『近世河川絵図の研究』(一九九一年、古今書院)において本図を「富士川通鰍沢より岩淵迄絵図面」と名付け、安政四年(一八五七)から遅くとも安政六年(一八五九)の間に作成されたことを考証している。小野寺氏の著書は河川絵図という新しい分野を切り開く意図を持った労作であり、東北の最上川をはじめ全国各地の河川絵図を検討している。その個別分析の一つである富士川に関する本絵図の年代確定についても行き届いた史料の搜索と分析がなされており、ほぼ首肯できる。小野寺氏の要旨は、①この図は安政期の富士川改修を出資者の畚米の小林八右衛門に承諾してもらったための要望書(安政四年提出)と共に提出された富士川絵図(の控)と考えられる。②図中の朱書の付箋が貼られている場所は今回新たに改修を必要とする二七の場所である。③前回の嘉永四年(一八五二)の改修工事の場所は墨書の付箋が貼られている。④甲府市の小林家には、ほぼ同じ内容の絵

図（ただし絵図の作成者は別人）があり、小河内家の絵図は提出された絵図の控えと考えられる。⑤このため作成年代は要望書が出された安政四年から、遅くとも工事が完成した安政六年の間であろう、とされている。

この小野寺氏の要旨は正しいものと思われる。しかし、小野寺氏が掲げる他の二図や関係史料を筆者は現時点で未見であり、十分な補足を行うことができないことを遺憾とする。なお、小野寺氏の著書に掲載された部分の写真で見ると、小林家の富士川絵図の作者は小河内家の絵図の作者と別人である。また、小河内家の絵図を控えとされたが、両者は別々のもので、小河内氏の手元に置かれた、という限りでの控えである。

#### 図D 富士川絵図（下書）〔前欠・破損部分有〕

さて、今回小河内家から新たな富士川絵図が提供された。本絵図の存在は、これまで明らかにならなかった。前欠であり、上部の欠損も少なからずみられる。現存するのは、駿河国との境に近い富士村・万沢村から下流の部分である。記載される村名などは図Cとそれほど変わらないが、途中の岩の名、特に釜口と呼ばれる難所の岩石の名称は詳しい。岩淵村の先の中野郷があることも、本絵図の特徴である。また、富士川の中の浅瀬と、船の通路が赤い点線で書かれていることも、先の図Cが富士川の普請か所を主目的に作成されたと思われるのに対し、本図の特徴である。また、図Dでは銚子口を通らずに後川を通っている。文字の書き方はいかにも走り書きで、流域の岩石の書き方もタッチが下書き、あるいは覚書のように見られる。残念ながら作成年代の手がかりとなる記載を筆者は見つけることができなかった。なお、図C・図Dの両図に共通しているのは、ごく小さくではあるが、舟で竿をさす人と乗客が一か所ずつ描かれていることである。これは当時の河川絵図を描く上での作法であろうか、単なる偶然であろうか。

#### 写真E 小河内家船中安全祈願札

富士川水運青柳河岸のお問屋であった小河内照一郎家には、全部で三五枚の「船中安全祈願札」（仮称）が残されていた。それらを一覧表にしたのが、【表3】である。その年代は、弘化二年（一八四五）から慶応二年（一八六六）と、幕末の短い期間であるが、本来はもっと早くからおこなわれていた祈願であったと思われる。日付は原則として正月二九日、即ち月末である。小室山妙法寺

の住職が小河内家を訪れ、「青柳船方中」とあるので、小河内家の庭に船頭衆が集まって御祓いをうけている光景を想像してもよいのではないだろうか。大部分は小室山妙法寺によるものであるが、十九番は昌福寺（青柳村）、二四番は身延山中谷の円臺坊によるものである。一部家内安全もあるが、大部分は「船中安全」、すなわち「板子一枚下は地獄」といわれた富士川を上り下りする人々の安心安全を祈ったものと思われる。そのなかで「如風於空中一切無障碍」という印象的な言葉が使われている。風のように一切の障害もなく進む船の姿が祈願されているように感じられる。また、その祈願の対象として、二十番から二三番の四枚の札に記載されている、富士川水運中三大難場の一つと恐れられた天神ヶ瀧減岩（岩の除去）をねがうものである。「天神減石而」・「天神ヶ瀧玄石而」ということばに、その祈願がこめられている。

以上四点の絵図と、このような船中安全の祈願札がまとまって残されているところが、富士川水運をつかさどる「お問屋」小河内家の歴史を偲ばせるものといえよう。さらに小河内家の役割や責任を物語るものでもあろう。

## 2 青柳村と問屋小河内家

### 甲斐国の支配

甲斐国の領土支配を概観すると、天正十年（一五八二）三月、武田家が滅んで以降の甲斐国は、めまぐるしく支配者が替わった。しかし、概していうと前半の一四〇年間は藩領または城番の時代、後半の一四〇年間は一国幕領の直轄地支配でその中に御三卿領が浮かんでいる時代といえようか。いずれにしても、甲斐国は江戸を守る西の防壁として、親藩ともいえるべき將軍家の一族やそれに次ぐ柳沢吉保のような將軍側近の人物が置かれ、あるいは直轄領としての代官支配が行われていた。その支配の変遷を示すと、【表4】のようになる。

### 富士川水運の始まり

こうした甲斐国における年貢米は、当初どのように領主のもとに届けられていたのかは明確でない。近世前期、遠距離の場合は年貢の地払いがおこなわれ、金銭や手形に替えて運ばれたものと思われる。甲州道中を馬背で年貢米を運ぶのはなかなか困難であろう。しかし、江戸が次第に発展すると、甲斐国の年貢米を江戸まで継続的に大量に輸送するシステムが必要となってくる。慶長十二年（一六〇七）の角倉了以による富士川水運の開鑿はその代表であろう。この年の開鑿については、江戸幕府の正史ともいえるべき『徳川実紀』をはじめ、多

くの書物に引用されているが、近世初頭のことでもあり、具体的な記述はなかなか残っていない。具体的な日付が書かれているものは、駿河国富士郡の富士川下流域の村に残された記録『岩本村年代記』（仮称）〔山崎家文書〕が、筆者の出会った唯一の記録である。この史料を初めて富士市立図書館の写真版で見たとときの興奮を今でもおぼえている。

（慶長） 九辰○慶長十二年未八月六日、富士川へ高瀬舟乗下ス、岩淵八郎右

衛門先祖宗鑑誕生之日、高瀬乗下ス、天和二年亥ノ六月十日、享年七十五ニテ終ル、

十二未○岩本村御代官井出志摩守様、

○慶長十式未之年朝鮮人來朝、

この史料は慶長十二年に作成された同時代の第一次史料ではない。あとから記録された年代記的な史料である。しかし、民間の伝承として、これ以上確かなものはないのではないだろうか。天和二年（一六八一）七五才で亡くなった岩淵村八郎右衛門の先祖宗鑑の生まれた日、それが慶長十二年（一六〇七）八月六日で、その日に富士川を高瀬舟が下ってきた、という伝承である。西暦にすると九月二六日である。この記録の信ぴょう性については様々な意見があると思う。しかし、享保期（一七一六～一七三六）頃に成立したというこの『岩本村年代記』（山崎家文書）が記録する他の記事は、かなり信頼性が高い。全く根拠のないことを記録したとも思えないのである。個人的見解であるが、二月二三日が富士山の日であるように、このいずれかの日を「富士川の日」にしてもよいのではないだろうか。本記録は、現在、石川雅也氏が『富士地区 古文書叢書 第一巻』（二〇一八年十月刊）として自費で出版されている。また、実物の史料は、静岡県富士市立富士山かくや姫ミュージアム二階で展示されている。

## 青柳村の土地と戸口

甲斐国巨摩郡西郡筋青柳村は、甲府盆地南端、富士川の右岸に位置する近世（ほぼ安土桃山時代と江戸時代）の村である。村の北側で、釜無川と笛吹川・芦川などが合流して富士川が形成され、その下流の両側に、近世初頭に甲州三河岸が設置された。右岸には駿河側に鯉沢河岸・甲府側に青柳河岸、左岸には鯉沢河岸の向かいに黒沢河岸が置かれた。青柳河岸の背後に位置するのが、荒れ川である戸川が形成した扇状地の扇端部に位置する青柳村である。

青柳村の村高は、慶長六年（一六〇一）の検地では三八二石九斗七升（甲

斐国四郡古高帳」『甲斐叢書第一巻』一九七四年、再刊）、寛文十二年（一六七二）の検地では七二一石五斗三升一合であった。その内訳を寛文十二年の場合で見ると【表5】のようになる。畑の中には屋敷分が含まれ、青柳村はその割合が多いのでその分を差し引くと、田と畑の石高の割合はほぼ等しい。しかしその内訳は、下田・下々田、下畑・下々畑がいずれも三〇パーセントを越え、田品にはあまり恵まれてはいない。また、青柳村の戸口については、甚だ不十分ではあるが、これまで判明した分を【表6】として示した。慶長六年（一六〇一）検地の屋敷数三四軒が、約七〇年後の寛文八年（一六六八）の宗門人別改帳では一〇〇軒を超え、さらに七〇年後の享保十八年（一七三三）の明細帳では二一三軒、さらに約一〇〇年後の文政九年（一八二六）には三〇三軒・一五六一人の大村になっている。戸口から見ると、青柳河岸は順調に発展したように見える。ただし、宝永二年（一七〇五）と享保十八年（一七三三）の間を境にして、女性の人口が男性を上回る村に変わっている。その理由を今後考える必要があるだろう。

## 問屋小河内家

小河内照一郎家は、通称「お問屋」と呼ばれ、青柳河岸の問屋を代々つとめた家である。家紋は⑤（ぎやくまんじ）、家印は「漢字の「星」の文字の上に棒が交叉する（さすばし）」というものである。本書は小河内家に残された富士川水運に関係する四種類の絵図を中心に構成されている。どれも他家にはない貴重な絵図であり、本書を手にする多くの方々は、これだけ立派な絵図があるのだから、それに関連するたくさんの方々の古文書が小河内家に残されているであろう、と想像することだろう。しかし、誠に残念なことに、先代の小河内為信さんをはじめ、郷土史家の樋口幸之さんが東京の小河内家まで尋ねたというが、当家には紙に書かれた文字史料が一点も残されていないのである。御当主の小河内照一郎さんによれば、江戸時代一七〇〇年代後半の当主、太郎左衛門吉延は俳諧をたしなみ、烏橋（うきょう）という俳号を持ち、当時甲斐国の俳諧の世界を風靡した宗匠上矢敵水（うわやこうひょう）も小河内家を訪ねたと伝えられている。烏橋の俳句は、本叢書第二集『寛政十年「聖廟奉納発句勧進」・寛政五年」とをかほつ』（二〇一六年）にも合計十四句載っており、かなり熱を入れていたものと思われるが、その俳諧関係の書物も残っていない。その理由は不明だが、私たちは今後の小河内文書の出現をひたすら祈るばかりである。このため、現状では他家の史料の中から、小河内家の歴史を考察しなけ

ればならない。

### 小河内家歴代

過去帳によると、当家の当主は代々太郎左衛門を名乗っている。歴代を記すと、次のようである（樋口幸之編著『小河内家 家歴録』一九八七年を参考にした）。三代目の吉相のみ、史料では少なくとも元禄十五年（一七〇二）迄は「三左衛門」を名乗っており、生前に太郎左衛門と称したかは不明である。

- 1 法長院日久 太郎左衛門吉道 正保四年（一六四七）十二月十七日
- 2 自性院詠月日窓 太郎左衛門吉方 延宝八年（一六八〇）八月十二日
- 3 清浄院蓮詠日華 太郎左衛門吉相 正徳元年（一七一）八月二日
- 4 連徳院教詠日持 太郎左衛門吉忠 享保十三年（一七二八）四月二九日
- 5 法圓院示秋日長 太郎左衛門吉房 延享三年（一七四六）七月十六日
- 6 法信院示教日詠 太郎左衛門吉延 文化十一年（一八一四）五月十一日
- 7 心了院観明日敬 太郎左衛門吉雄 文化四年（一八〇七）五月十一日
- 8 了性院法縁日浄 太郎左衛門吉常 文政十二年（一八二九）十一月二日
- 9 無量院善行日功 太郎左衛門吉清 明治十七年（一八八四）九月十八日
- 10 深心院実道日脩 太郎左衛門吉知 明治十八年（一八八五）一月三十一日
- 11 謙徳院忠勇日光 小河内猪一 明治三十七年（一九〇四）八月三十一日
- 12 浄徳院持相日久 小河内寅四郎 明治三十九年（一九〇六）九月二八日
- 13 正行院妙教日意 小河内濱子 昭和五年（一九三〇）四月五日

ここから見られるのは、近世前期から中期にかけては順調に相続がなされたであろうこと。近世後期から明治にかけて、幼少の当主が相続しなければならぬ時代があったであろうことがうかがえる。初代太郎左衛門吉道は日蓮宗法長寺（青柳町）の開基で、日久を名乗ったという。同寺にある小河内家の墓域には、現在四三基の墓碑が建ち並び、家の歴史の古さを偲ばせる。かつて法長寺の門は国道から入る現在の道に対して跨ぐように正面にあった。この場所はその大門の脇に位置していたことになる。

### 小河内家の由緒

現在小河内家の由緒を伝える唯一の史料が、富士川町大久保の大久保勝徳家に伝えられた天保十一年（一八四〇）の「手続書」<sup>史料1</sup>である（詳細は後述）。それによると、小河内家が青柳の地にやってきたのは、戦国時代後期の永禄年間（一五五八〜一五七〇）のことであったという。以後、江戸時代初めの慶長（一五九六〜一六一五）・元和（一六一五〜一六二四）年間が家勢盛んで、寛文

（一六六一〜一六七三）・元禄（一六八八〜一七〇四）年間までは、家内二七、八人ほどであったという。ところが、延享（一七四四〜一七四八）

年中より災難続き（具体的記述はない）で、家が衰微したという。さらに明和（一七六四〜一七七二）年中、鯉沢村と青柳村の出入りが六年かかり、その訴訟費用甲金八〇〇両のうち村方で二〇〇両、残り六〇〇両を問屋太郎左衛門と船頭どもと折半することになった。ところが船頭どもは支払う力がなく、太郎左衛門が田畑を質に入れて六〇〇両を立て替えた。船頭の方は荷物一俵・一個の運賃から五厘・三厘の置銭を取って年に十両余、二八年かかって無利息で納めるということになった。このようないこともあって、安永（一七七二〜一七八一）年中から身上薄くなり、天明元年（一七八一）の類焼もあって兄の太郎左衛門（七代）は病身となり、文化四年（一八〇七）死去したという。その悻太郎左衛門（八代）も女房運が悪かったせいもあり壮年で死去し、その子太郎左衛門（九代）は今年（天保十一子年）ようやく十三歳（姉十五歳）、このため六左衛門（親族か）が移り住み、昔三〇人が暮らしていた広い家も、召使いをいれて六人で寂しく暮らしている、というのである。

### 「宗門人別改帳」のなかの小河内家

江戸時代前期、四代將軍家綱の治世である寛文八年（一六六八）と寛文十三年（一六七三）の「青柳村 切支丹穿鑿宗門人別改帳」（仮称、二冊共表紙欠損のため他の表紙より勘案）には、小河内太郎左衛門家は次のように出ている。

「青柳村 寛文八年（一六六八）宗門人別改帳（昌福寺蔵）（数字は記載順）」



小河内家墓所（法長寺） 古い舟型の墓碑が並ぶ

23 当村法花宗林應寺旦那<sup>㊦</sup>

一 太郎左衛門義、西郡筋上宮地村平左衛門子、廿八

年以前巳ノ年、当村太郎左衛門居跡ニ罷成、御百

姓仕罷有候、宗旨之義<sup>者</sup>、上宮地村ニテ、禪宗傳嗣

院旦那、当村へ参候砌より法花宗当村林應寺旦那

夫と同宗小室村妙法寺旦那<sup>㊦</sup>

一 女房義、かちか沢村九郎兵衛娘

同人女房

年三拾九歳

父と同宗当村林應寺旦那<sup>㊦</sup>

一 太郎左衛門子三左衛門儀、親ニか、り罷有候

三左衛門<sup>㊦</sup>

年式拾三歳

母と同宗妙法寺旦那<sup>㊦</sup>

一 太左衛門むすめおくり義、親ニか、り罷有候

おくり

年拾五歳

母と同宗妙法寺旦那<sup>㊦</sup>

一 太郎左衛門娘おかね儀、親ニか、り罷有候

おかね

年拾壹歳

一 外ニ太郎左衛門娘二人之内

おんぢやう儀、かちか沢村七郎兵衛所へ縁付ニ五年以前ニ差越申候、

およう義、取勝寺村次右衛門所へ縁付当年差越申候、

当村法花宗昌福寺旦那<sup>㊦</sup>

弥左衛門<sup>㊦</sup>

年四拾四歳

一 太郎左衛門下人弥左衛門義、当村小兵衛子、

未之年より西ノ年迄三年季ニ召抱申候、宗旨之

義、代々法花宗当村正福寺旦那<sup>㊦</sup>寺請状請人方へ

取置候由、請状ニ書入させ、手形取置申候、

何時も御用次第ニ差上ケ可申候、

天神中条村法花宗信常寺旦那<sup>㊦</sup>

一 太郎左衛門下人庄八郎義、臺所生之もの普代之者

御座候、宗旨之義、天神中条村信常寺旦那、

天神中条村法花宗信常寺旦那<sup>㊦</sup>

(以下、下人三人・下女七人略)

与右衛門<sup>㊦</sup>

年廿歳

一 与右衛門義、太郎左衛門代々門屋<sup>㊦</sup>御座候、

宗旨之義<sup>者</sup>法花宗信常寺旦那<sup>㊦</sup>、寺請状取置申候、何時も御用次第ニ差上ケ可申候、

夫と同宗信常寺旦那<sup>㊦</sup>

一 女房義、天神中条村八右衛門むすめ

同人女房  
年四拾四歳

青柳村 寛文十三年(一六七三)宗門人別改帳(井上浩一家蔵)

20 小室村法花宗妙法寺旦那<sup>㊦</sup>

一 太郎左衛門義、西郡筋上宮地村平左衛門子、三拾四

年以前巳ノ年当村太郎左衛門所へ居跡ニ罷成、御百

姓仕罷有候、宗旨之義、宮地村ニテ、ぜんしう傳嗣

院旦那、当村へ参候砌より法花宗小室村妙法寺旦那

夫と同宗小室村妙法寺旦那<sup>㊦</sup>

一 女房義、鯉沢村九郎兵衛娘

同人女房  
年四拾四歳

父と同宗小室村妙法寺旦那<sup>㊦</sup>

一 太郎左衛門子三左衛門義、親ニか、り罷有候

三左衛門<sup>㊦</sup>

年廿九歳

夫と同宗小室村妙法寺旦那<sup>㊦</sup>

一 女房義、当村新右衛門娘

同人女房

年十八歳

母と同宗小室村妙法寺旦那<sup>㊦</sup>

一 太郎左衛門娘あくり義、親ニか、り罷有候

あくり

年十三歳

父と同宗小室村妙法寺旦那<sup>㊦</sup>

一 太郎左衛門子五郎八義、親ニか、り罷有候

五郎八<sup>㊦</sup>

年九歳

一 外ニ太郎左衛門娘四人内

おんぢやう義、かちか沢村七郎兵衛所へ縁付ニ十年前指越申候、

およう義、取勝寺村忠右衛門所へ七年前縁付ニ指越申候、

おくり義、当村重郎右衛門所へ四年以前縁付ニ指越申候、

おかね義、川内領南部村にて六之丞所へ式年以前指越申候、

天神中条村法花宗真常寺旦那<sup>①</sup>

一 太郎左衛門下人松右衛門義、普代<sup>二</sup>宗旨之義、

松右衛門<sup>②</sup>

天神中条村法花宗真常寺旦那、

年廿五歳

当村法花宗林應寺旦那<sup>③</sup>

(以下、下人六人・下女四人略)

最も古い寛文八年宗門人別改帳によると、この時の当主太郎左衛門は「西郡筋上宮地村平左衛門子、廿八年以前巳ノ年、当村太郎左衛門居跡<sup>二</sup>罷成、御百姓仕罷有候」とあつて、寛文八年(一六六八)から二八年前(巳年は二七年前)の寛永十八年(一六四一)辛巳年に、居跡として同じ西郡筋の上宮地村(南アルプス市)から小河内家に入った人物であつた。寛永十八年というのは三代將軍家光の時代であるが、この頃すでに、小河内家という家が継承されるべき存在であるという意識があつたことがわかる。郷土史家の樋口幸之さんによれば、この宗門帳に押されている太郎左衛門の印章は中央に「小川内」、脇に諱名の「吉方」が刻まれている。家族は、当主の太郎左衛門夫婦と息子の三左衛門、娘の「おくり」と「おかね」の二人がいた。この他「おんちやう」と「およう」という二人の娘は既に縁付している。

五年後の寛文十三年(一六七三)には、息子の三左衛門は村内の新右衛門の娘を嫁に迎えており、先の二人の娘も他村に嫁いでいる。かわりに太郎左衛門娘の「あくり 十三歳」と息子「五郎八 九歳」がいた。この二人については、五年前には生まれてははずで、現代の戸籍ならば当然記載しなければならぬが、乳幼児の死亡率が高かつた時代には、「七歳までは神の内」といわれたように、無事育つかも分からないこともあつて、一定の年齢に成長するまでは宗門人別帳に記載しない傾向にあつた。また、当初人別帳の作成される理由の一つが、戦争や土木事業における人夫の徴発であつたから、一定年齢以下の記載は不要でもあつた。ともかくここまでが血縁家族である。

一方、太郎左衛門家で注目すべきは、その非血縁家族の人数である。寛文八年は、奉公人男五人(内譜代下人二人)・女七人の計十二人と門屋の与右衛門夫婦二人、寛文十三年は奉公人男七人(内普代一人・年季奉公人六人)・女四人(いづれも年季奉公人)の計十一人である。このため、両者を合わせた人数は、寛文八年・寛文十三年とも十七人家族である(門屋二人は別としておく)。

先の由緒の二七人には及ばないが、現代から見ると実に大家族である。しかし、この頃の大きな家では家内に奉公人がいるのは当たり前であり、時には年季のない譜代の奉公人が見られるのが、十七世紀の宗門人別改帳の特色である。

もう一つ注目すべき点は、小河内家の檀那寺である。寛文八年の宗門帳では小河内家の寺は太郎左衛門と息子の三左衛門が法花宗林應寺(青柳村)、太郎左衛門女房と娘が法花宗妙法寺(小室村)と別々(男女別檀家)であつたが、寛文十三年には、血縁家族はすべて妙法寺檀那となつている。小河内家では当主の太郎左衛門が妻と同じ檀那寺となつていたのである。女房が夫と同じ檀那寺となる、というのが一般的であるようだが、本末関係でいうと同じ法花宗で妙法寺は林應寺の本寺であるという関係が背後にあつた可能性も大きい。

この時代から更に三十年後には、小河内家はどうのようになっていたのだろうか。

青柳村 元禄十五年(一七〇二)「西郡筋青柳村 切支丹穿鑿宗門改帳」  
(昌福寺蔵)では、次のようである。

「西郡筋小室村法花宗妙法寺檀那<sup>④</sup>

一 三左衛門義、代々当村生之者<sup>二</sup>御百姓仕罷有候、

三左衛門<sup>⑤</sup>

年五拾八歳

右同宗同寺旦那<sup>⑥</sup>

一 女房義、当村新右衛門娘

同人女房

年四拾八歳

右同宗同寺旦那<sup>⑦</sup>

一 三左衛門子新右衛門義、親<sup>二</sup>懸り罷有候

新右衛門<sup>⑧</sup>

年式拾五歳

右同宗同寺旦那<sup>⑨</sup>

一 女房義、当村重郎右衛門娘

同人女房

年拾七歳

右同宗同寺旦那<sup>⑩</sup>

一 三左衛門子喜八郎義、親<sup>二</sup>懸り罷有候

喜八郎<sup>⑪</sup>

年九歳

西郡筋小室村法花宗妙法寺檀那<sup>⑫</sup>

一 三左衛門娘かね義、親<sup>二</sup>懸り罷有候

かね

年拾三歳

右同宗同寺旦那<sup>⑬</sup>

一三左衛門妹おちや義、親懸り罷有候

おちや

当村法花宗青柳寺旦那印

年五拾三歳

一三左衛門下人角右衛門義、当村吉右衛門子、辰

角右衛門

ノ暮今午暮迄年季ニ召抱申候、宗旨之義、代々

年五拾八歳

法花宗当村青柳寺旦那二面、寺請状請人方へ取置

候由請状ニ為書入、手形取置申候、何時成共御用

次第指上可申候、

(以下、下人四人・下女四人略す)

当主は三左衛門になつており、当人を含めて八人の血縁家族と九人の非血縁家族〔下人・下女(この段階では譜代下人は見られない)〕、合わせて十七人という数は、寛文期と変わっていない。

ところが、これから百五十年ほどたった幕末になると、小河内家の様子は一変する。

嘉永四年(一八五二)亥三月 甲斐国巨摩郡青柳村宗旨人別改帳 東側

(富士川町蔵)を搜すと、

一代々法花宗小室村妙法寺旦那印

太郎左衛門印

当年式十四才

同寺旦那印

妻ま つ印

当年式十三才

同寺旦那印

か つ印

当年六才

同寺旦那印

下男 安五郎印

当年十式才

是著当村百性又右衛門悴、去戌十二月分

とあつて、小河内家は二十代前半の若夫婦と娘一人、それに小学校六年生くらい

の一年季奉公人が一人という状態である。宗門人別帳に押された印文は吉清と読め、小河内家の当主としての名前が刻まれているが、父の太郎左衛門吉常は既に文政十二年(一八二九)十一月に亡くなつており、さすがの小河内家も勢いを失つていたように見える。

同じ江戸時代でも、時代の流れは先の元禄十五年の宗門人別帳に見られたように、年季のない譜代下人は次第に少なくなり、年季奉公人に変化してゆく。

また、社会全体の流れとして、同じ江戸時代の百姓の経営としても、多くの下人を抱えて自分の土地を耕作させる「家父長制大家族経営」よりは、小作人に耕作させて、小作料徴収を中心にする地主経営に移つてゆく。勿論、青柳河岸の間屋であつた小河内家では、問屋としての労働組織があつたと思われるが、家としての変化も大きかつたことが伺われるのである。

#### 青柳村の村役人

現時点で、この間の様子を解明する青柳村の宗門人別帳を見ることができないが、青柳村の村役人の中の太郎左衛門(一時期は三左衛門)を見ても、如実にそれが示される【表7】。

甲斐国近世の村役人の変遷は、次のように考えられる。前期は村内の有力な家である複数の長百姓(おとな百姓)の中から年齢や発言力・政治力などが勘案されて交代で名主役となつたと思われるが、宝永・正徳から享保期に当初「惣百姓代」という名称で、村内の有力者が名主・長百姓と名を連ね、それがやがて「百姓代」という役職となつて、小前百姓の立場から年貢や村人用などの算用・村財政を巡る名主などの不正を監視し防止する役割を担うようになってくる。また、支配領主の側も村方の文書に村役人の三判を求めようになり、これまで複数であつた長百姓が一人押印という形が多くなり、文書には名主・長百姓・百姓代という村方三役が明確になってくる。村役人の単数化には、名主給や長百姓の給与支給の問題、あるいは「入札」という選挙制度の導入も一役を買つたものと思われる。しかし、一方で近世後期には、村役人の仕事が多忙になり、選挙で選ばれても任命を拒否する者もあらわれるようになってくる。逆に村役人の増員が行われる場合も見られる。公的な文書には村方三役の押印しかないが、実際は長百姓や百姓代が複数存在することも珍しくなくなつてくるのである。このような見通しは、これから多くの村で検証されなければならぬが、筆者の経験の範囲でこのように考えられる。

小河内家で見ると、問屋という重責があるので名主役にはなつていないが、多くの期間、村のオモダチ(重立ち)として長百姓役を務めていることがわかるであろう。しかし、そのような小河内家が長百姓になつていない時期が存在する。家格としては長百姓の家であるが、当主が幼少であつたり、あるいは健康上の理由などが原因であろう。

#### 寛文十二年(一六七二)検地の階層構成

一方、所持する耕地の面で、青柳村の階層構成を見てみたい。今から三五〇

年前の寛文十二年（一六七二）の検地帳を集計した一覧表の一部（上位者のみ）が【表8】である。屋敷を除く田畑の所持面積の順に並べると、第一位が太郎左衛門すなわち小河内家で、反別七町四反歩、石高にすると七八石余に及んでいる。青柳村の村高の十分の一以上にあたる。このような田畑を小河内家がどのようにして得たのかは推定の域を出ないが、先述の由緒によれば、永禄年間（二五八〜一五七〇）に青柳村にやってきたというから、それ以後の百年間に、耕地の開墾や買得によって田畑を集積したものとと思われる。青柳村の中では群を抜いた存在であり、廻米問屋を引き受けるのにふさわしい家柄といえよう。

第二位の新右衛門は仙洞田家（現仙洞田貢家）で、先の太郎左衛門家は息子三左衛門の妻として新右衛門の娘を迎え、その子に義父新右衛門の名をつけるとともに、その妻に仙洞田新右衛門の子重郎右衛門（十郎右衛門とも表記）の娘を迎えるなど、相互に重層的な姻戚関係を結んでいる。仙洞田家にはこの頃の年貢割付状が残されており、新右衛門と息子重郎右衛門は青柳村の名主を勤めていたと思われる。この寛文検地帳の案内者には新右衛門と三左衛門の名前が見られる。また、貞享元年（一六八四）の戸川用水堰口の分水に関する近隣の最勝寺村と大久保村・天神中條村との村落間用水争論の際、（仙洞田）重郎右衛門は（小河内）三左衛門他一名と共に、扱い人となって仲裁するなど、仙洞田家も小河内家も政治力を持った地域的な有力者であったことがわかる（『増穂町誌 資料編』二〇八〜二〇九ページ）。

### 天保の青柳河岸問屋出入り

〔原因〕 このように青柳河岸では圧倒的な経済力、政治力をもった問屋太郎左衛門家を中心となって廻米の川下げから物資の輸送について、業務全般を行ってきた。ところが、天保十年（一八三九）になって青柳村内に太郎左衛門から問屋役を奪い取ろうとする動きがあらわれた（史料1）史料5）。まだ十分な史料を得られていないが、幼少の太郎左衛門と後見人二人に対し、反対派は青柳村名主真太郎ら三名を惣代とする小前百姓二三四人という構図である。先に、小河内家には紙に書かれた古文書は残されていないことを述べた。しかし、今回この時太郎左衛門側の主張を記したまとまった書類を見つかることができた。それは近隣の大久保村で長く名主・長百姓をつとめた大久保勝徳家文書の中の「手続書写」という比較的小さな冊子である（縦二三・八×横十七センチ、表紙共全二〇丁、後掲史料1）。なぜ、他村の古文書の中にあつたのか、明確な理由はわからない。しかし、太郎左衛門側としては、他村の有力な家に援助を

求めたのではないだろうか。

〔太郎左衛門側の主張〕 まず、太郎左衛門側は、慶長十二年以来の由緒と、青柳河岸のこれまでの経緯を述べ、太郎左衛門が問屋として苦勞してきたこと、青柳村が寛文（一六六一〜一六七三）・元禄（一六八八〜一七〇四）頃までは家数百五十軒・人数八百五十人ほどであったが、当時（江戸時代の古文書の中でつかわれる「当時」は現在のことを指す）天保年間）は家数三百軒・人数千六百人ほどに発展している。これは全く河岸場がある潤益であるとしている【表6】。また、この史料によると、争論のきっかけは、富士川の通船路普請にあつたようである。原因となつた普請は、天保元年（一八三〇）から三河岸問屋が駿州「内房村地内芝川戸落合」の瀬直し普請を前金拝借という形で請負い、船頭どもに命じてきた。去亥（天保十年）十月も、甲府役所から両河岸に通知があつたので、問屋名代の者を差し向けると、こちらに何の連絡もなく青柳村名主真太郎が百姓代儀左衛門を差し向け拝借金を受取り、鯉沢河岸問屋名代の者へ預け、名主真太郎の印がなければ渡さぬようにしてしまった。また、普請への立会も真太郎が勝手に人を遣わした、というのである【史料1】。

〔相手側の主張〕 これに対し、相手側は名主真太郎・百姓代儀左衛門他一名を惣代とする小前百姓二三四人である。その主張は、『鯉沢町誌 資料編』に収録されている史料4に詳しい。それによると、これまで河岸場のことはすべて太郎左衛門に任せて来たが、「種々不正之取計仕<sup>とりはからいつかまつ</sup>」るので、年々河岸出荷物が減少し、宝暦の頃（一七五一〜一七六四）に比べると、船数で五〇艘ほど減少し、村方が困窮しているというのである。

確かに人数では優勢であるが、本文中の「悪心」・「不正」というのも具体性がなく、船数の減少も世の中の趨勢であり、必ずしも太郎左衛門一人の所為ではないであろう。

〔背景〕 というのも、世の中は天保四年（一八三三）以来連年の不作で遂に天保七年（一八三六）には天保の飢饉という全国的な大飢饉となるに至つた。天保八年の大坂の大塩平八郎の乱以前に、甲斐国では天保七年八月に郡内に端を発して甲府盆地に百姓一揆が乱入するという天保騒動（郡内騒動）が起こつたばかりであった。その処罰は天保九年、国中の村々に連帯責任を負わせて過料銭を課すと共に、支配代官たちは免職・降格となつていた。青柳河岸の問屋出入りは、その翌年に起こつていたのである。まさに世情不安、為政者もつかつに村方に手出しができない状態の時であつた。

しかも、三河岸のうち鰍沢河岸・黒沢河岸は村役人が交替で問屋をつとめていたのに対し、青柳河岸のみ太郎左衛門が一手にひきうけるといふ違いがあった。**史料1**。

この青柳河岸の争論にさらに拍車をかけたのが、天保の改革（天保十二年（一八四一）～天保十四年（一八四三））の際にだされた株仲間解散令であった。幕府のそれまでの商業政策は、江戸や大坂の同業者の問屋に株仲間をつくらせ、その仲間を通して、商品の値段を上下させたり、流通量を増減させる手法で物価を統制していた。ところが、こうした商業政策が江戸時代も後期になるとうまく行かなくなってしまう。このため、天保の改革では物価高や流通量の減少は株仲間の独占が原因であると考え、この株仲間＝問屋を一律に解散させるといふ蛮行にでたのである。米問屋・魚問屋・油問屋・糸問屋など、問屋という問屋が目の敵にされたのである。その背景は、問屋仲間による統制が、新興の商人やその商品流通過程を必ずしも充分に把握できなくなったため、幕府の対策が効果を持たなくなったからである、とされている。

勿論、甲州三河岸の「問屋」は、天保の改革で問題となったような特定の業種仲間の問屋ではなく、河岸場における輸送を差配する流通業者としての問屋であった。ところが、これをチャンスととらえたのが長年青柳村で太郎左衛門家の活動を見てきた人々であった。老中水野忠邦による株仲間＝問屋の解散を言葉の上で利用し、河岸の問屋も解散・交替すべきと迫ったのである。「問屋并株式申儀、都御停止被仰出候上者」**史料3**という文言が、この間の事情をよく物語っている。また、青柳村内の事情として、太郎左衛門家の当主が十三才の幼少（天保十一年段階）で、父親は既に文政十二年（一二二九）に亡くなっており、後見人の長百姓理八も老齢であった。一方の真太郎は少なくとも天保十一年（一八四〇）には名主となっており、以後弘化二年（一八四五）迄五期名主を務めるなど、村内の有力者であった**表7**。太郎左衛門方の長百姓理八が「真太郎義親之代分始五十年以来之長百姓三血氣盛之若者二御座候」**史料1**といっているほどである。

〔結果〕この争論の決着にはしばらく時間がかかったようである。まず天保十三年九月には、御蔵臺（台）の北側を商い荷物置き場として訴訟側（真太郎など村方）が分割し、境に矢来を設けて区分する。残りの場所を太郎左衛門が進退することが決まった**史料2**。

次いで、同年十月には、太郎左衛門が富士川通船開闢以来、御廻米御用や商

い諸荷物などすべてを一手に進退してきたことを双方認めつつ、このたびの問屋・株式停止をうけて、青柳村は訴答両方の「入会之河岸問屋渡世」とする。廻米については、年限内は太郎左衛門に任せ、期限明け年季切替の際には安値段の者に任せる、ということになった**史料3**。

そして、二年後の天保十五年（一八四四＝弘化元年）、御廻米問屋はこれまで通り太郎左衛門に決まっている**史料5**。本来、廻米御用は領主側の都合であり、儲けは薄いはずである。それを補う利益は、民間の商い荷物の取扱いを任されることだったろう。青柳の問屋出入りは、太郎左衛門からこの部分を村方が奪う形となったが、少なくとも廻米御用については、他の出願者はいなかったようである。また、入会というからには、太郎左衛門も商い荷物を扱ったはずである。決着はこのようになったが、現実として廻米を扱える人員や資力、民間の商い荷物を取引する信用など、太郎左衛門家の有する実力を、他の者が越えることはなかなか難しかったのではないだろうか。今後、弘化元年以降の青柳河岸の実態を探ってみなければならぬ。

明治五年（一八七二）の塩商人の「議定書」や、明治六年の岩淵河岸の塩商人に関する三河岸の塩商人惣代連印の文書には、塩商人と並んで「問屋 小河内太郎左衛門」、あるいは「差添人 小河内太郎左衛門」の名が見えるのである（『増穂町誌 資料編』三四四～三四五ページ）。今後の史料収集とその解明が俟たれるところである。

なお、この**史料4**は、当一件に関する重要な文書で、『鰍沢町誌 資料編』（二二五～三二七ページ）に掲載されている。今回、読み直すと誤読や語句の欠落が多いことに気づいた。また、読んでいて文意が不自然であったため、もとの史料を確認すると、史料のうち三六行分が途中脱落し、後ろの別の場所に挿入されていることがわかった。このため、全体に校訂を加え、本書に改めて掲載した。当時の『鰍沢町誌 資料編』編さん作業の中で、執筆担当者が活字にした際、もとの古文書との照合や、活字となった史料の読み返しが疎かになってしまったことが原因と考えられる。また、同書では、同一一件の済口証文（本書**史料3**と同内容）が別の分類で掲載されている（一〇五ページ）といった錯綜もある。

【表3-2】小河内照一郎家船中安全祈願札目録(2)

番号	史料名	年代	差出人	その他の記載事項	形態	数量
17	奉祈誦陀羅尼品一千卷成就処 (38.0×9.8×8.4cm) 七面宮御寶前船中安全之処	慶応 2. 正. 吉祥 丙寅 (1866)	青柳村 船方中 (西峯圓修院拜)	慶應二丙寅天 正月吉祥日	札	1
18	奉開帳日蓮大菩薩七面大明神 擁護之攸 (54.0×11.5×9.5cm) 明練方薬善治衆病	(年未詳)	甲陽 小室		札	1
19	奉開帳延壽日蓮大菩薩擁護 (43.6×10.2×8.0cm) 斯人行世間能威衆生閻	(年未詳)	寿命山 昌福寺		札	1
20	奉謹誦妙經壹百余日成就加護 之攸 (45.9×11.3×9.4cm) 郡中安全船中無難	(年未詳)	天神ヶ瀧玄石而 祈主良應院合衆 (其諸倉庫悉皆盈溢)	天下泰平萬民快樂 火不能燒水不能漂	札	1
21	奉謹誦妙經壹百余日成就加護 之攸 (39.0×9.5×8.0cm) 郡中安全船中無難	(年未詳)	天神瀧減石而 祈主良應院合衆 (其諸庫倉ママ悉皆盈溢)	天下泰平萬民快樂 火不能燒水不能漂	札	1
22	奉謹誦妙經壹百余日成就家内 安全之攸 (38.9×9.0×8.0cm) 南無三宝諸天善神擁護	(年未詳)	於天神減石 祈主良應院合衆 (火不能燒水不能漂)	諸余怨敵皆悉摧滅	札	1
23	奉謹誦妙經壹百余日成就家内 安全之攸 (34.0×8.8×7.8cm) 南無三宝諸天善神擁護	(年未詳)	天神減石而 良應院合衆 (火不能燒水不能漂)	諸余怨敵皆悉摧滅	札	1
24	奉祈誦陀羅尼品卷数成就之攸 (32.5×8.0×7.0cm) 壽量院文殊(珠) 稻荷大明神	(年未詳)	御宝前永代修行 身延中谷円臺房 (為悦衆生故現無量神力)		札	1
25	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全 (26.4×7.5×6.0cm) 南無七面大明神御宝前	(年未詳)	小室西峯 (如風於空中一切無障礙)		札	1
26	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全 (29.3×10.4×10.0cm) 南無七面大明神御寶前	(年未詳)	小室西峯 (如風於空中一切無障礙)		札	1
27	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全 (30.0×10.7×8.5cm) 南無七面大明神御宝前	(年未詳)	小室西峯 三十番神五番善神		札	1
28	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全攸 (39.5×9.3×8.0cm) 南無七面大明神宝前	(年未詳)	小室西峯 (如風於空中一切無障礙)		札	2
29	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全攸 (35.8×8.4×6.6cm) 南無七面大明神御宝前	(年未詳)	小室西峯 (如風於空中一切無障礙)		札	1
30	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全之 攸 (37.7×9.8×7.6cm) 南無七面大明神	(年未詳)	(如風於空中一切無障礙)		札	1
31	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全攸 (32.5×8.2×6.0cm) 南無鎮守七面大明神	(年未詳)	小室西峯 祈主敬白 (為悦衆生故現無量神力)		札	1

\*長さは(札の先端と底部の距離)×(最大幅)×(底部の幅)cmを示す  
9安政五戊午歳正月二十有九日 ←欄に入らなかった文字  
10安政五戊午歳正月廿九日

【表3-1】小河内照一郎家船中安全祈願札目録（1）

2020. 10. 26（月）作成

番号	史料名	年代	差出人	その他の記載事項	形態	数量
1	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全 (36.0×10.0×7.8cm)	弘化 2. 正. 29 巳 (1845)	(南無七面大明神御宝前 如風於堂中一切無障礙)	維時弘化二巳天 正月廿九日祈	札	1
2	奉祈誦陀羅尼品千卷成就之攸 (37.7×9.8×7.5cm) 除其衰患令得安隱、	弘化 3. 正. 吉 午 (1846)	願主船中安全処	弘化第三午正月吉日	札	1
3	奉祈誦陀羅尼品卷数船中無難処 (39.2×9.2×8.3cm) 南無七面大明神方御宝前	嘉永 3. 正. 大吉 庚戌 (1850)	青柳船方中 (如風於空中一切無障礙)	小室 嘉永三庚戌年 西峯 正月大吉祥日	札	1
4	奉祈誦陀羅尼品卷数船中無難攸 (39.0×9.3×8.2cm) 南無七面大明神宝前	嘉永 5. 正. 29 子 (1852)	南無三十番神守 (如風於空中一切無障礙)	嘉永五子年 正月廿九日	札	1
5	奉祈誦陀羅尼品卷数船中無難攸 (39.2×9.4×8.1cm) 南無七面大明神宝前	嘉永 5. 正. 29 子 (1852)	南無八大龍王守 (如風於空中一切無障礙)	嘉永五子年 正月二十九日	札	1
6	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全処 (30.0×9.0×8.5cm) 南無七面大明神御宝前	嘉永 7. 正. 大吉 甲寅 (1854)	(如風於空中一切無障礙)	嘉永七甲寅歲 正月大吉祥日	札	1
7	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全処 (41.0×11.0×9.5cm) 南無末法鎮守七面大明神	安政 4. 正. 29 丁巳 (1857)	(如風於空中一切無障礙)	安政四丁巳歲 正月二十有九日	札	1
8	奉祈誦惣持品卷数船中安全処 (40.6×11.0×9.6cm) 南無七面大明神御宝前	安政 4. 正. 29 丁巳 (1857)	(如風於空中一切無障礙)	安政四丁巳歲 正月二十有九日	札	1
9	奉祈誦神咒品卷数船中安全処 (37.8×10.3×9.0cm) 南無七面大明神御宝前	安政 5. 正. 29 戊午 (1858)	小室西峯 (如風於空中一切無障礙)	妙の名ハ八卷はかりに 限らしまつ竹さくら とふいそく妙	札	1
10	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全之攸 (37.6×10.5×9.5cm) 南無七面大明神御宝前	安政 5. 正. 29 戊午 (1858)	小室西峯 (如風於空中一切無障礙)	妙の名ハ八卷はかりに 限らしまつ竹さくら とふいそくめふ	札	1
11	奉祈禱陀羅尼品卷数船中安全之処 (38.0×10.2×8.4cm) 南無七面大明神御宝前	安政 6. 正. 吉辰 未 (1859)	(如風於空中一切無障礙)	安政六未年 正月吉辰	札	1
12	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全攸 (36.3×9.6×8.2cm) 七面大明神御宝前	安政 7. 正. 29 庚申 (1860)	小室西峯 (如風於空中一切無障礙)	安政七庚申歲 正月廿九日敬白	札	2
13	奉誦誦陀羅尼品卷数船中安全処 (35.1×9.9×7.8cm) 南無七面大明神守	萬延 2. 正. 吉 辛酉 (1861)	祈主 小室七面山 (如風於空中一切無障礙)	若持法華經 萬延二 其身甚清淨 辛酉歲 正月吉日	札	1
14	奉祈禱陀羅尼品卷数船中安全 (36.8×8.9×6.9cm) 南無七面大明神御宝前	文久 2. 正. 吉 壬戌 (1862)	小室西峯山 (如風於空中一切無障礙)	若持法華經 文久二壬戌 其身甚清淨 正月吉日	札	2
15	奉祈誦陀羅尼品卷数船中安全 守護 (36.2×8.4×7.4cm) 南無七面大明神擁護	文久 3. 正. 吉辰 癸亥 (1863)	小室西峯 (如風於空中一切無障礙)	文久三癸亥正月吉辰	札	1
16	奉祈禱陀羅尼品船中安全之処 (攸) (40.3×11.6×9.5cm) 南無七面大明神守攸	文久 4. 正. 甲子 (1864)	小室西峯山 (如風於空中一切無障礙)	文久四甲子□正月日	札	2

【表4-2】 甲斐国 近世支配変遷図 2

宝永2年(1705)	柳沢家 甲府藩・甲府新田藩	柳沢家預地
正徳3年(1713)		正徳3年(1713)幕府領
享保9年(1724)		(享保9年3月大和郡山へ転封) 甲府勤番支配
一國幕領時代(代官支配)		
延享3年(1746)	延享3年	延享3年
宝暦12年(1762)	田安家領	宝暦12年 清水家領
寛政7年(1795)		寛政7年
天保元年(1830)		天保元年 清水家領(再置)
安政元年(1854)		安政元年
明治元年(1867)		鎮撫府(1868年6月1日)、甲府県・市川県・石和県(8月2日)
明治2年(1869)		甲斐府(1868年11月5日)、三部知県事を廃す(11月12日)
明治3年(1870)		甲府県(1869年7月28日)
明治4年(1871)	明治3年5月	↓ 山梨県(1871年11月10日)誕生
		25万9626石

【表4-1】甲斐国 近世支配変遷図 1

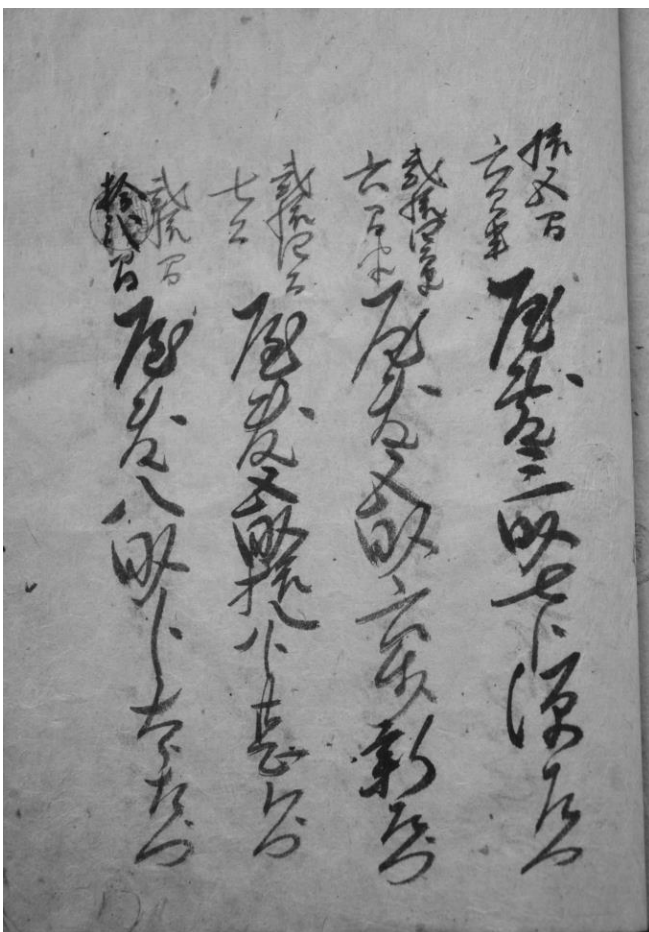
年代	河内領	国 中			郡内領
天正10年(1582)	穴山梅雪 (6月2日殺害)	武田勝頼 (3月11日自害)			小山田信茂 (3月24日処刑)
天正15年(1587)	穴山勝千代 (6月7日死去)	織田信長 (6月2日本能寺の裏で自害) → 家臣川尻秀隆 (甲斐国国人により殺害、6月18日)			
天正18年(1590)	武田信吉 (常陸へ)	徳川家康 (~10月29日 後北条氏と交戦) 天正17年2月~18年正月五か国総検地(甲斐国は国中のみか) 7月徳川家康 関八州へ移封			8月20日 谷村藩 鳥居元忠 入封 谷村藩
天正19年(1591)		羽柴秀勝 (3月美濃へ移封)			
文禄2年(1593)		加藤光泰 (5月29日朝鮮で死去)			加藤佐内光吉支配
慶長5年(1600)		浅野長政・浅野幸長 文禄5年ころから検地実施(22万5千石) (慶長5年9月15日関ヶ原の合戦) → (慶長5年11月紀州へ移封)			浅野良重 (=良房) 支配 文禄3年検地実施
慶長8年(1603)		平岩親吉+四奉行+大久保長安(国奉行) 慶長6年~7年検地実施	三枝 土佐守	成瀬 隼人	谷村藩 鳥居成次 (国中にも所領あるか)
慶長11年(1606)		1月 徳川義直(25万石) 閏4月26日 尾張へ移封		旗本領	
元和2年(1616)		第一次 城番制 (諏訪頼水、甲府城代兼任)			
寛永9年(1632)		徳川忠長(23万8千石) (甲府家老) 朝倉宣正 寛永8年5月甲府蟄居→寛永9年10月改易			(郡内家老) 鳥居成次 寛永9年6月成次死去 鳥居成行(忠房)
慶安2年(1649)		第二次 城番制			秋元泰朝
寛文元年(1661)	右馬頭領 左馬頭領	桜田徳川家 甲府藩			秋元富朝
宝永元年(1704)		幕府領			秋元喬朝
		(消滅) 元禄11年(1698)			(消滅)
		幕府領			(秋元家川越へ転封) 幕府領(~宝永3年)

【表5】寛文12年（1672） 青柳村田畑反別石高内訳表

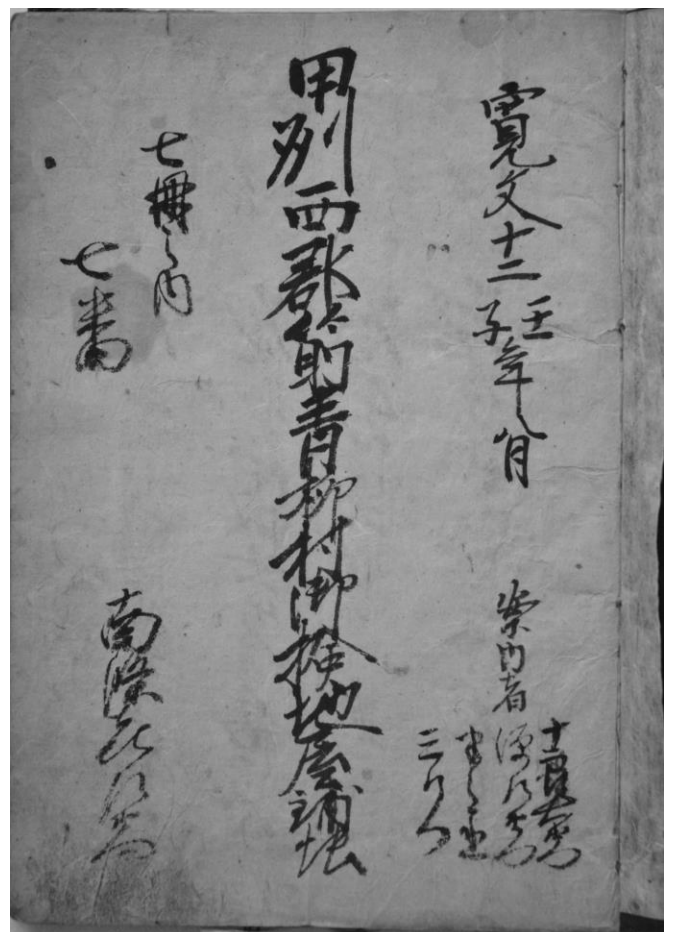
品等	反別	石盛	石高（石）	石高割合（%）
田合計	26町5反1畝1歩	—	332.577①	46.3
上田	2町4畝11歩	18	36.7858	5.1
中田	5町1畝24歩	16	80.2880	11.1
下田	12町9反2畝5歩	13	167.9815	23.3
下々田	5町4反9畝29歩	8	43.9972	6.1
田	1町2畝22歩	3	5.1367	0.7
畑屋敷合計	49町8反2畝1歩	—	388.954②	53.7
上畑	1町6反28歩	13	20.9213	2.9
中畑	4町9反27歩	10	49.0900	6.8
下畑	21町7反9畝17歩	8	174.3653	24.2
下々畑	14町8反6畝4歩	5	74.3067	10.3
畑	1町2反3畝4歩	3	3.6939	0.5
屋敷	5町4反1畝11歩	12	64.9640	9.0
合計	76町3反8畝2歩	—	721.531③	100.0

\* 寛文12年「甲州西郡筋青柳村御検地屋敷帳」（富士川町役場文書）より作成

①実合計334.1892、②実合計387.3412、③実合計721.5304（単位石）



太郎左衛門の8畝歩の屋敷（一番左）



青柳村御検地屋敷帳（1672年）  
十郎右衛門・三左衛門が案内者

【表6】 甲斐国巨摩郡西郡筋 青柳村戸口

年代	西暦	家数	内訳	人数	男	女	寺	僧	乞食	馬	船・船頭
慶長6	1601	34軒	内、明屋敷4、 御蔵屋敷1								
寛文8	1668	126軒		459							
寛文12	1672	139軒	内、郷蔵敷1 河岸御蔵敷1								
寛文13	1673	108軒		363			3	8			
元禄15	1702	180軒		821	420	401	3				
宝永2	1705	178軒	本百姓140 水呑38	714	397	360		17	5	30疋	84艘
享保18	1733	213軒	高持173 水呑36	928	429	477	5			40疋	84艘
延享元	1744	242軒	本百姓182 水呑60	1029							
延享3	1746			1048	495	553					
安永6	1773	260軒	高持255 水呑5	1209	561	648	5		12		年々 増減
文政9	1826	303軒		1561	744	818				12疋	
文政10	1827	303軒		1554	743	811				12疋	
文政11	1828	303軒		1565	744	821				11疋	
文政12	1829	303軒		1556							
文政13	1830	303軒		1586	僧13 741	815				9疋	
天保3	1832	309軒		1580	762	818	5		14	11疋	年々 増減
天保10	1839	285軒		1440	678	733	5			7疋	
天保11	1840	285軒		1451	678	743				7疋	

\* 慶長6年・寛文12年は検地帳屋敷数、寛文8年・13年・元禄15年は宗門人別帳、宝永2年・享保9年・延享元年・天保3年は村差出帳、その外は人数書上げなどによる。

			百姓代				
太郎兵衛	長右衛門	五郎兵衛					
平右衛門 新右衛門	長右衛門						
			彦助				
			庄右衛門				
			次右衛門				
			五郎左衛門				
			平次右衛門 平佐右衛門				
			新太郎 新太郎 新太郎 新太郎 新太郎 与右衛門				
			与右衛門				
			茂左衛門				
			七兵衛 七兵衛 七兵衛 七兵衛 七兵衛				
			与右衛門 義左衛門 重右衛門 久七 重右衛門 多八 儀左衛門 九兵衛 治郎助 勝藏 丈兵衛 丈兵衛				
			三右衛門	多八 兵藏	儀左衛門 九兵衛	丈左衛門	利右衛門
政十郎			久七				久七
政十郎			久七				
政十郎			久七	兵藏	九兵衛	丈左衛門	利右衛門
政十郎			兵藏 兵藏				
			利右衛門 九兵衛				
			中込弥五郎 矢崎幸左衛門				

----- は見習

【表7】甲州西郡筋青柳村 村役人一覧表

年代	西曆	名主	長百姓					
寛文8	1668	茂右衛門	太郎左衛門	新右衛門	喜左衛門	弥右衛門	源左衛門	半之丞
元禄15	1702	忠右衛門						
宝永2	1705	忠右衛門	十郎右衛門	八左衛門	三左衛門	次右衛門	理右衛門	理左衛門
享保9	1724	平右衛門	理左衛門	半之丞	治右衛門	太郎左衛門	十兵衛	八左衛門
享保18	1733	太郎八	長右衛門	平右衛門	里左衛門	太郎左衛門	十兵衛	清之丞
	1733	理左衛門	太郎左衛門	十兵衛	清之丞	太郎八	長右衛門	平右衛門
享保19	1734	理左衛門	長右衛門	平右衛門	太郎左衛門	十兵衛	清之丞	太郎八
享保20	1735	利左衛門	平右衛門	長右衛門	太郎八	清之丞	十兵衛	太郎左衛門
	1735	半助	長右衛門	理左衛門	太郎八	十兵衛	清之丞	太郎左衛門
延享3	1746	長右衛門						
寛延4	1751	長右衛門	半助	利左衛門	太郎八	十兵衛	弥太郎	
宝暦6	1756	太郎八	十兵衛	半助	利左衛門	長右衛門		
宝暦7	1757	利左衛門	十兵衛	太郎八	長右衛門			
宝暦10	1760	太郎八	十兵衛	半助	利左衛門	長右衛門	弥太郎	
明和4	1767	兵右衛門	利左衛門	太郎八	十兵衛			
明和7	1770	太郎八	三左衛門	利左衛門	平右衛門	長右衛門		
明和9	1772	利左衛門						
安永2	1773	平右衛門	太郎八	三左衛門	太郎左衛門	理左衛門		
安永6	1777	利左衛門	太郎八	平右衛門	三左衛門	太郎左衛門		
天明6	1786	市左衛門	三左衛門	太郎八	平右衛門	豊太郎	太郎左衛門	
寛政2	1790	三左衛門	太郎八	太郎左衛門	平右衛門	豊太郎		
寛政3	1791	太郎八	三左衛門					
寛政9	1797	太郎八	太郎左衛門	市左衛門	三左衛門			
寛政13	1801		市左衛門					
文化2	1805	太郎八	市左衛門	重兵衛	新太郎	利八	太郎左衛門	
文化3	1806	市左衛門	新太郎	太郎八	利八	重兵衛		
文化8	1811	新太郎	太郎八					
文化9	1812	六左衛門						
文政10	1827	新太郎	太郎八					
文政11	1828	太郎八	利八					
天保2	1831	理八	太郎八					
天保3	1832	新太郎	理八	太郎八	六左衛門			
天保4	1833	太郎八	新太郎					
天保6	1835	理八	太郎八					
天保8	1837	太郎八	真太郎	理八				
天保11	1840	真太郎	六左衛門	理八				
天保12	1841	真太郎	理八					
天保13	1842	真太郎	文九郎					
天保14	1843	真太郎	文九郎					
天保15	1844	真太郎	理八					
弘化2	1845	真太郎	理八	弥重郎	太郎左衛門	太左衛門	源五左衛門	文九郎
弘化3	1846	太左衛門	真太郎	弥重郎	利八	源五左衛門	太郎左衛門	
弘化4	1847	源五左衛門	太左衛門	真太郎	弥十郎	利八	太郎左衛門	
弘化5	1848	源五左衛門	太左衛門	真太郎	弥重郎	利八	太郎左衛門	
嘉永3	1850	太左衛門	弥十郎	真平	源五左衛門	太郎左衛門	利八	
嘉永6	1853	太左衛門	弥十郎	源五左衛門	利八	太郎左衛門		
安政3	1856	弥十郎	源五左衛門	太左衛門	太郎左衛門	源兵衛	十兵衛	多八
安政7	1860	弥十郎	十兵衛	源五左衛門	太郎右衛門	源兵衛	太郎左衛門	多八郎
萬延元		源兵衛	弥十郎	源五左衛門	太郎右衛門	十兵衛	太郎左衛門	多八郎
文久元	1861	多八郎	源兵衛	弥十郎	源五左衛門	十兵衛	太郎右衛門	太郎左衛門
		多八郎	源兵衛					
慶応2	1866	丈左衛門						
慶応4	1868	源兵衛	源五左衛門					
明治2	1869	兵藏	源兵衛					
明治3	1870	源兵衛						
明治5	1872	中込八五郎	中込兵藏					
明治7	1874	穉山源兵衛	磯野新太郎	井上與平	中込八五郎	小林九兵衛		

\* 秋山幸夫家文書、昌福寺文書、仙洞田貢家文書、国立資料館青柳村文書、『増穂町誌 資料編』による、明治7年は穉山源兵衛

48	喜右衛門	41.18	9			41.18	9	6.28	3.912
49	与次兵衛	41.13	18	8.23	8	33.00	10	5.20	3.081
50	甚右衛門	40.07	13	22.00	6	18.07	7	2.08	5.244
51	市郎兵衛	39.03	13	12.22	4	26.11	9	1.18	3.459
52	空左衛門後家	38.27	7	12.25	1	26.02	6	2.15	4.017
53	多左衛門	38.18	16	8.22	5	29.26	11	4.20	4.156
54	六左衛門	38.14	10	13.18	6	24.26	4	2.00	4.000
55	助次右衛門	38.01	9			38.01	9	4.00	3.008
56	甚兵衛	37.16	11	13.16	4	24.10	7	3.00	3.497
57	三右衛門	37.05	14	16.12	7	20.23	7	5.04	3.910
58	源右衛門	36.12	11			36.12	11	0.20	2.558
59	又兵衛	35.27	15	4.15	4	31.12	11	12.04 (2)	3.913
60	上 半兵衛	35.04	4	6.05	1	28.29	3		3.119
61	角兵衛	34.23	12	5.05	2	29.18	10		3.068
62	半左衛門後家	33.16	11	20.29	6	12.17	5	3.18	4.981
63	下 源右衛門	33.12	4	21.16	2	11.16	2	0.20	4.467
64	上 七兵衛	33.06	7	4.20	1	28.16	6	3.09	3.355
65	四郎左衛門	32.17	10	6.12	2	26.05	8	2.21	2.916
66	道 泉	32.12	11	6.28	3	25.14	8	2.04	2.395
67	多右衛門	30.28	10	9.09	3	21.19	7	3.20	4.165
68	市郎左衛門	30.07	11	13.01	6	17.06	5	2.08	3.567
69	喜兵衛	30.04	14	3.05	6	26.29	8	4.00	3.279
70	伝右衛門	29.29	8	10.07	3	19.22	5	2.12	3.204
71	吉左衛門	29.17	6			29.17	6	7.00	3.184
72	上 吉右衛門	28.29	18	6.04	3	22.25	15	2.21	2.353
73	次郎兵衛	27.28	11	9.10	3	18.18	8	3.14	2.531
74	助右衛門	26.21	14	11.04	8	15.17	6	2.20	3.177
75	藤左衛門	26.18	12	10.27	4	15.21	8	3.14	2.901
76	庄兵衛	26.02	6			26.02	6	5.18	2.679
77	七兵衛	25.15	16	13.18	7	11.27	9	2.24	2.336
78	太兵衛	24.18	9	11.24	2	12.24	7		2.138
79	吉兵衛後家	24.15	6	3.15	1	21.00	5	4.06	2.118
80	勘右衛門	24.14	9	5.08	5	19.06	4	4.02	2.793
81	佐右衛門	24.03	11	9.02	3	15.02	8	2.08	2.979
82	勘之丞	22.18	2			22.18	2		1.346
83	下 四郎左衛門	22.17	5	1.22	1	20.25	4	2.21	2.340
84	上 半左衛門	22.01	10	4.11	5	17.20	5		1.987
85	下 伊右衛門	21.22	6			21.22	6		1.666
86	久右衛門	21.14	13	11.04	7	10.10	6	2.10	2.142
87	上 平兵衛	21.01	14	11.00	5	10.01	9	3.08	1.131
88	蓮 久	20.28	6	3.17	2	17.11	4		2.043
89	孫右衛門	20.00	3			20.00	3	2.12	1.878
90	長左衛門	19.27	7	13.08	3	6.19	4	4.00	2.708
91	伊右衛門	19.11	8	7.18	3	11.23	5	4.01	2.143
92	上 惣右衛門	19.03	6	5.03	2	14.00	4	5.25	2.547
93	半三郎	18.15	7	1.22	1	16.23	6	3.06	1.862
94	仁兵衛	18.12	4	12.11	2	6.01	2	2.20	2.300

\* 屋敷は筆数と合計・持高に入れず、〔3〕は屋敷が3筆を示す。(以下省略)

【表8】寛文12年（1672）青柳村土地所有階層表（部分）

番号	名請人	合計（畝）	筆数	田合計（畝）	筆数	畑合計（畝）	筆数	屋敷（畝）	持高（石）
1	太郎左衛門	739.17	155	408.10	92	331.07	63	18.15〔3〕	78.315
2	新右衛門	282.07	54	112.06	29	170.01	25	9.18	28.219
3	太郎兵衛	233.09	48	104.12	26	128.27	22	2.00	23.555
4	善兵衛	176.08	41	86.12	22	3.42	19	5.10	13.857
5	下 藤左衛門	143.10	44	55.14	18	87.26	26	5.25	13.908
6	半之丞	134.24	30	58.14	12	76.10	18	5.12	11.644
7	伝左衛門	117.06	33	50.21	17	66.15	16	4.24	12.408
8	五郎左衛門	115.08	28	56.23	14	58.15	14	10.24	12.431
9	源左衛門	109.25	29	52.19	13	57.06	16	3.07	12.650
10	長右衛門	104.21	26	29.29	11	74.22	15	12.20	10.767
11	源兵衛	99.21	23	35.08	5	64.13	18	5.03	8.303
12	甚左衛門	90.05	19	46.07	11	43.28	8	5.18	12.063
13	十左衛門	85.10	30	36.17	13	48.23	17	3.14	8.959
14	佐左衛門	84.22	27	31.19	14	53.03	13	8.24	9.653
15	惣左衛門	84.04	22	31.12	10	52.22	12	5.26	7.221
16	五郎兵衛	84.03	20	47.02	12	37.01	8		9.638
17	新左衛門	82.20	21	44.10	14	38.10	7	5.06	10.148
18	九郎兵衛	76.11	31	23.28	13	52.13	18	5.24	7.129
19	忠左衛門	73.07	8	18.12	3	54.25	5		7.589
20	五郎右衛門	73.01	25	24.23	11	48.08	14	2.17	7.393
21	平左衛門	72.11	12	40.18	7	31.23	5	13.26	10.093
22	正福寺	71.29	15	23.16	5	48.13	10		6.301
23	市左衛門	70.23	16	23.06	5	47.17	11	2.04	6.146
24	清兵衛	69.24	22	12.25	7	56.19	15	3.03	6.040
25	半兵衛	69.18	14	13.07	4	56.11	10	6.00	6.930
26	庄左衛門	67.23	17	26.22	8	41.01	9	1.18	7.720
27	佐兵衛	67.11	19	13.29	8	53.12	11		5.291
28	清右衛門	64.02	13	25.26	4	38.06	9	2.21	6.541
29	太郎右衛門	61.01	13	30.12	6	30.19	7	10.18	7.989
30	善左衛門	59.28	19	16.29	4	42.29	15	6.12	5.465
31	与四兵衛	59.10	20	34.14	9	24.26	11	6.12	7.000
32	忠右衛門	57.06	22	14.05	7	43.01	15	2.00	4.689
33	下惣右衛門	56.03	14	19.12	4	36.21	10	2.20	4.862
34	半左衛門	54.05	15	18.02	5	36.03	10	3.09	6.874
35	惣兵衛	53.22	9	10.09	2	43.13	7	4.16	5.310
36	善之丞	49.16	18	23.27	10	25.19	8	2.07	5.266
37	与次左衛門	48.04	18	8.22	5	39.12	13		3.109
38	下七兵衛	46.10	8	19.00	3	27.10	5		4.577
39	十右衛門	45.25	12	10.29	4	34.26	8	4.24	4.772
40	善右衛門	45.22	9	37.11	5	8.11	4	5.10	6.938
41	五郎右衛門姉	45.07	9	16.14	3	28.23	6	3.00	5.288
42	源之丞	45.06	14	12.18	5	32.18	9	2.28	3.182
43	長次郎	45.03	10	11.20	2	33.13	8	2.08	4.386
44	権左衛門	44.11	14	10.22	4	33.19	10	2.17	3.958
45	孫左衛門	44.00	17	14.08	5	29.22	12	4.01	4.896
46	四郎兵衛	43.27	15	11.26	4	32.01	11		3.361
47	茂右衛門	43.22	16	10.26	6	32.26	10	6.08	4.474



一享保年中御料<sup>二</sup>相成候以来、御廻米之儀<sup>者</sup>御手代中御出役被成、郡中<sup>江</sup>納納主<sup>主</sup>・兩人被仰付御差出置被成、村々<sup>ノ</sup>附出し候御米<sup>者</sup>問屋下役小乗と申者一河岸四・五人ツ、問屋目鑑を以申付、不正之取計致間敷旨証文を取、村割を以為請取俵数相揃候節、御手代中・納名主・問屋立会相改、納<sup>二</sup>相成候御米<sup>者</sup>御蔵詰之上川下ヶいたし候御仕法<sup>二</sup>御座候、安永・天明之頃御運賃定式之躰<sup>二</sup>相成候節、御四分様御立会之上御請書<sup>江</sup>御蔵近辺出火又<sup>者</sup>出水之折柄早速駆付可相囲旨被仰付候得共、霜月<sup>ノ</sup>正月迄之内出水之儀<sup>者</sup>無之、殊<sup>二</sup>青柳河岸之義<sup>者</sup>居村<sup>ノ</sup>七・八町<sup>茂</sup>隔り、御蔵近辺<sup>二</sup>家居無之候得共、兩河岸<sup>二</sup>准し名主加判<sup>者</sup>仕来候得共、村役人立会等被仰付候儀<sup>ハ</sup>更<sup>二</sup>無之、前々之通取計来り申候、

一文化三<sup>寅</sup>年、甲州御廻米為御改正御吟味方御下役・御普請役方年々御三人ツ、被成御越、種撰・米怔・俵拵等嚴重被仰付、於三河岸<sup>二</sup>者納名主・小乗等御差留<sup>二</sup>相成、村々<sup>ノ</sup>名主罷出相納、萬一無抛差支有之節<sup>者</sup>長百姓罷出、小前名代之者差出候儀<sup>者</sup>決<sup>而</sup>不相成、鰍沢河岸<sup>二</sup>者御取締役喜平治立会、黒沢河岸<sup>二</sup>者村役人立会被仰付候得共、青柳河岸<sup>二</sup>者太郎左衛門之外村役人立会等被仰付候義<sup>者</sup>決<sup>而</sup>無之、弥御改正之趣意堅相守、御用向大切<sup>二</sup>相勤候段達御耳<sup>二</sup>、同<sup>四</sup>卯年柳生主膳正様<sup>ノ</sup>難有蒙、御褒詞、冥加至極と奉存、弥以相慎、聊私欲等之念慮無之、去々<sup>ノ</sup>戊年迄無恙相勤来申候、右<sup>者</sup>天保八<sup>酉</sup>年迄之儀<sup>者</sup>曆然<sup>（歴然）</sup>、御立会様方御存被下置候<sup>者</sup>明白之儀<sup>二</sup>御座候、一太郎左衛門家之義<sup>者</sup>、永禄年中<sup>ノ</sup>青柳村<sup>二</sup>住居仕、慶長・元和之頃盛<sup>二</sup>、寛文・元禄之頃迄家内式拾七・八人暮<sup>二</sup>有之候処、延享年中<sup>ノ</sup>災難相統衰微仕候処、明和年中<sup>ノ</sup>鰍沢出入六ヶ年相掛り、右諸雜費甲金八百兩余之内村方<sup>ノ</sup>甲金式百兩差出シ、残六百兩半金<sup>者</sup>太郎左衛門・半金<sup>者</sup>船頭共<sup>ノ</sup>可差出筈取究候得共、大金之儀<sup>二</sup>付手薄<sup>者</sup>船頭共<sup>ノ</sup>利息計も難出来儀<sup>二</sup>付、向後<sup>者</sup>俵<sup>（俵）</sup>・忝固運賃之内<sup>二</sup>五<sup>（厘）</sup>・三<sup>（厘）</sup>りツ、置錢可致候間、無利足永年賦<sup>二</sup>請取相濟し呉候様只管相願候<sup>二</sup>付、無抛太郎左衛門所持之田畑質入いたし甲金六百兩出金仕、勿論其節之書類夫々所持仕候、仍<sup>而</sup>船頭共<sup>ノ</sup>忝ヶ年<sup>二</sup>拾兩余ツ、都合式拾八ヶ年<sup>二</sup>請取候姿<sup>二</sup>者相成候得共、右<sup>二</sup>付安永年中<sup>ノ</sup>身上向手薄く相成、天明元<sup>丑</sup>年類焼いたし旁私兄太郎左衛門不仕合<sup>已</sup>打続病身<sup>二</sup>罷成、文化四<sup>卯</sup>年死去いたし、悴太郎左衛門漸生長いたし候得共、追々

仕合悪敷、三人まで呼迎候女房追々死去いたし、心氣不穩罷在候処、剩同人義も壯年<sup>三</sup>相果、当子年太郎左衛門漸拾三才・同人姉拾五才、是<sup>而</sup>已相残り候<sup>二</sup>付、無抛六左衛門夫々引越、往古三拾人余暮し候広キ家<sup>二</sup>漸召仕共六人暮<sup>二</sup>寥々<sup>与</sup>亡自仕罷在候、

一往古より御廻米御用相勤候冥加を以商諸物取賄、塩<sup>（商欠）</sup>俵<sup>二</sup>付五<sup>（厘）</sup>り運賃取替之分<sup>二</sup>忝箇八<sup>（厘）</sup>り宛、下り荷物五<sup>（厘）</sup>り宛、年中<sup>ノ</sup>六拾兩も可有之、然ル処、番非人<sup>者</sup>忝軒抱、外<sup>二</sup>増番相雇、帳附<sup>者</sup>人・荷物改之物<sup>者</sup>人、右之者共喰口諸雜費其外荷物置場小屋之儀も前々<sup>者</sup>御廻米御蔵御不用之節<sup>者</sup>拜借致来り候所、御改正以来別段<sup>二</sup>補理、荷物紛失等之節<sup>者</sup>弁金も相立、船頭之内<sup>二</sup>も引負等致し候ものも多分有之、旁<sup>二</sup>金相残り候分<sup>者</sup>三拾兩も可有之、右助成を以太郎左衛門居家之修覆、衣類其外漸淋しく口を糊罷在候、

一私共兩人之儀も右<sup>二</sup>准し、追々衰微仕、助成可致餘力も無之、私共<sup>而</sup>已<sup>二</sup>不<sup>限</sup>、往古<sup>ノ</sup>相応<sup>二</sup>暮し、元来長百姓<sup>茂</sup>勤候者<sup>者</sup>不<sup>残</sup>衰微仕、古来之長百姓<sup>者</sup>當時<sup>者</sup>人<sup>茂</sup>相勤不申候、

一青柳村之儀<sup>者</sup>、人馬継合之村方<sup>二</sup>無之候得共、富士川通船開關<sup>ノ</sup>太郎左衛門方<sup>二</sup>問屋致し来り候<sup>二</sup>付、船頭・馬士、其外御廻米取扱候人足等<sup>并</sup>塩商売<sup>者</sup>鰍沢同様致来り候、自然<sup>与</sup>村方潤益<sup>二</sup>相成候故、寛文・元禄之頃迄家数百五拾軒・人数八百五拾人之処、當時家数三百軒・人数千六百余<sup>二</sup>相成、村高七百三拾三石余<sup>二</sup>、右様家数・人別相増候<sup>者</sup>、外隣村<sup>江</sup>見競全河岸場有之候潤益顕然之儀と奉存候、依之明和年中<sup>ノ</sup>鰍沢出入之節も村役人替り<sup>（</sup>罷出、村方<sup>ノ</sup>差添入用<sup>茂</sup>差出し候得共、仕来之通相守候<sup>者</sup>太郎左衛門家之証拠を以河岸場相立、村方潤益<sup>五</sup>相成候儀を相弁候者共<sup>二</sup>御座候、

一駿府御目附様毎年御通行被遊候節、往還道橋繕其外御荷物持運人足<sup>者</sup>村方掛り<sup>二</sup>名主方<sup>ノ</sup>鰍沢宿へ差出シ候得共、谷無川<sup>并</sup>富士川通戸坂・岩崎且早川、四ヶ所渡世場助船<sup>者</sup>三河岸問屋<sup>江</sup>被<sup>二</sup>仰付、適御乗船も被遊候処、近年<sup>者</sup>大方鰍沢河岸<sup>ノ</sup>御乗船<sup>二</sup>下山村御泊、身延へ御立寄、大野村<sup>ノ</sup>尚又御乗船にて萬沢村まで被遊御越候定例<sup>二</sup>相成候間、三河岸問屋より船頭共へ申付、富士川通難場ヶ所ヶ々前広<sup>二</sup>瀬直し致し置、毎年御用船相勤、且御支配御役人様方青柳河岸御乗船被成候節<sup>者</sup>、無差支相勤候得共、村方にても少も携候儀無之候、然ル所富士川通船路御普請之儀<sup>者</sup>、先規仕来<sup>二</sup>駿州

内房村地内芝川戸落合之儀出水之度々大石押出し富士川通大<sup>(第一)</sup>之難場<sup>二</sup>有之、去ル天保元<sup>寅</sup>年<sup>寅</sup>瀬直し御普請三河岸問屋定請負<sup>二</sup>被仰付、船頭共へ申付、御普請為致候<sup>二</sup>付、前金拝借仕候節、鰺沢河岸<sup>三</sup>取締役喜平次判致候<sup>而</sup>、黒沢・青柳両河岸<sup>二</sup>問屋一名<sup>三</sup>御年番御役所<sup>二</sup>分借致来候<sup>二</sup>付、去亥十月中、例年之通両河岸<sup>二</sup>甲府御役所<sup>二</sup>参り候由通達有之、当河岸<sup>二</sup>も問屋名代之者差遣<sup>シ</sup>候処、当村名主真太郎義、私共へ一切沙汰も無之、為名代<sup>与</sup>百姓代儀左衛門甲府へ差出、問屋名代之者を押捺メ、強<sup>而</sup>加判いたし、拝借仕候金子<sup>者</sup>鰺沢河岸問屋名代之者へ預ケ置、青柳河岸割合<sup>之</sup>分<sup>者</sup>名主真太郎印書不遣候<sup>而</sup>不相渡候様堅く契約いたし置、駿州内房村地内船路御普請<sup>江</sup>当村名主<sup>立</sup>会之者差遣<sup>シ</sup>候由承り候<sup>二</sup>付、其段御役所<sup>江</sup>申上候処、出入中之義<sup>二</sup>付、当年<sup>者</sup>鰺沢・黒沢両河岸取計<sup>二</sup>可任置旨被仰聞候<sup>二</sup>付承伏仕罷在候得共、御立会様方御出勤中<sup>者</sup>勿論、去々戌年迄加判立会等いたし候義無之候所、名主真太郎勝手俣之儀と奉存候、

一 文化年中御運賃式割減御吟味之節、三河岸船頭共一同難洪之趣相歎候<sup>二</sup>付、問屋役之者共損益<sup>二</sup>不抱候得共、船頭共仕当<sup>二</sup>不相成難儀之始末相弁、身分<sup>二</sup>引請、右様被仰付候<sup>而</sup>問屋役難勤趣申立御訴詔仕候義<sup>二</sup>御座候、其節親新太郎等<sup>ハ</sup>新役<sup>二</sup>候得共、三河岸一同船頭共之難洪をも相弁、問屋太郎左衛門私欲之節<sup>二</sup>も無之候得<sup>者</sup>、式割減を以問屋役引請候得<sup>者</sup>、三河岸船頭共一同可及騒動義を致推察、問屋之望無之由申居候<sup>者</sup>有林実意之人情と奉存候、然ル処当真太郎義<sup>者</sup>親之代<sup>ハ</sup>始<sup>ハ</sup>五十年以来之長百姓<sup>三</sup>血氣盛之若者<sup>二</sup>御座候所、村内近年出来身上<sup>三</sup>勝手向宜敷、長百姓<sup>二</sup>も相成度心掛之者を語会、問屋太郎左衛門幼弱、私共老衰を侮り、此節押倒船問屋株を可奪取巧を以新規之難題<sup>二</sup>申掛、出入<sup>二</sup>取結候義<sup>二</sup>御座候、去亥年中御支配於御役所<sup>茂</sup>文化年中之義再申立候<sup>者</sup>、其節親新太郎等之存意を残念<sup>二</sup>存、此節右様之被仰出も有之候<sup>ハ</sup>、鰺沢・黒沢両村之内<sup>二</sup>も欲心同意之者共を語合、三河岸船頭共如何様難洪申候共、金錢を以当分を取繕、惣村一統之潤益<sup>二</sup>不益<sup>二</sup>も不構、式割減し御運賃を以問屋役引請、是迄勤来り候問屋共を押片付、自分共之問屋役<sup>二</sup>相成候上<sup>三</sup>者、尚又船頭共之難洪申立、唯今之通増御運賃可相願<sup>与</sup>私欲之悪謀巧慧候もの<sup>二</sup>無之候<sup>者</sup>、天文・永祿之人情と等しく歎ケ敷奉存候、私共兩人幼年之太郎左衛門後見致居候処、六左衛門義<sup>者</sup>

先日病死致候得共、差添人三郎右衛門義素々太郎左衛門家<sup>二</sup>出生致<sup>シ</sup>兄弟之義<sup>二</sup>付、六左衛門心中も察入、悲歎之餘り、乍恐理八俱々奉願上候、式百年来勤来り候問屋役之規矩相破レ、細き煙りも立兼候様相成候<sup>而</sup>、対親・先祖之亡靈へ候義<sup>者</sup>勿論、親類・身寄・船頭・水主之者共へ面目難向、且太郎左衛門生長之後、如何様遺恨<sup>二</sup>可存も難計、進退惟<sup>二</sup>谷り候間、後見兩人於身分先規仕来<sup>二</sup>外れ候、於御公儀様被仰付<sup>二</sup>背キ候不正之儀も御座候<sup>ハ</sup>、如何様御咎被仰付、たとへ一命候共、少も遺念無之候間、太郎左衛門問屋役之儀<sup>者</sup>何卒格別以御憐愍、差上置候証拋物御照察被成下、前々仕来之通、無難<sup>二</sup>永続仕候様被仰付被下置候<sup>ハ</sup>、慶長以来之奉仰御神徳広太之御慈悲難有仕合<sup>二</sup>奉存候、以上、

天保十一<sup>子</sup>十一月

小林藤之助御代官所

甲州巨摩郡青柳村

長百姓

理 八

同州同郡荊沢村

長百姓

差添人

三郎右衛門

御奉行所様

## 史料2 天保十三年(一八四二)九月

### (青柳河岸問屋出入) 為取替申儀定之事

(富士川町蔵)

為取替申儀定之事

青柳河岸之義<sup>者</sup>、先前太郎左衛門一手<sup>二</sup>進退いたし来り候処、今般御改政之御趣意<sup>二</sup>付、商荷物置場所之内御蔵道北ノ方会所引取地所相渡、尤右御蔵臺地先之分<sup>ハ</sup>、訴訟方<sup>三</sup>進退いたし、境筋<sup>江</sup>矢来結切、残之分<sup>者</sup>太郎左衛門進退可致筈取極、都<sup>而</sup>今般濟口証文之趣意無違失相守、相互<sup>二</sup>睦敷様方可致筈、右之通儀定取極申処相違無御座候、依之為後証為取替置申処、如件、

甲州巨摩郡青柳村

名主

訴詔方 真太郎

同 儀左衛門

同 宇兵衛

同村

問屋太郎左衛門後見

長百姓

相手方 理 八

百姓

同断同 十兵衛

天保十三<sup>寅</sup>年九月廿九日

史料3 天保十三年（一八四二）十月

（青柳河岸問屋出入） 濟口

（仙洞田貢家蔵）

御吟味中之処、青柳河岸之義者、富士川通船開闢以來、御廻米御用<sup>并</sup>商諸荷物、其外都<sup>而</sup>太郎左衛門一手<sup>二</sup>進退仕來候儀者、証扱書物<sup>二</sup>無相違段、夫々相分り候得共、問屋<sup>并</sup>株式<sup>与</sup>申儀、都<sup>而</sup>御停止被仰出候上<sup>者</sup>、争論可及筋無之段、御趣意相弁、依之以來河岸場之儀訴答入会之河岸問屋渡世<sup>与</sup>相定、一同無隔心入会、諸荷物請扱方仕、都<sup>而</sup>御趣意<sup>二</sup>相振不申様可致、且、御廻米御用引請方之儀、太郎左衛門引請年限中<sup>者</sup>、同人<sup>二</sup>相任、年季明切替之度毎、安値段を以引受候者有之候<sup>ハ</sup>、村役人物連印を以、御支配御役所<sup>江</sup>跡請相願、御差因受、御差支無之様仕、御廻米之儀<sup>者</sup>別<sup>而</sup>大切<sup>二</sup>付、請負人<sup>者</sup>勿論、長百姓之内忝人宛立会、鹿略無乃様相勤候筈取極、一同聊無申分、熟談内濟仕、偏<sup>二</sup>御威光<sup>与</sup>難有仕合奉存候、然ル上<sup>者</sup>、右一件<sup>二</sup>付、重<sup>而</sup>双方<sup>ハ</sup>御願筋毛頭無御座候、依之為後証、連印濟口証文差上申処、如件、

小林藤之助御代官所

甲州巨摩郡青柳村

小前式百三拾四人惣代

名主

天保十三<sup>寅</sup>年十月

訴詔方 真太郎

百姓代

同 儀左衛門

百姓

同 宇兵衛

同村 問屋太郎左衛門後見

長百姓

相手方 利 八

同 十兵衛

御奉行所様

前書之通、跡部能登守様<sup>江</sup>濟口証文奉差上、御聞届相成候間、為後証、為取替置申処、如件、

右

真太郎印

儀左衛門印

宇兵衛印

理 八印

十兵衛印

史料4 天保十三年（一八四二）十月

（青柳河岸問屋出入） 差上申濟口証文之事

（鯉沢町誌）史料編三三五～三三七ページを校訂

差上申濟口証文之事

小林藤之助御代官所甲州巨摩郡青柳村小前式百三拾四人惣代名主真太郎外四人<sup>ハ</sup>同村問屋太郎左衛門後見長百姓理八外忝人<sup>江</sup>相懸り、私欲<sup>二</sup>抱り候出入申立、去ル天保十<sup>亥</sup>年中支配役所<sup>江</sup>及出訴、相手方<sup>ハ</sup>返答書差上、吟味中、同十一<sup>子</sup>年中深谷遠江守様御勘定 御奉行之節、御差出<sup>二</sup>相成、御吟味中御同人様御転役<sup>二</sup>付、佐橋長門守様<sup>江</sup>御引渡、猶御吟味中御同人様御転役<sup>二</sup>付、当 御奉行所様<sup>江</sup>御引渡<sup>二</sup>相成、追々御吟味中御座候所、懸合之上熟談内濟仕候趣意、左<sup>二</sup>奉申上候、

一訴訟方<sup>二</sup>而者、当村河岸之義、開關以來御廻米積立運送方其外御用向村役人一同<sup>二</sup>而御請仕、相手太郎左衛門義、先年<sup>者</sup>長百姓<sup>茂</sup>相勤候もの<sup>二</sup>付、村方相談之上同人問屋名目差出為相勤候得共、御廻米御用年季明切替之節<sup>者</sup>村役人連印ヲ以相願、河岸場運上金、太郎左衛門一切差出不申、河岸稼いたし候もの共分割合出金仕、一村名目を以上納致し毎年皆済目録御書載有之、右河岸場<sup>江</sup>拘候公事変更諸雜費金前々分村惣高割ヲ以差出置候上<sup>者</sup>、河岸場商諸荷物取扱御用外之儀迄太郎左衛門<sup>江</sup>任置候<sup>者</sup>村方熱情故之儀<sup>二</sup>御座候処、年曆相立自然と悪心差起り、都<sup>而</sup>河岸場<sup>者</sup>太郎左衛門進退自由<sup>与</sup>心得、種々不正之取計仕候<sup>二</sup>付年増河岸出荷物無少<sup>二</sup>相成、宝曆之頃<sup>与</sup>見競候得<sup>者</sup>、凡船数五拾艘余<sup>茂</sup>相減、右<sup>二</sup>隨ひ村方之儀、追々困窮仕候故、村益筋必至<sup>与</sup>心掛、右河岸場諸荷物引請取扱稼方仕度旨、小前之もの共拳<sup>而</sup>村役人<sup>江</sup>願出候間、相手理八・六左衛門<sup>江</sup>実意<sup>二</sup>掛合および候得とも、勝手俣之儀<sup>而</sup>已申聞、不取敢、却<sup>而</sup>村方願書連印いたし候商人<sup>者</sup>得意先<sup>与</sup>申不差留、御蔵普請人足等も連印之もの<sup>者</sup>差留、脇分附込候荷物<sup>者</sup>不差構坏我俣之取計いたし、作間稼差支渡世難相成難儀仕候所、相手方<sup>二</sup>而、太郎左衛門老入進退之河岸<sup>二</sup>而、村役人・小前等可差構筋無之趣申之候得共、元來河岸場問屋之儀、村請<sup>二</sup>相違無之段<sup>者</sup>、宝永・享保度以來之明細帳、延宝度御普請願書、元文度御廻米引請弁納証文、宝曆度御蔵普請之節御請証文、明和・文化度其余度々之諸書物<sup>二</sup>茂、村役人連印ヲ以村請之趣取計來、素分村持河岸場問屋<sup>二</sup>相違無之段、証拠顯然と相分、殊更隣河岸鰍澤・黒澤両河岸之義<sup>茂</sup>、前々より村持<sup>二</sup>有之、青柳河岸<sup>二</sup>限り太郎左衛門一手持<sup>与</sup>申謂無御座、依<sup>而</sup>者問屋<sup>并</sup>御廻米御用之儀<sup>者</sup>、一村引請諸商荷物<sup>者</sup>荷主相對ヲ以引請候様仕度、其上支配役所吟味中去ル亥年太郎左衛門御廻米請負年季明<sup>二</sup>相成、相手理八・六左衛門義先例相破り村役人<sup>江</sup>も不相聞、名主加印無之願書ヲ以惣村故障無之趣偽り取巧、御廻米跡請相願候所、追<sup>而</sup>取拵之段相頭れ、右願書御差戻し相成候得とも、是等之儀<sup>茂</sup>不正之取計、就中相手理八・六左衛門私欲<sup>二</sup>迷ひ一体之村益ヲ相妨候段、旁以難得其意、畢竟右様一村拘之問屋<sup>二</sup>候義、身上不如意幼若之太郎左衛門名目差出為相任置、後見理八外忝人馴合非分之働仕候上<sup>者</sup>、往々<sup>者</sup>問屋名目ヲ<sup>茂</sup>相失ひ候<sup>而</sup>已ならず、弁金等相嵩、同人共及退転候跡村方引受等相成候<sup>而</sup>者、此上如何様村内困窮弥増

候哉、後難片時<sup>茂</sup>難計旨其外品々申立、且相手方<sup>二</sup>而者右体之義<sup>二</sup>者決<sup>而</sup>無之、当河岸之儀<sup>者</sup>慶長十二年<sup>未</sup>角倉與市様川筋御見立之節分問屋役被仰付、商ひ荷物取賄、其後寛永九<sup>甲</sup>年中河岸御蔵御建被成候以來、太郎左衛門手限<sup>二</sup>相勤、尤御廻米之儀<sup>者</sup>御米老俵<sup>二</sup>付鑿老文ツ、被下置<sup>而</sup>已<sup>二</sup>而、御用向<sup>者</sup>無給<sup>二</sup>相勤候故ヲ以隣国商ひ諸荷物取賄、永久渡世仕來り、外両河岸<sup>与</sup>違、余人携候義証拠<sup>者</sup>勿論申伝<sup>二</sup>も無之、寛文年中分両度御領知替<sup>二</sup>相成候<sup>而</sup>茂、矢張太郎左衛門手限相勤候証拠書物数通所持罷在、御運賃三河岸一同御願等之節<sup>茂</sup>鰍沢・黒沢両河岸<sup>者</sup>問屋・名主・長百姓連名、青柳河岸<sup>二</sup>而者太郎左衛門一名<sup>二</sup>願上候拵等数通有之、御蔵御修覆御運賃金等、都<sup>而</sup>同人一名<sup>二</sup>被仰付、御蔵臺之儀も御手狭<sup>二</sup>付、享保十三年<sup>中</sup>中太郎左衛門持地之内式筆合七畝步足地<sup>二</sup>被仰付、其後宝曆三<sup>西</sup>年中下畑式畝廿九步是又足地<sup>二</sup>被仰付、此分年々太郎左衛門弁納罷在候、同六年<sup>子</sup>御運上被仰付候<sup>二</sup>付、塩荷物<sup>并</sup>船稼いたし候もの共より同人方<sup>二</sup>取立、年々上納仕候、小切手御役所<sup>江</sup>差上御目錄<sup>江</sup>御書載被下置候儀<sup>二</sup>而、口永<sup>者</sup>太郎左衛門御年貢勘定<sup>江</sup>差加へ、名主方<sup>江</sup>相渡、既<sup>二</sup>戌・亥・子・丑四ヶ年<sup>未</sup>夕御目錄御引替無之候<sup>二</sup>付、直上納仕候小切手其外先前御代官様方御書付等数多所持罷在、且又明和之度鰍澤出入之節<sup>茂</sup>、既<sup>二</sup>当河岸差障<sup>二</sup>及へく之所、太郎左衛門方証拠書物相立、先規仕來之通可取計旨之蒙、御裁許、去ル文化三<sup>寅</sup>年当国御廻米為御改正御普請役様方御取締御立会被遊候<sup>茂</sup>、両河岸<sup>与</sup>違当河岸之義<sup>者</sup>、太郎左衛門一人<sup>二</sup>而外村役人立会候儀無之、大切<sup>二</sup>御用相勤罷在候、然ルを訴訟方之もの共儀、親類之私共後見いたし、幼年之太郎左衛門無滞問屋相続為致罷在候儀を相妬、私欲<sup>二</sup>抱り不正之取計相見へ候<sup>而</sup>杯跡形<sup>茂</sup>無之儀申成、小前大勢寄集メ、酒食ヲあたへ、印形押取いたし、却<sup>而</sup>自分共私欲可致巧ヲ以出入相企、難渋為致候旨、其外品々申立、御吟味中之所、青柳河岸之儀<sup>者</sup>富士川通船開關以來御廻米御用<sup>并</sup>商ひ諸荷物其外都<sup>而</sup>太郎左衛門一手<sup>二</sup>進退仕來り候儀<sup>者</sup>、証拠書物<sup>二</sup>無相違段、夫々相分り候得共、問屋<sup>并</sup>株式<sup>与</sup>申義都<sup>而</sup>御停止被仰出候上<sup>者</sup>、争論可及筋無之段、御趣意相弁、依<sup>而</sup>以來河岸之義訴答入会之河岸渡世<sup>与</sup>相定、一同無隔心入会、諸荷物請扱稼方仕、都<sup>而</sup>御趣意<sup>二</sup>相振不申様可致、且御廻米御用引受方之儀、太郎左衛門引請年限中<sup>者</sup>同人<sup>江</sup>相任、年季明切替之度毎安直段を以引請候もの有之候<sup>而</sup>、村役

人物連印を以御支配御役所<sup>江</sup>跡受相願、御差凶受、御差支無之様仕、御廻米之儀<sup>者</sup>別<sup>而</sup>大切<sup>二</sup>付、請負人<sup>者</sup>勿論、長百姓之内壺人ツ、立会、籠略無之様相勤候筈取極、一同聊無申分熟談内濟仕、偏<sup>二</sup>御威光<sup>与</sup>難有仕合<sup>二</sup>奉存候、然<sup>上</sup>者、右一件<sup>二</sup>付重<sup>而</sup>双方<sup>二</sup>御願筋毛頭無御座候、依之為後証連印<sup>江</sup>口証文差上申所、如件、

史料5 天保十五年（一八四四）三月

（青柳河岸問屋出入）為取替議定書之事

（富士川町蔵）

為取替議定書之事

一青柳河岸御廻米御運賃年季切替請負之儀<sup>ハ</sup>、去々寅年中御奉行所<sup>ニ</sup>おゐて濟口議定<sup>ニ</sup>基キ、前々<sup>ハ</sup>太郎左衛門勤來候儀<sup>ニ</sup>付、今般相互実意を以掛ヶ合候上<sup>ハ</sup>、以來御廻米問屋之儀<sup>ハ</sup>、太郎左衛門相勤可申候、尤御廻米御運賃年季切替之節<sup>ハ</sup>、名主加判仕、三河岸一同御請負仕、御用大切<sup>ニ</sup>相勤可申事、一商荷物之儀<sup>ハ</sup>、前同様濟口議定之通相互出精いたし、荷物取賄可申事、一当村之儀、役名人少<sup>ニ</sup>付、今般長百姓<sup>并</sup>百姓代差加可申事、右ヶ条之通相互<sup>二</sup>下略

天保十三<sup>寅</sup>年

十月

小林藤之助御代官所

甲州巨摩郡青柳村

小前式百三拾四人惣代

名主

訴訟方 真太郎

百姓代

同 儀左衛門

百姓

同 宇兵衛

同村問屋太郎左衛門後見

長百姓

相手方 理八

百姓

同 十兵衛

御奉行所様

前書之通、跡部能登守様<sup>江</sup>濟口証文差上候所、御聞届<sup>ニ</sup>相成候間、為後証、為取替置申所、如件、

右

真太郎

儀左衛門

宇兵衛

理八

十兵衛

寅十月

青柳村

名主

真太郎

長百姓

理八

御廻米問屋

太郎左衛門

百姓代

儀左衛門

百姓

十兵衛

同

宇兵衛

鰺沢村

名主

立入人 喜平次

長百姓

弥市右衛門

**史料6**

(延享三年・一七四六)寅正月

(戸川通・富士川通川除け道具書上げ)覚

是八本書上申候

覚

戸川通	四間	四ヶ所
一棚牛	八間	四ヶ所
一菱牛	六間	
一笈牛	九間	
一牛垣出	拾四組	七ヶ所
	七組	四ヶ所
	四間	
	八間	拾四ヶ所
	六間	
	拾間	
一尺木垣出	六間宛	七ヶ所
一蛇籠	六拾本	立籠 八ヶ所
一石出	拾ヶ所	拾ヶ所
一石堤	四百三間	壱ヶ所
一石砂堤	百九拾七間	壱ヶ所

(国立資料館青柳村文書)

同  
長 蔵  
同  
清左衛門  
同  
弥五左衛門

富士川通  
一堤 六百間 壱ヶ所  
一棚牛 壱ヶ所  
一笈牛 壱ヶ所  
一石出 八間 壱ヶ所

右八川除御普請御入用ヶ所書上申候所、相違無御座候、以上、

(延享三年)

寅

正月

巨摩郡青柳村  
名主

長右衛門

長百姓

不残

**史料7**

明治十八年(一八八五)七月

水害川限り取調上申

水害川限り取調上申

(富士川町蔵)

南巨摩郡増穂村

富士川通  
一古大菱牛 拾貳組 七ヶ所  
一棚牛 七組 壱ヶ所  
一堤切所 長百七間 六ヶ所  
一駿州往還道路欠所 長延貳拾四間 九ヶ所  
一田荒地八町七反歩  
一田水冠六拾五町五反歩  
一畑荒地拾五町四反歩  
一畑水冠四拾七町三反歩  
一堤欠所 長百三拾二間 七ヶ所

戸根川通  
一菱牛 参拾組 廿六ヶ所

一堤欠所 長延八拾三間 拾三ヶ所  
一石積欠所 長延八間 壹ヶ所

坪川通

一堤欠所 長四拾九間 貳ヶ所

一田荒地 八反五畝歩

一田水冠 參拾五町

一畑荒地 七段三畝歩

一畑水冠 八町五反歩

一人家水冠 五拾戸

籠ノ口川通

一菱牛 壹組 壹ヶ所

一笈牛 壹組 壹ヶ所

一堤欠所 長貳拾三間 貳ヶ所

一積籠出し 長貳間五本 壹ヶ所

塩沢川通

一堤欠所 長貳拾間 壹ヶ所

一石堤切所 長八間 壹ヶ所

戸川通

一菱牛 拾四組 九ヶ所

一大川倉 五組 四ヶ所

一中粹 九組 八ヶ所

一石瘤欠所 長拾六間 四ヶ所

一石服付 長拾貳間 四ヶ所

一堤欠所 長八間 壹ヶ所

畔澤川通

一菱牛 貳組 貳ヶ所

右八、客月廿九日ヨリ本月一日ニ至リ、大雨出水之為メ、前書之通流失仕候間、此段及御届候也、

右村戸長小林小太郎代理

全村戸長役場書役

明治十八年七月十三日

長沢義一印

山梨県令藤村紫朗殿代理

山梨県少書記官内田忠雄殿

史料8 図A安政七年（一八六〇）

「甲州青柳河岸及青柳村絵図」（仮題）

概観 本図は富士川町青柳町の小河内照一郎家所蔵の絵図である。題は書かれていないが、青柳村と青柳河岸を中心に描かれているので、「甲州青柳河岸及青柳村絵図」と仮題を付した。縦一〇〇・五センチ、横八六センチの縦長の図で、本来なら縦

に細長い数枚の紙を二段に分けて継いで作成された用紙に描かれた絵図であったと思われるが、残念ながら上段向かって一番左の一葉が抜けている。しかし、残りの部分の保存状態は良く、表装され、縦一四一センチ、横九六センチの軸装となっている。

年代は図左側に、「安政七申年回陽・小河内氏輅（カ）後探起（花押）・鶴齋貞俣 印」と書いてあるので、幕末の小河内家の当主（第九代太郎左衛門吉清）が絵師鶴齋貞俣に依頼して作成したものと読める。但、同一人物の可能性もある。安政七年（一八六〇）は三月十八日に万延元年と改元しているので、（改元の情報が遅く伝わる場合もあるが、ここは東海道と直結する富士川水運の拠点でありそのような可能性は少ないと考えられる）本図は当年正月から三月十八日の間に完成した、ということになる。「回陽」とは陽が返るが、この推定は正しいと思われる。

方角 本図の右下に方角を示す羅針盤が置かれている。針は十二支のうち「子」すなわち北を指している。西を上（楯形山側）とし、右が北（甲府側）で、図の下部にあたる手前、東が富士川である。図に向かって左が南（駿河国側）であるから、こ

の図の右で釜無川・笛吹川・芦川などが合流して形成された富士川は、右下から左下に向かって流れていることになる。

**範囲** ところで、青柳村と青柳河岸を描くのであれば、青柳村の領域はこの絵図の下半分で充分である。それではなぜこのように縦長の図として描かれているのだろうか。その理由として、戸川（向かって右上から左下に流れて富士川に注ぐ）の上流部の取水口（明確には描かれてはいないが）から青柳村の用水が一本ひかれていることに注目したい（「平林道」の下に、その長さが「延長三十町」と書かれている部分）。

この用水は、その下で北（向かって右側）から来る「根方道」と交わる部分で、そのまま（東・富士川側）に流れる「呑用水」「是ヨリ青柳村境迄百六十間」と、向かって左側（南）に分かれる「青柳下村分水 延長五町」とに分かれている。前者は青柳村の領域に入ったところで、「上分水」と書かれているので、青柳村の上（かみ）分の飲み水として（もちろん用水としても）使用されたもので、後者の「青柳下村分水」と対応しているものと思われる。ここから、青柳村においては、（向かって右の）甲府側が上（かみ）・（向かって左の）鵜沢側が下（しも）と意識されていたこともわかる。この用水は、大久保村・天神中條村・最勝寺村を通過して青柳村迄ひかれていることになる。このように、戸川から青柳村に向かつてひかれた用水の関係を明示することが、本絵図が広域に描かれた理由の一つと考えられるのである。また、絵図上部の山々は田畑に施入する刈敷（かりしき・カッチキ、緑肥、山野の若葉を肥料として田畑に敷き入れる）を採取する入会山（八町山など）で、これも青柳村の生活に関係が深いので、描かれたものと思われる。絵図中央上部の戸川を渡る橋の手前には「八丁道」、その道の先の山の中央には「青柳村八町小物成」と書かれている。この八町山を利用するにあたって、青柳村をはじめ村々は毎年の年貢に「小物成」として米を納めている。青柳村の場合は近世（ほぼ江戸時代）前期には小物成米四斗九升三合、その後八斗五升三合を納めている。

さらに、本村から離れた戸川の左岸中央部に沿って林がまとまって描かれている。ここにも注目したい。ここには、「午新田小物成 上三百四拾間」・「上同断 下式百六十間」と書かれている。ここも緑肥の採取地に充てられて小物成を納めていた。一間一・八一メートルであるから、上は六一メートル、下は四七三メートルということになる。上下合わせて一〇九一メートル、一キロを超える長さである。一方、この戸川はたびたび氾濫する荒れ川で、林の前の川には「堤」・「御堤」が築かれ、そこか

ら石垣が何本も突き出ている。その間には菱牛（ひしうし）や蛇籠（じゃかご）などの川除け（かわよけ）道具が設置されているのが描かれている。増水した激流を緩和する当時の人々の知恵である。江戸時代の青柳村の普請場所は富士川沿岸だけでなく、ここにも所在していたのである。つまり、この林は単なる緑肥の採取地だけでなく、水防の機能を持った林だったのでないだろうか。本来ここは隣村最勝寺村の領域に含まれるはずであるが、現在でもこの場所は「青柳区戸川添」などと呼ばれている青柳地区の飛地である。この場所が決壊すると青柳村は大きな水害をこうむるため、この普請場所は青柳村にとって重要な場所であった。絵図をよく見ると、この林に對面する形で、青柳村上部（西側）の境界に沿って長い石垣が描かれていることに気がつく（ここに書かれている文字は「石腹附普請村力（カ）」のように読める）。ここは現在の八メートル道路のところであるが、この境界線が水防における第二の防御線といえよう。（また、より目を近づけてみると、この林に並行するように最勝寺村内に石垣が薄っすらと描かれているのがわかる。ここは青柳村分ではないので薄く描かれているものと思われるが、最勝寺村でも戸川のより上流から水防のための石垣が小室道のあたりまで伸びていたものと思われる。この点是最勝寺村の史料を分析する必要がある。さらに第三段階として昌福寺の南側の石垣がこの役割を果たした可能性も考えられる。）すなわち、この絵図は青柳村本村と青柳河岸を手前（絵図下半分）に配し、その内部の田畑や水路を彩色して描くとともに、それだけでなく水路や水害防止の林・石垣、さらに緑肥採取の山など、青柳村とかかわりの深い山・川・用水の範囲にも目配りして描かれているのである。もちろん、駿州往還をはじめ、青柳村の人々が利用する生活のための大小様々な道も描かれている。

**耕地** 色分けは、田を「本免田方」・畑を「畑本免」とし、田はこのほかに「田取下ケ」・「新田」、畑は「田畑成」（田が水利の関係などで後に畑となったもの）・「畑取下ケ」がある。「取下ケ」の意味は不明である。また、これらの耕地が水害などで損なわれた「損地」、「要水小川（耕地の用水）」や、「卯堤馬踏」（卯年に堤を普請しその上を人だけでなく馬も通れるように道を作り堤を丈夫にするもの）・「卯馬入本道」・「作場通ひ道」などの通路も示され、合わせて十一に分類されているが、明確な区別は難しい。ただし、赤い細線で示された「作場通ひ道」は明確で、往還や耕地・堤を結ぶ村の道がわかる。また水色の水路も、戸川から引かれて村内を巡り、「呑み水」・「用水」に用いられ、「悪水」（排水）となつて富士川に排出される。田畑の「本免」とは、寛文十二年（一六七二）などの検地によって検地帳に記載された本来の耕地をさすも

のであろう。青柳村の西側には諏訪神社の朱印地（朱印状によって年貢を免除された土地）が二石五斗余、東側には昌福寺の墨印地（幕府の代官頭や奉行が出した墨印状によって年貢を免除された土地）四九五坪（一反六畝十五歩）が所在する。ただし、青柳村の耕地整理は明治四十年代に行われたので、これらの耕地の様子は現在とは違ったものであつたらう。

### 河岸場への道

青柳河岸に至る道は、往還から音叉のように二つの道が富士川に向かつている。二つの道は河岸場手前で合流する。道幅は二間（約三・六メートル）であつたと、天保三年（一八三二）の青柳村「指出明細帳」に記されている。小河内照一郎さんによれば、この道には入口と出口が明確に決まっていたという。伝承によれば、二つの道の出入口は四八〇歩離れており、その中央に、二〇一九年七月「白山神社旧跡の碑」が青柳三丁目銀座会の人々によって建立された。出入口はこの石碑から左右に二四〇歩宛の所である。現在の青柳二丁目の交差点から少し鰍沢側に寄った「LADY'S水口屋」と飲食店との間の細い道が入口で、川に向かつて右手には狐白稲荷神社があり、二丁目の道祖神場もここにあつた（現在道祖神場は道の拡幅により向かい側に移転）。このあたりは「上大縄場」（かみおおな）と呼ばれていた。絵図を見ると、河岸場に至る道の北側にも家々が建ち並んでいて盛んな様が見取れる。そこから富士川方面に向かい河岸場に至る。河岸場から戻るときは、鰍沢寄りのもう一つの別の道を通って出口（現在の昌福寺と「ふじかわどりいむ」（パン屋さん）の間の細い道の向い側）に出て青柳の往還に戻つたという。この出口の少し手前には、「出口屋」（でぐちや）という屋号の家があり、三丁目の道祖神さんもここにある。このあたりを「下大縄場」（しもおおな）という。（ただし、実際に歩いてみると、二四〇歩は少し多めであるようにも思われる。）

### 隣村

村域で整理すると、青柳村を中心に北（右）に大柗村・長澤村、西（上部）に最勝寺村と天神中条村、さらに山の側には大久保村、櫛形山の中腹には平林村（「平林道」と書かれている）が所在する。南側（左）は鰍沢河岸のある鰍沢村で、戸川を渡つた向こう側が鰍沢村の本村であるが、戸川を越えた青柳村の側にも鰍沢分の「新田」という地名が現在も存在する。最勝寺村もその名称の元となつた最勝山最勝寺は戸川の向こう側にあり、また、同じ側には枝郷の馬門（まかど）もあつて、戸川の両側に村域が存在している。

### 村と寺院と石塔

青柳村の図下部（東）には富士川とその堤、青柳の河岸場が描

かれる。次いで先述した青柳村の主要な耕地である田畑が色分けされている。その上の右端では、甲府から来た駿州往還と、信州や葦崎から来た駿信往還とが合流する「追分」があり、この辺りから道の両側に屋敷が並ぶ街村（がいそん）の形をとる青柳村の姿が描かれている。村域の上部（西側、富士川の反対側）には、北側から法久寺・産神（うぶすな、諏訪神社であろう）・法長寺・青柳寺・昌福寺・善応寺が計画されたように配置されている。昌福寺はもと、道を挟んだ富士川側に創建されたというが、いつの時代にか西側に移つたという。寺院はいずれも日蓮宗で、小河内さんの話によれば、各寺院の境内には小室山妙法寺に至る小室道が貫通しており、現在でもそこを歩いてみれば要所に「小室道」という石碑が建てられているのを見つけることができる。一方、この図中の「小室道」という表記は先の八メーター道路の所に書かれているが、これは先述の小室道に対し表通りにあたる道であろうか。小室山妙法寺は、小室村に所在する日蓮宗寺院で、江戸時代前期の延宝四年（一六七六）に大本山身延山久遠寺と本末争いがあつた際、「一本寺」（無本寺）として独立が認められた古刹である。この絵図に、もし左上の一葉が残っていれば、戸川を渡つて妙法寺に至る小室道と妙法寺が描かれていたのではないだろうか。ちなみに、江戸時代、昌福寺・法久寺・善応寺は身延山久遠寺末、青柳寺と法長寺は小室山妙法寺末であつた。

現在、青柳村内は、二十騎・古宿・南地・森・八反畑・新宿・田嶋屋敷・上沼・町屋口・御池・藤田池・角田・中河原・上河原・内河原・外河原という十六の字（あざ）に分かれている。絵図には田嶋（田嶋屋敷）や町谷（町屋口）・上沼など現在と同じ字名もあるが、窪田・上原などより小地域の名称と思われる字名もある。それらは□で囲まれているが、大分読みにくい状態になっている。

青柳村は、天保三年（一八三二）には、家数三百九軒・人数千五百八十人という大きな村で、医師二・大工四・茅屋根葺き二・紺屋三・鍛冶一・桶屋六などの諸職があり、川除守や河岸御蔵の警備、野廻りを仕事とした人も三軒あつた。これ以外にも寺子屋・質屋・塩商人・茶商人・船頭などがいたはずで、町場の要素を多く持っていた。以下、青柳村の家並みのところに目を近づけて見てみよう。

まず、追分の所には「火番」の小さな小屋と屋根の付いた立派な「御高札」場がある。火番の小屋は往還に沿つてこれ以外にも三ヶ所、合計四ヶ所あり、屋敷が密集する青柳村のようなどころでは、火事は最も怖ろしい災害であつたことがわかる。（但、この絵図が描かれた一八六〇年は幕末の風雲急を上げる頃であり、駿州往還を通行する人々も多く、甲州

は有名な博徒の生まれた地域でもあり、火番の小屋は若者が詰め治安を警戒する場所でもあったのではないだろうか)。一方、高札には強訴・徒党の禁制や切支丹の取締ることが書かれていたのであろう。高札場はここ以外にも御蔵台の大柵村側の堤の上と、戸川に突き出した石垣の上にもあり、何れも屋根が付いて大切に扱われている。これらの高札には、堤の維持や川除の禁制が書かれていたものと思われる。目を追分に戻すと、高札の脇に大きな石碑がある。これは絵図ではわからないが、「南無妙法蓮華経」というお題目が刻まれた大きな石碑であった。廃仏毀釈の風潮が盛んな明治七年(一八七四)頃、表面を削られて、県庁までの距離を示す道標に変わり現在に至っているようである(『増穂町誌』下巻)。こうした石造物に注意して絵図をみると、大柵村・長澤村・鵜沢村との村境三ヶ所と昌福寺の「御墨印」地の合計四ヶ所に、石垣の上に石碑が建てられた石塔が四基配置されていることに気がつく。この石塔に何が刻まれていたのかは分からないが、同様にお題目の七文字であった可能性が高いのではないだろうか。寛文十三年(一六七三)の宗門人別帳を見ると、他村から来た奉公人を始め、全員が日蓮宗の寺院の自家である。一村にある寺院がすべて日蓮宗であった青柳村は、「南無妙法蓮華経」というお題目の力によって村の境界を守るという意識が非常に強く作用していたのではないかと思われるのである。先の追分の石碑と合わせると村内五ヶ所のお題目の石碑による結果で守られた「法華の村」といえるようか。

次に、青柳寺の向かい側には「正一位」(狐白稲荷大明神)の社があり、この地域はもと仙洞田姓の家が多く、その同族神であった可能性も考えられるが、現在では地域の人々の信仰を集める神社となっている。その手前が「郷蔵」で、納められた年貢を輸送時まで保管したり、災害に備えた貯穀(米や麦)を蓄える場所であった。

青柳の村を貫通する往還は、今でも「金手」(かねて)と呼ばれ、隣の南アルプス市古市場や甲府の金手ほどではないにしても、鍵状に曲がっている。その往還の中央にあったのが白山(神社)の社(やしる)である。この神社は、戦国時代に身延のあたりに出陣した武田信玄が、敵の矢が前歯に当たって歯痛に困りながら帰ってきた時、この辺りの小祠に祈願するとたちどころに歯痛が治ったという。信玄はこの靈験に感謝して白山社を勧請したという。小河内さんによれば、当時の道は八反畑の方を通過して、白山の祠の方はごく細い道ではなかったかという。現代ならば即座に撤去されるであろう道の真ん中に鎮座する白山権現社は、青柳の往還の名物になっていたようである。甲州益唄の六番に「市川文殊知恵文殊 青柳の ソレ 権現さまは宿の中

ドッコイ 権現さまは宿の中」と謡われていたという。現在は諏訪神社境内に合祀されている。

**青柳河岸** 絵図下部の富士川端には、東西に長い長方形の地形と大きな建物がいくつか描かれている場所がある。青柳河岸の「御蔵臺」(御蔵台)である。その規模は、『甲斐国志』(卷之三十一山川部第十二)によると、御蔵台が二八間(約五〇・九メートル)×二六間(約四七・三メートル)(二反四畝八歩)で、正方形に近い形状である。御蔵は二十間(約三六・四メートル)×四間(約七・三メートル)(二畝二〇歩)で非常に細長く、現在追分の青柳「いきいき館」の土地に移設された御蔵がこれにあたるのではないだろうか。囲堤は長さ六百八間(約一〇五・三メートル)であった。この場所がどのように石垣などで高上げされ水害から守られていたのかは、残念ながらこの絵図からはわからないが、一キロメートル以上の長い囲堤で守られていたことは確かである。また、御米蔵は二十間×四間で三河岸はどれも同じ大きさであるが、鵜沢の御蔵台は四十間×三十間(二四反)で、青柳河岸のさらに二倍近くの大きさであった。黒沢河岸は明細を記さないが、御蔵台は一反二畝歩で、青柳河岸の御蔵台の半分の大きさであった。

この御蔵台を中心とする富士川に沿った地域が青柳河岸であったと思われる。青柳河岸の前後には、巨大な蛇籠・菱牛などの水防のための設備が描かれている。特に、右(北側)には「三ヶ村悪水」・「長澤村・大柵村悪水」という隣村の排水口もあって、石を入れた小さな籠がたくさん入った大規模な蛇籠が描かれている。こうした川除けの道具は、その規模の大小はあっても富士川に沿って堤防を守るように設置され、今も河川敷にコンクリート製の菱牛などを見ることが出来る。また、水神を祀ったと思われる神社も御蔵台のすぐ北側にある。一方、御蔵台の向かって左側には係留された船数艘と、人や荷物を載せた舟が、竿をさす人と共に描かれている。また、下流部には、いったん富士川を下った舟を綱で曳き上げてくる人々の姿が描かれている。三河岸からわずかに数時間で駿河国富士郡岩淵河岸(静岡県富士市)まで下った舟も、それを甲州三河岸までまた曳き上げてくるには数日を要したという。笠を被って前傾姿勢で一生涯命舟を曳く人々に対し、舟には一人ずつ竿をさす人が乗っているようである。船頭であろうか。

ここで気になるのは、御蔵台の富士川に面した門から川に向かって一本の赤い線が引かれ、その線の途中に一艘の舟が描かれていることである。これは富士川の渡船を

表すものではないだろうか。青柳村と対岸八代郡高田村（市川三郷町）を結ぶこの渡船は、「青柳の渡し」とも「高田の渡し」ともいわれたというが、実際の船頭は高田村の人で、年に二度、高田村の者が青柳の各戸を廻って渡船賃を集めたという。

御蔵台には日の丸の旗が掲揚されており、出入り口が五つある倉庫のような大きな建物だけでなく、大小さまざまな規模の建物があり、それ以外の空いている場所は矢来で囲われている。日の丸は幕府に納める年貢を運ぶ際にも舟に掲げられたようである。ただし、この御蔵台の場所は中央を建物で仕切られ、そこには半分開かれた門がある。青柳村に年貢米を廻送する御蔵が建てられたのは寛永十五年（一六三八）といわれる（『甲斐国志』卷之三十一 山川部第十二）。しかし、天保年間（一八三〇～四四）に青柳村では村方騒動があり、年貢米を輸送する問屋方と商品を輸送する村方側に分離することで決着した。これはあくまでも推定であるが、このために御蔵台が二分割されて描かれたのではないだろうか。

**おわりに** 一九七七年（昭和五二年）三月に刊行された『増穂町誌』史料編は、年表の部分（長澤孝さん）を除いて大部分を筆者が担当した（年貢のグラフは関弘志さん）。大学院二年生の修行中の者がこのような四百五十ページに及ぶ史料集を担当することはためらわれたが、町誌編纂の責任者でおられた荘司存良さん（教育委員会次長・希米宝林寺住職）に激励され、編纂室の神田貞道・寺井永治・市川幸雄・深澤あつ志・長澤孝さんに応援していただき、史料編の編集に取り組んだ。誰にも教えを乞うわけにはいかないので、古文書を読むことについては、人生の中で一番勉強したように思う。史料編を出版するにあたり、本文の校訂が終わりに近づいたころ、本の「見返し」にどのような絵図を入れるか、出版社の方から早急に返事を求められた。この時、どのようにしてこの絵図の存在を知ることができたのかは思い出せないが、実物を一見して、史料編「見返し」には勿体ないくらいの素晴らしい絵図であると感じつつ、所蔵者の小河内為信さん（現所蔵者小河内照一郎さんの父上）の快諾をいただき、早速出版社の方に撮影してもらい、白黒の印刷ではあったが、史料編の見返しを飾ることになったのである。

『増穂町誌』史料編が出た後、一九七九年（昭和五四年）に柏書房から出版された『図録 農民生活史事典』の「§1村のたたずまい」の一番初め（二六～二八ページ）にこの絵図が取り上げられ、解説が載せられた。史料編の「見返し」の部分にこの絵図を掲載させていただいた筆者も、一町誌に掲載された絵図が全国に出版された本に

取り上げられて、大変うれしく思ったことを今でも覚えている。しかし、その内容については、いくつか明確な間違いがあり、当時から四十年以上の歳月が経ってしまったが、ここに『図録 農民生活史事典』の解説で訂正すべき四つの点を指摘しておきたい。

まず、青柳村が「幕領、村高二六五石余」という点について。青柳村の支配は時代により変遷しているが、大ざっぱにいえば、近世前期の徳川忠長領や甲府徳川家・柳沢家による藩領の時代と、その後享保九年（一七二四）以降の幕府領（天領）の時代に大きく分けられる。さらに中期以降青柳村の周辺の村々に一橋家や田安家など御三卿領が設定されるが、青柳村は幕末まで幕府直轄領であった。幕領は正しい。しかし、村高は慶長六年（一六〇一）の検地結果を反映したと思われる古高三八二石余が、寛文十二年（一六七二）の検地による新高七二一石余に増加したが、一度も二六五石余になってはいない。江戸時代の大部分の青柳村の村高は七二一石余で、「村高二六五石余」という数字がどこから出てきたかわからないが、青柳村の村高が「二六五石余」であった時代は一度も存在しないのである。

次に小河内太郎左衛門家が問屋以外に村役人として「庄屋」であったという点。甲州国中地方では少なくとも慶長六年（一六〇二）から幕末・明治初期まで、村役人の名称は名主・長百姓（「長百姓」という言葉が確認されるのは「名主」よりも時代は下る）であり、「庄屋」という名称が甲斐国中（くになか）の村方の古文書に見えるのは、近世初期寛永期（一六二四～四四）のごく短い期間のみである。しかも、同書に書かれている「組頭」という役職も、甲州の地方文書には見られない。もし使用するならば「長百姓」という肩書が、近世前期以降見られる。ところで、小河内家であるが、青柳村の問屋を代々勤めたことは間違いない。しかし、問屋だけでも相当な激務であり、名主との兼務は難しかったであろう。小河内家が名主をつとめたことは、今のところ青柳村の史料には出てこない。しかし、村のオモダチ（重立ち）として「長百姓」の一人であったことは確認できる（【表7】参照）。

この他、青柳村の村境を示しつつ、戸川沿いに菱牛・蛇籠などの川除の道具とともに林がはつきりと描かれている点を、同書では「甲州八珍果」などの果樹栽培の地を想定している。しかし、この点は先にも触れたが、これは戸川沿いに青柳村の飛び地があったので、これが緑肥の採取地であり、水防のための林として描かれたものと思われ、決して果樹栽培の場所ではないのである。

もう一つは、青柳村の寺院が四ヶ寺であると書かれているが、本図を目をこらして見ていただければわかるように、一番南の善応寺が抜けている。青柳村には五つの日蓮宗寺院が存在していたのである。

これ以外の諸点については、今後青柳村の史料を分析して、この絵図をさらに詳しく解説してみたいと思う。史料編の古文書の解説と校正・編集の締め切りに追われて、当時それ以外のことに余裕のなかった筆者は、柏書房の本書を見て、絵図をこのように解説・解説できるのか、と教えられることが多かったことも思い出される。今はただ、あの時から四十年以上たつてこの文を書く機会が与えられたことに感謝したい。それとともに、県外に住む筆者がこの長い年月に、途中中断した期間があつたにせよ、当地で古文書整理・史料調査を継続して行うことができたことを、町当局・教育委員会はじめ歴代の社会教育担当者の方々、地域にお住いの方々のご援助に感謝したい。

今回、特に所蔵者で青柳町育ちの小河内照一郎さんには、この絵図の出版のご許可をはじめ、地域の伝承についても教えていただいた。心より感謝したい。この絵図の存在によって、地域の方々に富士川水運の時代のあつたことを知っていただき、郷土の歴史に関心を持っていただければ幸いである。

なお、本図については、別途B1判の大きな図を刊行しているので、詳細はそちらを参照されたい。また、この図に出てくる地名は、【表2】記載事項に書出した。絵の具の剥落による不明部分については、今後の検討を期したい。

本図の撮影は井上直樹さん（サンニチ印刷フォトグラフィグループ課長）、サンニチ印刷の担当は矢口浩一さん（サンニチ印刷営業局営業部長）である。

## あとがき

小河内家所蔵の富士川絵図は、筆者の知る限りでも十におよぶ本や報告書に掲載されている有名な絵図である。しかし、長大であるため、掲載される写真はどれも極めて小さく、写真から文字は読めず、富士川がどのように描かれているのかさえ、うかがい知ることはできなかった。折角、貴重な絵図の写真を掲載するのであれば、なんとか文字も読める大きさを、しかもカラーで全体図を掲載することが、是非必要であった。本絵図に記載された難所の名称や個々の岩の名前・地名の読み、そして何よりもこの絵図が作成された理由も、小野寺淳氏の先行研究に学びながらも、ここから研究が発するものと思われる。現在の地形との対比や陸路との関係なども、今後議論されることであろう。

富士川絵図は、これまで少なくとも四面存在していることが知られていたが、今回小河内家から新たな図（前欠で上部が一部欠損してはいる）が一つ提供されたので、合計五面存在することとなった。そのうち二面を本書に収録することができたことは、大変ありがたいことであった。富士川町を称する本町は、なんとかあと三面の所在と関連資料の存在を確認し、富士川水運についての幅広い研究を進めるうえでの基礎資料を公開し、蓄積してゆきたいと思っている。

今後とも、多くの方々のご支援、ご協力をお願いする次第である。

（菊池邦彦）

協力者 小河内照一郎

大久保勝徳

仙洞田 貢

井上浩一

石川雅也

秋山勝司

内田五十鈴

鍋田幹雄

原田洋一郎

昌福寺

富士川町教育委員会

担当 望月大輔

富士川町郷土資料叢書 5

富士川水運資料①

お問屋 小河内照一郎家所蔵

富士川絵図

二〇二二年（令和三年）三月三十日発行

〒四〇〇一〇六〇一

富士川町鰍沢一六三九一

発行 富士川町教育委員会

印刷 株式会社サンニチ印刷



